

# 令和6年度 保育園・こども園等の入園案内



保育園等の入園を希望する保護者の方は、必ず本冊子の内容をご確認の上、お申し込みください。  
また、内定後および入園後のお手続き等についても、記載してありますので、大切に保管してください。

千代田区ホームページQRコード



入園案内・必要書類様式等      4月入園   園児募集について      各園の空き状況について  
千代田区子ども部 子ども支援課  
〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 (区役所本庁舎2階)  
(TEL) 03-5211-4119   (FAX) 03-3264-3988  
(メールアドレス) kodomoshien@city.chiyoda.lg.jp

(2023年11月発行)

# 目 次

1	令和6年度の申し込みの概要	1
2	保育園の種類	2
3	居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）について	4
4	教育・保育給付認定について	6
5	申し込みから入園までの流れ	8
6	クラス編成表	9
7	入園申し込みができる方	9
8	入園申し込み受付期間	10
9	入園を希望できる月	10
10	出生前児童の仮申し込みについて（4月入園のみ）	11
11	申し込み先・申し込み方法	12
12	申し込みに必要な書類	18
13	選考基準	21
14	申し込み内容の変更	29
15	選考結果について	
	（1）選考結果の連絡について	30
	（2）入園・転園の内定が出なかった場合	30
	（3）入園・転園の内定が出た場合	30
	（4）入園内定を辞退した場合	32
16	預かり時間・日数について	33
17	保育料	34
18	区立保育園・こども園のスポット延長保育	46
19	在園中の手続きについて	47
20	認証保育所等保育料減額補助について	50
21	よくある質問	55
22	令和6年度保育園・こども園の紹介	61
	・認可保育園等一覧	62
	・各園の保育時間と休園日	66
	・保育園所在地マップ	69
	・千代田区立保育園・こども園 基本理念	70
	・保育施設の紹介	71
	・認証保育園等一覧	105
	・認証保育園等の紹介	106

# 1 令和6年度の申し込みの概要

## (1) 4月入園申し込み受付期間について

	一次締め切り	二次締め切り
受付期間（窓口）	令和5年11月22日（水）～ 12月22日（金）	令和6年1月4日（木）～ 2月14日（水）
オンライン申請・郵送 締め切り	令和5年12月15日（金） [必着]	令和6年2月7日（水） [必着]
受付時間（窓口）	8時30分～17時	
結果発表	令和6年2月7日（水） 予定	令和6年2月28日（水） 予定

※郵送で申し込まれる方は、通常の申し込みに必要な書類に加えて、申込書類確認票と返信用封筒の提出が必要です。

- 詳しくは、18～20ページをご確認ください。申込書受領後、区が申込書類確認票を1週間以内に返送いたします。確認票が区から返送されない場合、申し込み書類が区役所に届いていない可能性がありますので、必ずお問い合わせください。

## (2) 転入・転出を伴う入園申し込みについて

転入・転出を伴う入園申し込みについて、申し込み先や申し込み方法が変更になりました。

- 詳しくは、12・13ページをご確認ください。

## (3) オンライン申請について

入園申し込み以外にも、オンライン申請ができる手続きが追加されました。

- 詳しくは、14ページをご確認ください。

## (4) 医療的ケア児・障害児の申し込みについて

医療的ケア児・障害児の申し込みについて、必要書類や入園までの流れが変更になりました。

- 詳しくは、16・17ページをご確認ください。

## (5) 申込に必要な書類について

介護・看護要件での申し込みの際に必要な書類が追加されました。

- 詳しくは、19ページをご確認ください。

## (6) 復職証明書の提出について

育児休業から復職する際の、「復職証明書・就労証明書」の提出期限が変更になりました。

- 詳しくは、32ページをご確認ください。

## (7) 第2子保育料無償化について

令和5年10月分より、第2子の保育料が無償化になりました。

- 詳しくは、34・35ページをご確認ください。

## (8) 区外転出の際の在園可能期間について

区外に転出された場合の、在園可能期間が変更になりました。

- 詳しくは、48ページをご確認ください。

# 2

## 保育園の種類

各園の詳細については、61ページからの「令和6年度  
保育園・こども園等の紹介」をご覧ください。

### (1) 認可保育園

保育園は、保護者が働いている場合や、病気や出産等のため、日中お子さんをご家庭で保育できない場合に、保護者の方に代わって保育し、子どもたちが心身ともに健やかに成長するよう子育てを支援する施設です。

### (2) 区立こども園

こども園は、これまでの保育園と幼稚園を組み合わせ、0歳児から5歳児クラスの子どもを一貫して育成する千代田区型幼保一元施設です。保育園と同様に長時間保育を実施するとともに、幼稚園としての幼児教育も実施します。

### (3) 認定こども園（保育所型）

保育所型認定こども園は、認可保育園が、保育が必要な子ども以外も受け入れ、0歳児から5歳児クラスの子どもの保育・教育を一体的に行う施設です。短時間保育の利用は、園に直接お申し込みください。

### (4) 幼保一体施設

幼保一体施設は、区立幼稚園に長時間保育課程を設けるとともに、幼稚園では対象とならない0歳児から2歳児クラスの認可外保育施設を併設した施設です。幼保一体施設内保育園は民設民営の認可外保育施設ですが、施設基準や職員配置は認可保育園の基準を満たしています。

### (5) 地域型保育事業

#### ① 事業所内保育事業

事業所内保育事業の施設は、事業所で働く方のお子さんを対象とした保育施設です。

施設の規模により、区内在住の0歳児から2歳児クラスのお子さんが利用できる地域枠があります。

#### ② 小規模保育事業

小規模保育事業の施設は、0歳児から2歳児クラスまでを対象とした定員6人以上19人以下の家庭的保育に近い雰囲気で行う施設です。少人数の施設のため、お子さんの個性や発達に応じた保育を行うことができます。

#### ③ 居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育事業（4～5ページ）は、家庭的保育者がお子さんの居宅に訪問し、居宅で1対1のきめ細やかな保育を行います。障害、疾病等で集団保育が困難と認められる場合、または、0歳児から2歳児クラスの児童で、認可保育園への入園申し込みを「入園できれば希望園以外でも良い」とし、区内全園を希望されていても入園することができず、次の(6)(7)(8)のいずれにも入所していない場合が対象です。

## (6) 認証保育所・区補助対象保育室

認証保育所は、施設内容や人員配置など、一定の水準を確保している施設として東京都が認証した保育所です。13時間の開所を基本としており、一時保育や夜間・休日保育など多様なサービスを行っています。

区補助対象保育室は、東京都の認証保育所と同等の基準を満たした保育施設です。

## (7) 区緊急保育施設

緊急待機児童対策として、廃校になった中学校の校舎を活用した民設・民営の保育施設です。対象が区民のみの認可外保育施設ですが、設置基準や職員配置は、東京都認証保育所の基準に準じています。

## (8) 企業主導型保育事業

企業が従業員のために設置している保育所です。従業員の子ども以外にも、地域の子どもも受け入れている施設もあります。

(1)～(5)の入園に関するお問い合わせ、入園のお申し込み先は**千代田区**です。

入園を希望する方は、本冊子6ページ以降をよくお読みいただき、お申し込みください。

ただし、在勤・在学要件での申し込みの場合は、居住自治体への申し込みです。詳しくは、12～13ページをご覧ください。

(6)、(7)、(8)の入園に関するお問い合わせ、入園のお申し込み先は、**各施設**です。

ただし、(6)(7)の施設の保育料減額補助の申し込み先は、千代田区です。詳しくは、50～54ページをご覧ください。

### 転園とは

転園とは、(1)～(5)の保育施設から(1)～(5)の保育施設へ異動することを言います。  
(1)～(5)の保育施設と(6)～(8)の保育施設間の異動は「入園」と言います。

### 待機児童とは

千代田区が示す待機児童とは以下の定義をすべて満たす方を指します。これに該当しない方(例えば、区内の特定の園のみを希望している方)は、待機児童には含まれません。

#### 待機児童の定義

- ・認可保育園への入園申し込みを「入園できれば希望園以外でも良い」とし、区内全園を希望していても入園することができなかった。
- ・認可保育園や認証保育所等の施設に入所していない。
- ・当該年度中に内定した園を辞退していない。

※千代田区の居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)を利用している児童を除く。

# 3 居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）について

千代田区では、認可保育園への入園申し込みを「入園できれば希望園以外でも良い」とし、区内全園を希望されていても入園することができなかった児童の方を対象に、居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）のご案内をしております。

※定員を超過した場合は利用調整を行います。（27～28ページ参照）

※日中、居宅内に保護者や同居者がいる場合は、居宅訪問型保育事業のご案内ができない場合があります。

※3ページの（6）（7）（8）のいずれにも入所していない場合が対象です。ただし、年度内に2ページの（1）～（5）の入園内定を辞退している方は対象外です。

◆千代田区居宅訪問型事業 千代田区在住で0歳児（生後57日以後）から3歳に到達する年度の末日までの間、利用者の居宅内にベビーシッターを派遣し、1対1の保育を提供します。居宅以外（店舗、会社等）への派遣はできません。

◆利用開始日 ご案内をした開始月からの利用となります。開始月を変更することはできません。利用開始から数日間は慣らし保育（※）となります。また、育児休業取得中の方は開始月中の復職が必要となります。

※慣らし保育とは、お子さんが段階的に環境に慣れるようにする期間のことです。通常保育時間よりも短い時間の保育になります。ただし、慣らし保育は必須ではありません。

◆ご利用の流れ 認可保育園等入所保留のご連絡後、区から「千代田区居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）確認書」をご自宅に送付いたします。

↓

「千代田区居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）確認書」に「利用を希望する」または「利用を辞退する」のどちらかにチェックをしていただき、期日までに「千代田区居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）確認書」を郵送にて提出してください。提出後のキャンセルはできません。

↓

ご利用を開始される場合、区から運営事業者へ利用開始の旨を連絡します。

↓

運営事業者より、利用に関して連絡があります。保育内容や利用時間等は、運営事業者との面接にて調整していただきます。入園申し込みの際にご提出いただいた資料の写しを、区から運営事業者へ提供いたします。

◆利用料 認可保育園の保育料と同額となり、運営事業者へお支払いいただきます。

※急な保育・延長保育追加は、別途運営事業者の定める金額が必要となります。

※ベビーシッターの交通費は原則として事業者が負担しますが、利用者の都合で交通費が発生した場合は利用者の負担となります。

◆利用時間 通常利用時間（7時30分～18時30分）の間で保育を必要とする事由にかかる時間（就労要件での利用の場合は、通勤時間+就労時間）のみとなります。

※就労要件での利用の場合は、就労日以外は利用できません。保護者が休暇・産育休中の場合は利用できません。また、保護者のどちらかが帰宅された時点で保育は終了となります。  
※通常利用時間以外は延長保育となり、別途料金がかかります（最長20時30分まで）。  
※日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は利用できません。

◆保育内容 居宅内にベビーシッターを派遣し1対1の保育を提供します。数人のローテーションで保育を実施し、成長過程等に合わせ、散歩等も提供します。  
※ベビーシッターは、有資格者や子育て経験者等が行います。  
※お子さんのお世話の内容は、運営事業者との面接で決定します。

◆注意事項 ※家事サービスはいたしません。  
※昼食、おやつ等は保護者をご用意ください。食事を電子レンジで温める程度は可能ですが、調理はできません。  
※ベビーシッターの指名はできません。  
※上のお子さん（小学生、中学生等）がベビーシッターの保育中に帰宅する場合は、別途そのお子さんのシッター料が発生します。  
※万一、ご自宅の中の物をベビーシッターが破損した場合は、すべて運営事業者が補償いたします。  
※ベビーシッターを利用する場合、認可保育園に入園したとみなします。他の認可保育園等に入園を希望される場合は、転園申し込みをしてください。  
※利用を辞退された場合、年度内は居宅訪問型保育事業を案内しません。引き続き同じ内容で認可保育園の入園審査を行います。  
※申し込みに虚偽があった場合、料金の滞納があった場合、注意を守られていないことが判明した場合は、利用を中止させていただきます。  
※事業者との面接を経て正式に利用決定となります。居宅内が保育できる環境でないと事業者が判断した場合、利用が開始できない可能性があります。  
※その他詳細については、送付した時点での「千代田区居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）確認書」等に記載の内容に準じます。

◆運営事業者 株式会社ポピンズファミリーケア（定員10名）  
株式会社アルファコーポレーション（定員5名）  
サンフラワー・A株式会社（定員10名）  
※運営事業者の指定は出来ません。  
※定員は変更する場合があります。



# 4 教育・保育給付認定について

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まりました。保育園や幼稚園等の利用をご希望の場合、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。3つの区分に応じて施設などの利用先が決まってきます。

## (1) 給付認定区分

認定区分	内容	対象年齢	利用できる主な施設
第1号認定	教育を希望する場合	満3歳以上 小学校就学前まで	幼稚園 こども園（短時間） 認定こども園（短時間） 幼保一体施設（短時間）
第2号認定	お子さんが満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合		認可保育園 こども園（長時間） 認定こども園（長時間） 幼保一体施設（長時間） 企業主導型保育事業
第3号認定	お子さんが満3歳未満で「保育が必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合	満3歳未満	認可保育園 こども園 認定こども園 幼保一体施設 地域型保育事業 企業主導型保育事業

## (2) 保育が必要な事由 ※第2、3号認定を受けるための要件

- 就労（週3日以上かつ1日4時間以上、パート・夜間就労、居宅内労働などすべての就労）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 親族の介護、看護
- 災害復旧のため保育が必要であること
- 求職活動（起業準備を含む）
- 通学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として千代田区が認めるもの

## (3) 保育の必要量 就労を理由とする場合、以下のいずれかに区分されます。

- 「保育標準時間」利用（1日あたり最長11時間）
  - ▶ フルタイム就労（おおむね月120時間以上または1日6時間以上）を想定した利用時間
- 「保育短時間」利用（1日あたり最長8時間）
  - ▶ パートタイム就労（おおむね月48時間以上120時間未満または1日6時間未満）を想定した利用時間



#### (4) 申請手続き

##### <保育所等で保育を希望する場合>

入園を希望する施設	手続き方法
認可保育園、こども園（長時間保育）、 認定こども園（長時間保育）、幼保一体施設（長 時間保育）、事業所内保育事業、小規模保育事 業	入園の申請をする際に、「教育・保育給付認定申請書」 を併せてご提出ください。
認証保育所、区補助対象保育室、区緊急保育 施設	認可保育園等の入園申し込みを行っていないお子さん は、区の保育料減額補助制度を申請する際に「教育・ 保育給付認定申請書」を併せてご提出ください。（補助 制度を利用しない場合は申請の必要はありません。）
上記以外の認可外保育施設	施設から給付認定証の提示を求められた場合には、申 請が必要です。「教育・保育給付認定申請書」と保育が 必要な事由がわかる書類（19ページ（4））を子ども 支援課にご提出ください。

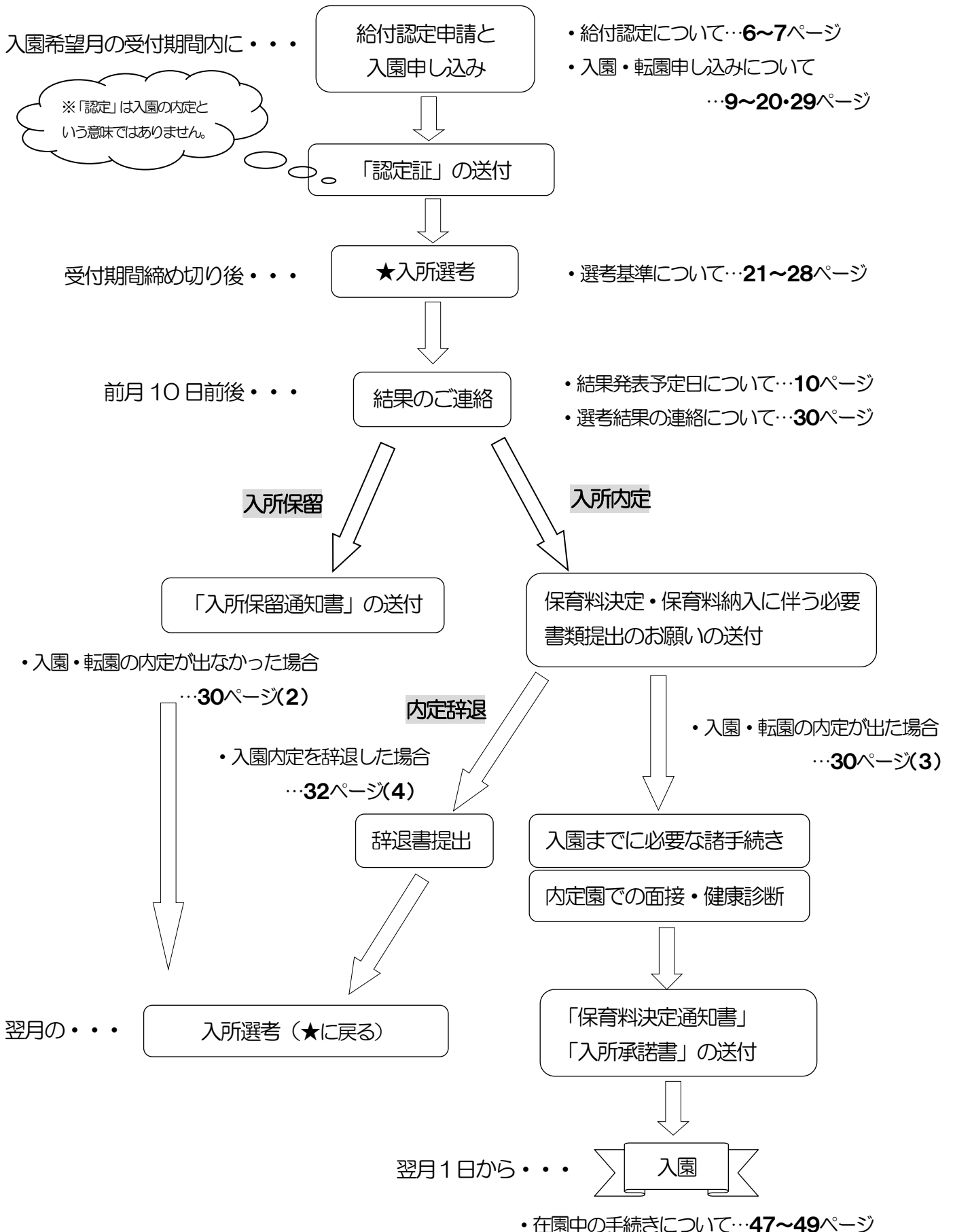
##### <幼稚園等で教育を希望する場合>

入園を希望する施設	手続き方法
区立幼稚園、こども園（短時間保育）、 幼保一体施設（短時間保育）	入園の申請をする際に、「教育・保育給付認定申請書」 を併せてご提出ください。
認定こども園（区内・短時間保育）	「教育・保育給付認定申請書」を子ども支援課にご提 出ください。
私立幼稚園（区内）	新制度に移行した幼稚園はないため、手続きは必要あ りません。
私立幼稚園・認定こども園（区外）	新制度の施設かどうかで認定の要否が異なります。新 制度園かどうか該当の園にご確認ください。

#### (5) 注意事項

- ① 転入前に他の自治体で認定を受けている場合も、千代田区に転入された場合は、再度認定申請が必要となります。
- ② 給付認定は教育・保育の必要性を認めたものであり、幼稚園・保育園の入園を保証し、または決定するものではありません。
- ③ 認定証の発行には、申請から1週間～2週間ほどかかります。施設等から提示を求められている場合は、余裕を持ってご申請ください。

# 5 申し込みから入園までの流れ



# 6 クラス編成表

令和6年4月1日時点での年齢でクラスが決まります。令和6年度のクラス編成は、以下のとおりです。

クラス	生 年 月 日
0歳児クラス	令和 5年(2023年)4月2日～
1歳児クラス	令和 4年(2022年)4月2日～令和 5年(2023年)4月1日
2歳児クラス	令和 3年(2021年)4月2日～令和 4年(2022年)4月1日
3歳児クラス	令和 2年(2020年)4月2日～令和 3年(2021年)4月1日
4歳児クラス	平成31年(2019年)4月2日～令和 2年(2020年)4月1日
5歳児クラス	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日

# 7 入園申し込みができる方

千代田区の保育園やこども園等に申し込みできるのは、生後57日目（小規模保育事業は10か月）から就学前までのお子さんで、以下の（1）～（3）のいずれにも該当する場合です。幼児教育や集団生活に慣れさせる等の目的では、保育の対象となりません。

## （1）千代田区在住であるか、保護者が千代田区に就労・就学先がある場合

希望する施設	在住者	転入予定者（※1）	在勤者・在学者（※2）
認可保育園 認定こども園（長時間）	○	○	1～5歳児クラスのみ （※3）
こども園（長時間保育）	○	○	×
こども園（短時間保育） 幼保一体施設 地域型保育事業	○	×	×

※1 千代田区へ転入予定の方は、全園希望でのお申し込みができません。転入日の翌月からは在住要件として申し込みができます。

※2 入園希望月の月末までに就労開始・就学開始予定の方も含まれます。

※3 区立保育園の定員枠の残り1枠は区民枠のため、在勤・在学者については、定員に2名以上の空きがある場合に選考対象となります。

※4 地域型保育事業のうち、事業所内保育事業については、事業所内で働く方のお子さんを対象とした従業員枠があります。入園の申し込みは直接各施設にお問い合わせください。

## （2）保護者がいずれも以下の①～⑧のいずれかに該当し、保育ができない場合

- ① 日中、就労している場合（週3日以上かつ1日4時間以上）
- ② 出産・疾病・負傷・心身に障害がある場合
- ③ 常時、疾病・負傷・心身に障害がある親族を介護・看護している場合（週3日以上かつ1日4時間以上）
- ④ 災害の復旧活動をしている場合（週3日以上かつ1日4時間以上）
- ⑤ 大学等の正規課程に通学している場合（週3日以上かつ1日4時間以上）
- ⑥ 求職活動をしている場合（起業準備を含む）（週3日以上かつ1日4時間以上）
- ⑦ 児童虐待または配偶者等からの暴力により、児童の保育を行うことが困難と認められる場合
- ⑧ その他、上記に類する状態にあり保育することができないと認められる場合

### (3) 教育・保育給付認定（第2号または第3号認定）を受けている方

教育・保育給付認定を受けていない場合は、入園の申請をする際に「教育・保育給付認定申請書」を併せて、ご提出ください。

## 8 入園申し込み受付期間

入園希望月	受付期間(窓口)	オンライン申請・郵送 締め切り日	結果発表予定日
令和6年 4月 (一次締め切り)	令和5年 11月22日(水)~12月22日(金)	令和5年 12月15日(金)	令和6年 2月7日(水)
4月 (二次締め切り)	令和6年 1月4日(木)~2月14日(水)	令和6年 2月7日(水)	2月28日(水)
5月	3月1日(金)~3月29日(金)	3月22日(金)	4月8日(月)
6月	4月1日(月)~4月30日(火)	4月23日(火)	5月10日(金)
7月	5月1日(水)~5月31日(金)	5月24日(金)	6月10日(月)
8月	6月3日(月)~6月28日(金)	6月21日(金)	7月8日(月)
9月	7月1日(月)~7月31日(水)	7月24日(水)	8月8日(木)
10月	8月1日(木)~8月30日(金)	8月23日(金)	9月9日(月)
11月	9月2日(月)~9月30日(月)	9月20日(金)	10月8日(火)
12月	10月1日(火)~10月31日(木)	10月24日(木)	11月11日(月)
令和7年 1月	11月1日(金)~11月29日(金)	11月22日(金)	12月9日(月)

- ※ 窓口での受け付けは土・日・祝日・年末年始除く、平日の8時30分~17時までです。
- ※ オンライン申請・郵送の場合は、締め切り日必着です。郵送の場合、申込書類確認票が1週間以内に返送されないときは、申し込み書類が区役所に届いていない可能性がありますので必ずお問い合わせください。
- ※ 2月・3月入園は行っていません。
- ※ 内定が出た方には、結果発表予定日にお電話で連絡します（4月入園のみ文書で通知）。選考結果について詳しくは、30ページをご覧ください。

## 9 入園を希望できる月

ご家庭の状況	入園希望月
就 労	保育が必要な月から
育児休業中	復職予定月から（※1）
就労内定・就学予定	就労・就学予定月から（※2）
求職活動予定、求職活動中、児童虐待、DV	保育が必要な月から（※3）
妊娠・出産	出産予定月の前2か月から出産後2か月まで
千代田区に転入予定	転入予定日の翌月から

0歳児の入園日は、生後56日を経過した日の翌月の1日からです。お子さんが生まれてから申し込んでください。ただし、4月入園についてのみ、出生前のお子さんでも申し込みを受け付けます。詳しくは11ページを参照ください。

- ※1 育児休業の終了予定日が入園希望月より後であっても、就労証明書の育児休業の短縮の可否欄において、予定期間の短縮が認められている場合には、申し込み可能です。

なお、入園内定が出たら、入園月中に復職が必要です。復職後2週間以内に復職証明書を子ども支援課に提出してください。提出がない場合は、退園となります。

- ※2 就労・就学開始後、2週間以内に就労証明書・在学証明書を子ども支援課に提出してください。提出がない場合は退園となります。
- ※3 求職活動予定の場合は入園してから3か月以内に、求職活動中の場合は教育・保育給付認定の認定日から3か月以内に就労を開始し、速やかに就労証明書を子ども支援課に提出してください。提出がない場合は、退園となります。

## 10 出生前児童の仮申し込みについて（4月入園のみ）

4月入園は、令和6年4月1日時点で生後56日（8週間）が経過している（令和6年2月4日（日）までに出生した）お子さんが対象です。

出生前に4月1日の入園を希望される方は、「仮申し込み」として申込書をお預かりいたします。仮申し込みがない場合、4月入所選考の対象とはなりません。なお、「仮申し込み」としての申込書は、出産予定日が2月4日以降であってもお預かりすることができます。

通常の申し込みに必要な書類（18～20ページ）＋『母子健康手帳』＋出生前申し込みに係る確認書・同意書（区ホームページからダウンロード可能）をお持ちのうえ、令和5年12月22日（金）までに、子ども支援課の窓口でお申し込みください。

オンライン申請・郵送で申し込む場合は、通常の申し込みに必要な書類（18～20ページ）＋『母子健康手帳』のコピー（母氏名と出生予定日がわかる面）＋出生前申し込みに係る確認書・同意書（※オンライン申請については、専用フォームに申請内容を入力していただくため、基本的に書類の準備は不要です）をご用意のうえ、令和5年12月15日（金）までに子ども支援課に送付してください。

- ※ 2月4日までにお子さんが生まれたら、生後14日以内に正式申し込みをしてください。正式申し込みがない場合、仮申し込みは無効となりますので、ご注意ください。
- ※ 正式申し込みの必要書類等についてのご案内は、仮申し込み時にお渡しいたします。郵送・オンライン申請で申し込んだ方については、区から送付します。

### (1) 仮申し込みをし、2月4日までに出生した場合

出生後14日以内に、正式申し込みをしてください。  
正式申し込みがない方には、選考結果を通知することができません。  
※郵送・FAX・オンライン申請可

### (2) 仮申し込みをし、2月5日以降に出生した場合

仮申し込みは無効となり、令和6年4月入園の対象となりません。  
令和6年3月1日（金）以降、再度、申し込み書類一式を提出してください。

### (3) 仮申し込みをしたが、正式申し込みをしない場合

「入園辞退書 兼 入園（転園）申請・名簿登録取下書」を速やかに子ども支援課へご提出ください。  
※ 郵送・FAX・オンライン申請可

# 11 申し込み先・申し込み方法

メール・FAXでの申し込みはできません。

窓口での受付時間は、土・日・祝日・年末年始を除く、平日の8時30分～17時です。

オンライン申請・郵送受け付けの場合は、窓口受け付けより締め切りが早いので注意してください。

## (1) 区内在住者で、区内の認可保育園等への入園を希望する場合

※申し込みの締め切り日までに、千代田区に転入される方も含みます。

申し込み方法	千代田区子ども部子ども支援課（区役所2階）の窓口へ提出、郵送またはオンライン申請
必要書類	千代田区の通常の申し込みに必要な書類（18～20ページ）

## (2) 区内在住者で、区外の認可保育園等への入園を希望する場合

### ① 入園希望先の自治体へ転出予定のある方

**【重要】申し込み先が変更になりました。**

申し込み先	入園を希望する園がある市区町村（※）
必要書類	入園を希望する園がある市区町村で求める書類

▶引越し後、転出先自治体で改めて手続きが必要な場合があります。

手続き内容については、転出先自治体へご確認ください。

※転出先自治体が直接申し込みを受け付けられない場合は千代田区へご提出ください。

### ② 入園希望先の自治体へ転出予定のない方

申し込み方法	千代田区子ども部子ども支援課（区役所2階）の窓口へ提出または郵送
必要書類	入園を希望する園がある市区町村で求める書類

▶必要書類を、入園希望先の自治体へ送付します。

締め切り日や必要書類について、必ず事前に入園希望先の自治体へお問い合わせください。

郵送で提出する場合は、入園希望先の自治体が表示する締め切り日の1週間前までに届くように送ってください。

(3) 区外居住者で、千代田区内の認可保育園等への入園を希望する場合

① 申し込みの締め切り後に千代田区へ転入予定のある方

**【重要】申し込み方法が変更になりました。**

申し込み方法	千代田区子ども部子ども支援課（区役所2階）の窓口へ提出、郵送またはオンライン申請
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>千代田区の通常の申し込みに必要な書類（18～20ページ）</li> <li>千代田区への転入誓約書</li> <li><b>転入先・転入時期のわかる賃貸借契約書・売買契約書などの写し（※）</b></li> </ul> <p>※ 親族等が居住している住居へ転入する場合は、親族等が記入・押印した「同居・居住証明書」（区様式）と親族等名義の公共料金の領収書または検針票（写し可）をご提出ください。</p>

- ▶ 内定が出た場合、入園希望月の前月末までに千代田区に転入（住民票異動）してください。手続きがない場合、内定が取消しになる場合があります。また、現在認可保育園等に通われている場合は、必ず入園希望月の前月末までに退園手続きを行ってください。
- ▶ 幼保一体施設・地域型保育事業（ベビーシッターを含む）は転入予定での申し込みはできません。転入後の受け付けとなります。
- ▶ 4月入園（一次）についてのみ、「転入先・転入時期のわかる賃貸借契約書、売買契約書などの写し」の締め切り日を令和6年1月31日（水）とします。なお、その他の書類は必ず通常の締め切り日（令和5年12月22日（金））までに子ども支援課に到着するようお手続きください。

② 海外から千代田区へ転入予定のある方

申し込み方法	千代田区子ども部子ども支援課（区役所2階）の窓口へ提出、郵送またはオンライン申請
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>千代田区の通常の申し込みに必要な書類（18～20ページ）</li> <li>千代田区への転入誓約書</li> <li><b>転入先・転入時期のわかる賃貸借契約書・売買契約書などの写し（※）</b></li> </ul> <p>※ 親族等が居住している住居へ転入する場合は、親族等が記入・押印した「同居・居住証明書」（区様式）と親族等名義の公共料金の領収書または検針票（写し可）をご提出ください。</p>

- ▶ 保護者が直接提出できない場合には、委任状での代理人による申し込みも可能です。
- ▶ 入園希望月の前月末までに千代田区に転入（住民票異動）してください。手続きがない場合、内定が取り消しになる場合があります。
- ▶ 幼保一体施設・地域型保育事業（ベビーシッターを含む）は転入予定でのお申し込みはできません。転入後の受け付けとなります。
- ▶ 4月入園（一次）についてのみ、「転入先・転入時期のわかる賃貸借契約書、売買契約書などの写し」の締め切り日を令和6年1月31日（水）とします。なお、その他の書類は必ず通常の締め切り日（令和5年12月22日（金））までに子ども支援課に到着するようお手続きください。

### ③ 千代田区在勤・在学の方（認可保育園・認定こども園の1～5歳児クラスのみ）

申し込み先	居住自治体
必要書類	千代田区の通常の申し込みに必要な書類（18～20ページ）（※） ※（1）教育・保育給付認定申請書、（7）申込書類・返信用封筒は除く。

- ▶提出書類は、居住自治体を通じて千代田区へ送付されますので、必ず居住自治体にも確認の上、千代田区の締め切り日までに到着するようお手続きください。
- ▶区立保育園の定員枠の残り1枠は区民枠のため、定員に2名以上の空きがある場合に選考対象となります。
- ▶認可保育園・認定こども園の0歳児クラス、こども園、幼保一体施設、地域型保育事業の入園申し込みは、受け付けていません。

## オンライン申請による入園申し込み

- ▶マイナポータルの「ぴったりサービス」から、オンライン上で保育園の入園申し込みができます。
- ▶個人番号（マイナンバー）カードを持っていなくても申請可能です。（番号確認書類および本人確認書類は必要です。）
- ▶千代田区で初めて入園申し込みを行う際には、入園申し込みと同時に、教育・保育給付認定申請（既に認定を受けている場合は不要です。）を行っていただく必要がありますのでご注意ください。

### （1）オンライン申請ができる方

- ①区内在住者で、区内の認可保育園等への入園を希望する方
- ②千代田区への転入予定者（海外からの転入含む）で、区内の認可保育園等への入園を希望する方

### （2）オンライン申請に必要なもの

以下のデータまたはカメラで撮影した画像をオンライン申請時にアップロードし、添付してください。

- ①「番号確認」書類＋「本人確認書類」（教育・保育給付認定申請を行う場合）（18ページの（1））
- ②保育ができない状況を証明する書類（19ページの（4））
- ③居住を確認できる書類（必要な場合のみ）（19ページの（6））
- ④受託証明書・復職証明書（必要な場合のみ）（20ページの（8））
- ⑤千代田区への転入誓約書（千代田区へ転入予定の方）
- ⑥転入先・転入時期のわかる賃貸借契約書・売買契約書などの写し（千代田区へ転入予定の方）

※以下の書類については、オンライン申請時に専用フォームに申請内容を入力していただくため、別途用意していただく必要はありません。

- 教育・保育給付認定申請書
- 入所・転所申込書（認可保育園・認定こども園・地域型保育事業）兼入園・転園申込書（こども園（長時間保育）・幼稚園（長時間保育））



- ・児童の状況
- ・入園・転園申込みに関する確認書

### (3) 注意事項

- ・オンライン申請の締め切りは、オンライン申請・郵送締め切り日（10ページ）の23時59分までとなります。窓口での申し込み受付期間とは異なりますので、ご注意ください。
- ・申請内容等に不備がある場合は、ご登録いただいた連絡先へご連絡します。不足書類等については、窓口での受付期間の締め切り日までに必ず提出してください。提出がない場合、その月は選考対象外となる場合があります。

### その他オンライン申請が可能な手続き

▶入園申し込み以外に、以下の手続きについても、「千代田区ポータルサイト」からオンライン申請ができるようになりました。

※「千代田区ポータルサイト」の利用には、事前のアカウント登録が必要です。

- (1) 入園辞退書兼入園（転園）申請・名簿登録取下書
- (2) 希望園変更届
- (3) 各種書類提出
- (4) 仮申し込み済出生前児童用保育園等入園申込書（正式申し込み用）※4月入園のみ

(1)・(2) の手続きは専用フォームに申請内容を入力していただくため、基本的に書類の準備は不要です。

(3) については、就労内容変更時の就労証明書や復職証明書の提出の際にご利用ください。

(※入園申込書の提出はできません)

オンラインでの入園申し込み方法、千代田区ポータルサイトのアカウント登録方法等  
 についての詳細は、千代田区ホームページをご確認ください。



「ぴったりサービス」  
 入園申し込みのオンライン申請について  
 (千代田区ホームページ)



「千代田区ポータルサイト」  
 アカウント登録方法について  
 (千代田区ホームページ)

## 医療的ケア児・障害児の保育について

### ◆実施内容

#### (1) 対象となる児童

保育の必要性があり、主治医の意見書等や区の関係者会議を踏まえ、集団保育が可能であると区が認めた医療的ケア児・障害児※

(集団保育の可否判断については、下記『◆入園申し込みから入園まで』参照)

※集団保育が困難と認められた場合、居宅訪問型保育事業「障害児訪問保育アニー」(104 ページ)をご案内できる場合があります。子ども支援課入園審査係へお問い合わせください。

#### 医療的ケア児

日常生活を営むために、生活扶助行為としての医療的ケアを必要とする児童

#### 障害児(医療的ケア児を除く)

- ①身体障害者手帳・療育手帳(愛の手帳)・精神障害者保健福祉手帳を所持している児童
- ②心身の障害により保育所等において特別な配慮が必要となる児童

また、児童の状況によって対象月齢が以下のとおり異なります。

区分	利用できる児童
医療的ケア児	満1歳から平成31(2019年)4月1日生まれ
障害児	生後57日から平成31年(2019年)4月1日生まれ

#### (2) 保育時間

医療的ケア児については、9時から17時までの間の8時間の範囲内で、医師の意見書や保護者の就労等の状況を踏まえて決定します。

障害児については、33ページ『(1) 預かり時間・日数の決め方について』を参照してください。

#### (3) 対応できる医療的ケア

- ①口腔内、鼻腔内または気管カニューレ内部の喀痰吸引、排痰介助としての定時薬液の吸入および気管切開部の管理
- ②人工呼吸器の管理
- ③胃ろう、腸ろうまたは経鼻による経管栄養
- ④定時の導尿
- ⑤主治医の指示のもと、保育所において実施可能な処置

#### (4) 医療的ケアの実施者

園で実施する医療的ケアは、看護師が行います。

### ◆入園申し込みから入園まで

#### (1) 区への相談

入園をご検討の方は、事前に子ども支援課入園審査係にご相談ください。(☎03-5211-4119) お子様の疾患やご自宅での医療的ケアの内容などを看護師等が聞き取ります。

※入園までの調整に時間がかかります。入園希望月の3か月前までにはご相談ください。

4月入園の場合は、遅くとも申し込み受付期間中にご相談ください。

(2) **申し込み**

通常の入園申込書類一式に加え、主治医の意見書等の提出が必要となります。書類の様式は区への事前相談受付後にお渡しします。

※施設の設備状況や職員体制、在園児の状況等により希望園で受入れできない場合がありますので、申込書の希望園は、通園可能な範囲でできるだけ多くご記入ください。

(3) **関係者会議**

主治医の意見書等に基づき、園長や看護師等により、集団保育の可否および医療的ケアの実施について検討・調整を行います。

(4) **入園審査**

希望する園の空き状況に応じて、利用調整基準指数等に基づき調整を行い、入園児童を内定します。医療的ケアや障害を事由とした加点や減点はありません。

(5) **面接・健康診断**

内定が出た場合、内定園での面接と健康診断を受けていただきます。

(6) **園での受入れ準備**

園で必要な人員体制や設備を整えます。また、医療的ケア児については、保護者と綿密に調整した上で医療的ケアの実施計画書を作成します。

(7) **体験保育**

入所月を迎えたら、保護者による保育環境の確認、保護者から看護師へ医療的ケアの手引き継ぎのため体験保育を実施します。

(8) **入園決定**

体験保育での児童の様子、園での医療的ケアの実施状況をふまえて入園決定を行い、後日「入所承諾書」を送付します。

(9) **慣らし保育**

入園決定後、体験保育から慣らし保育に移行します。

(具体的な期間や時間は園長へご相談ください。)

◆留意事項

- (1) 内定園での面接、健康診断および体験保育の実施により、集団保育や園での医療的ケアの実施が著しく困難と判断された場合は、内定が取消になる場合があります。
- (2) 日常的に他の児童から隔離した場において保育が必要な場合や看護師による随時の観察および処置が必要な場合、集団保育が不可能であると医師が判断した場合は利用を取り消すことがあります。
- (3) 医療的ケアに必要な医療器材や消耗品の用意、機材の洗浄・消毒、消耗品の破棄については、各家庭でご対応ください。

# 12 申し込みに必要な書類

■申し込みに必要な書類は千代田区のホームページからもダウンロードできます■  
 (トップページ>子育て・教育>保育園>申請書類のダウンロード)

**【注意点】**

- ※各種証明書類は、入園受付期間の開始日からさかのぼって3か月以内に発行されたものが有効です。
- ※すべての書類が揃わないと受け付けできません。
- ※保護者（父母）以外の方が申請する場合は、別途「委任状」と代理人の本人確認書類が必要となります。

**(1) 教育・保育給付認定申請書 (「番号確認」書類+「本人確認」書類)**

※既に認定を受けている場合は、必要ありません。

**▶マイナンバー制度に伴う確認書類**

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)の施行に伴い、保育園の入園を希望する方は、「教育・保育給付認定申請書」に個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。また、「教育・保育給付認定申請書」のご提出時には、番号法に基づき「番号確認」と「本人確認」が必要となります。

「教育・保育給付認定申請書」を提出する際には、以下の書類をご一緒にご提示ください。「番号確認」書類は、保護者および認定を受ける児童全員分のものが必要です。「本人確認」書類は窓口に来庁された方のものが必要です(父母がご一緒に来庁された場合は父母のうちいずれかの方のもの)。

「番号確認」書類※1	(以下のうち1種類) 個人番号カード、個人番号通知カード※2、個人番号が記載された住民票の写し
「本人確認」書類	【顔写真付証明書】(以下のうち1種類) 個人番号カード、運転免許証(有効期限内のもの)、パスポート(有効期限内のもの)、身体障害者手帳、在留カード など 【顔写真なし証明書】(以下のうち2種類) 健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、国民年金手帳、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書 など

- ※1 個人番号通知書は番号確認書類としては使えません。
- ※2 個人番号通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載された事項と一致している場合に限りです。
- ※3 郵送で申し込みを行う場合は「番号確認」書類と「本人確認」書類の送付は不要です。

**(2) 入所・転所申込書(認可保育園・認定こども園・地域型保育事業)兼入園・転園申込書(こども園(長時間保育)・幼稚園(長時間保育))**

※全園希望の方は、別紙(区ホームページからダウンロードできます。)にて、第9希望以降の希望園を記入してください。希望順位の記載がない場合は、区が順位付けを行います。

**(3) 児童の状況**

入園後の保育に必要な情報の記入をお願いします。  
 記入内容が入所選考に影響することはありません。

**(4) 保育ができない状況を証明する書類（父・母・65歳未満の同居者（※1）、全員分）**

	就 労 (予定含む)		そ の 他						
	外 勤	自 営 業 等 (※2)	不 存 在	出 産	障 疾 害 等 ・	育 休 中	介 護 等	求 職	(申請書) 通 学
就労証明書（区様式）	○	○				○			
会社の運営を確認できる書類（※3）		○							
母子健康手帳の写し				○					
介護・看護に関する申立書（区様式）							○		
診断書（介護・看護用） 身体障害者手帳・愛の手帳・ 精神障害者保健福祉手帳 } の写し 介護保険被保険者証の写し ケアプラン（介護サービス計画書）の写し							○		
診断書（疾病・障害用） 身体障害者手帳・愛の手帳・ 精神障害者保健福祉手帳 } の写し					○				
在学証明書									○
就学時間のわかるもの（時間割表）									○
不存在を確認できる書類（※4）			○						
求職活動申立書（※5）								○	

\* 上記のほか、別途書類の提出を求める場合があります。

\* DV を理由に申し込まれる方は、ご相談ください。

- ※1 65歳未満の同居者があり、その方の保育ができない状況を証明する書類の提出がない場合は、選考指数が1点減算されます。
- ※2 自営業等は、個人事業のほか、保護者または保護者の親族が経営する会社等で働く場合も含まれます。
- ※3 会社の運営を確認できる書類とは、営業許可証の写し、最新年分の確定申告書の控えの写し（第一表または第二表。税務署の受理印のあるもの）、登記事項全部証明（コピー可）、会社のホームページの写し等で、会社名および代表者名が確認できる書類です。過去に区に提出したことがあり、内容に変更がない場合は省略できます。
- ※4 不存在を確認できる書類とは、戸籍の全部事項証明書（コピー可）、児童扶養手当証書の写し、~~病~~医療証の写し等です。ただし、26・28ページの〈同一指数の場合の優先順位〉の3の対象は、戸籍で確認できる場合です。
- ※5 現に求職活動中の方は、ハローワークカード等活動中であることを確認できる書類の写しを添付してください。

**(5) 入園・転園申込みに関する確認書**

**(6) 居住を確認できる書類**

**（必要な方：全園希望で申し込まれる方または、区立こども園・幼保一体施設を希望する方）**

※区立こども園…ふじみこども園、いずみこども園 幼保一体施設…千代田幼稚園（長時間）、マミーズエンジェル千代田保育園、昌平幼稚園（長時間）、小学館アカデミー昌平保育園

例 公共料金（電気・水道・ガス）の領収書・検針票（名義人および住所の記載のあるもの。インターネットでダウンロードしたものおよび写し可）

（「ガス使用量のお知らせ」、「電気ご使用量のお知らせ」、「水道・下水道使用量等のお知らせ」）

※領収書等が保護者名義ではない場合、名義人の同居・居住証明書（区様式）を添付してください。

※転入直後で公共料金の領収書がない場合は、マンション等の売買契約書または賃貸借契約書の写しを提出してください。

**【申し込みに必要な書類：次ページに続きます】**

**(7) 申込書類確認票・返信用封筒（必要な方：郵送で申し込まれる方）**

確認票にチェックをし、84 円切手を貼り返送先住所を記載した返信用封筒を同封してください。

**(8) 受託証明書・復職証明書（必要な方：認可外保育施設・認証保育所等にお子さんを預けている方）**

認可外保育施設や認証保育所等にお子さんを預けていて、指数の加算（25ページ「【表2】加算調整指数」の11）を希望する場合は、「受託証明書」（区様式）を提出してください。認証保育所等保育料減額補助の申請をされている方も、別途提出が必要です。

また、就労要件での申し込みで、育児休業を取得中の場合には、復職をし、復職後に「復職証明書」（区様式）の提出がないと加算の対象になりません。



~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~



# 13 選考基準

※選考基準は令和6年度入園にのみ適用されます。  
毎年度選考基準は見直しが行われます。

認可保育園等には年齢別に定員があります。これは、児童の安全な保育を考慮して決められているものです。このため、1つの園で年齢別の定員を超えて申し込みがあった場合には、以下の選考基準により保育を必要とする度合の高い児童から入園を内定します。

※入園順位は、選考を行う順番です。

※入園順位は、入園・転園申込書の希望園の順位ではありません。

※複数の順位に該当する場合は、最も低い順位で選考します。

## 認可保育園、認定こども園

### ◆入園順位

- 1位 千代田区内の地域型保育事業を修了する児童で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順（4月入園のみ）
- 2位 千代田区民（入園希望日までに転入する方を含む）で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順（1位に該当する児童を除く）
- 3位 令和5年10月30日から11月5日の間に幼稚園・幼保一体施設・こども園の短時間保育を申し込んだ方で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順（4月入園のみ）
- 4位 内定した園への入園を断った方で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順（翌月から3か月間）
- 5位 千代田区外に居住、保護者が千代田区在勤で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 6位 申込対象児童にかかる育児休業の延長を希望する場合で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順

## 区立こども園

### ◆入園順位

- 1位 いずみこども園は和泉橋出張所管内、ふじみこども園は富士見小学校通学区域内（以下「管内」）在住者のうち、千代田区内の地域型保育事業を修了する児童で、表1・表2により、世帯の指数を計算し指数の高い順（4月入園のみ）
- 2位 管内在住者で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順（1位に該当する児童を除く）
- 3位 上記以外の千代田区内在住者で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 4位 令和5年10月30日から11月5日の間に幼稚園・幼保一体施設・こども園の短時間保育を申し込んだ方で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順（4月入園のみ）
- 5位 内定した園への入園を断った方で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順（翌月から3か月間）
- 6位 申込対象児童にかかる育児休業の延長を希望する場合で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順

※ 管内については、23ページ『こども園・幼保一体施設の優先地域』を参照

## 幼保一体施設

### ◆入園順位

- 1位 幼保一体施設内保育園を修了する児童（4月入園のみ）
  - 2位 併設小学校通学区域（以下「区域」）内在住者のうち、千代田区内の地域型保育事業を修了する児童で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順（4月入園のみ）
  - 3位 区域内在住者で、併設小学校、併設幼稚園、併設保育園に兄弟姉妹が在学・在園している児童の中で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順（1位・2位に該当する児童を除く）
  - 4位 区域内在住者で、保護者の千代田区における入所希望日までの引き続き合計居住期間の長い順（1～3位に該当する児童を除く）
  - 5位 上記以外の千代田区内在住者の児童で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順
  - 6位 令和5年10月30日から11月5日の間に幼稚園・幼保一体施設・こども園の短時間保育を申し込んだ方で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順（4月入園のみ）
  - 7位 内定した園への入園を断った方で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順（翌月から3か月間）
  - 8位 申込対象児童にかかる育児休業の延長を希望する場合で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- ※ 区域については、23ページ『こども園・幼保一体施設の優先地域』を参照
- ※ 4位で、同期間の場合は表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順です。

## 事業所内保育事業、小規模保育事業

### ◆入園順位

- 1位 千代田区民で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 2位 内定した園への入園を断った方で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順（翌月から3か月間）
- 3位 申込対象児童にかかる育児休業の延長を希望する場合で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順



## こども園・幼保一体施設の優先地域

| 区 分    |                           | 該 当 区 域                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| こども園   | いずみこども園<br>(和泉橋出張所管内)     | 鍛冶町一・二丁目、神田紺屋町、神田北乗物町、神田富山町、神田美倉町、岩本町一・二・三丁目、神田西福田町、神田須田町二丁目、神田東松下町、神田東紺屋町、神田岩本町、東神田一・二・三丁目、神田和泉町、神田佐久間町一・二・三・四丁目、神田平河町、神田松永町、神田花岡町、神田佐久間河岸、神田練塀町、神田相生町                                                                                                  |
|        | ふじみこども園<br>(富士見小学校通学区域)   | 北の丸公園、九段南一丁目、九段北一・二丁目、富士見一・二丁目、飯田橋一・二・三・四丁目                                                                                                                                                                                                              |
| 幼保一体施設 | 千代田幼保一体施設<br>(千代田小学校通学区域) | 丸の内一・二・三丁目、大手町一丁目(1～3・5～9)、大手町二丁目、内幸町一・二丁目、有楽町一・二丁目、日比谷公園、神田美土代町、内神田一・二・三丁目、神田司町二丁目、神田多町二丁目、神田須田町一丁目(7・16・18・20・22・24・26・28・30・32・34)、神田須田町二丁目、鍛冶町一・二丁目、神田鍛冶町三丁目、神田紺屋町、神田北乗物町、神田富山町、神田美倉町、岩本町一丁目(1～6)、岩本町二丁目(1～8)、岩本町三丁目(1・2)、神田西福田町、神田東松下町、神田東紺屋町、神田岩本町 |
|        | 昌平幼保一体施設<br>(昌平小学校通学区域)   | 神田駿河台三丁目(2・4・6)、神田駿河台四丁目(2・4・6)、神田小川町一丁目、神田淡路町一・二丁目、神田須田町一丁目(1～6・8～15・17・19・21・23・25)、外神田一・二・三・四・五・六丁目                                                                                                                                                   |

※ 小学校入学の際には、本来指定された小学校通学区域の学校への入学となります。

【表1】 保育の実施選考指数および実施期間

| 番号                        | 保護者の状況                  |                                                                      |                                           | 選考指数                                         | 期 間                   |                              |
|---------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------|------------------------------|
|                           | 類 型                     | 細 目                                                                  |                                           |                                              |                       |                              |
| 1                         | 居宅外労働<br>(居宅外自営を含む)     | 就労                                                                   | 週5日以上就労                                   | (1) 1日8時間以上の就労を常態                            | 10                    | 保育の実施基準に<br>該当しなくなるまで        |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (2) 1日6時間以上8時間未満の就労を常態                       | 9                     |                              |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (3) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態                       | 8                     |                              |
|                           |                         |                                                                      | 週3日以上5日未満の就労                              | (4) 1日8時間以上の就労を常態                            | 9                     |                              |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (5) 1日6時間以上8時間未満の就労を常態                       | 8                     |                              |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (6) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態                       | 7                     |                              |
|                           |                         | 就労内定                                                                 | 週5日以上就労                                   | (7) 上記の他、就労の態様から保育が必要と認められる場合                | 7                     |                              |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (8) 1日8時間以上の就労内定                             | 9                     |                              |
|                           |                         |                                                                      | 週3日以上5日未満の就労                              | (9) 1日6時間以上8時間未満の就労内定                        | 8                     |                              |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (10) 1日4時間以上6時間未満の就労内定                       | 7                     |                              |
|                           |                         |                                                                      | その他                                       | (11) 1日8時間以上の就労内定                            | 8                     |                              |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (12) 1日6時間以上8時間未満の就労内定                       | 7                     |                              |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (13) 1日4時間以上6時間未満の就労内定                       | 6                     |                              |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (14) 上記の他、就労の態様から保育が必要と認められる場合               | 6                     |                              |
| 2                         | 居宅内労働                   | 就労                                                                   | 週5日以上就労                                   | (1) 1日8時間以上の就労を常態                            | 10                    | 保育の実施基準に<br>該当しなくなるまで        |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (2) 1日6時間以上8時間未満の就労を常態                       | 9                     |                              |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (3) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態                       | 8                     |                              |
|                           |                         |                                                                      | 週3日以上5日未満の就労                              | (4) 1日8時間以上の就労を常態                            | 9                     |                              |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (5) 1日6時間以上8時間未満の就労を常態                       | 8                     |                              |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (6) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態                       | 7                     |                              |
|                           |                         | 就労内定                                                                 | 週5日以上就労                                   | (7) 上記の他、就労の態様から保育が必要と認められる場合                | 7                     |                              |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (8) 1日8時間以上の就労内定                             | 9                     |                              |
|                           |                         |                                                                      | 週3日以上5日未満の就労                              | (9) 1日6時間以上8時間未満の就労内定                        | 8                     |                              |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (10) 1日4時間以上6時間未満の就労内定                       | 7                     |                              |
|                           |                         |                                                                      | その他                                       | (11) 1日8時間以上の就労内定                            | 8                     |                              |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (12) 1日6時間以上8時間未満の就労内定                       | 7                     |                              |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (13) 1日4時間以上6時間未満の就労内定                       | 6                     |                              |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (14) 上記の他、就労の態様から保育が必要と認められる場合               | 6                     |                              |
| 3                         | 不存在                     |                                                                      | (1) 離婚(離婚調停中を含む)・死亡・行方不明・拘禁・未婚・単身赴任・海外留学等 | 10                                           |                       |                              |
| 4                         | 出産<br>疾病<br>負傷<br>心身障害者 | 出産                                                                   | 長期入院                                      | (1) 出産前後休養のため保育にあたれない場合                      | 7                     | 出産予定月の前2<br>か月から出産後2<br>か月まで |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (2) 1か月以上                                    | 10                    |                              |
|                           |                         | 疾病<br>負傷                                                             | 居宅内                                       | (3) 精神疾患・感染症                                 | 10                    |                              |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (4) 常時臥床                                     | 10                    |                              |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (5) 安静(概ね日中4時間以上就床)                          | 8                     |                              |
|                           |                         | 心身障害者                                                                |                                           | (6) 一般療養                                     | 7                     |                              |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (7) 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級 | 10                    |                              |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (8) 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度                         | 8                     |                              |
|                           |                         |                                                                      |                                           | (9) 身体障害者手帳4級                                | 7                     |                              |
| 5                         | 看護<br>介護                | 要介護4・5、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級の方を屋間4時間以上介護・看護している場合 | (1) 月20日以上                                | 10                                           | 保育の実施基準に<br>該当しなくなるまで |                              |
|                           |                         |                                                                      | (2) 月16日以上                                | 9                                            |                       |                              |
|                           |                         |                                                                      | (3) 月12日以上                                | 8                                            |                       |                              |
|                           |                         | 要介護3、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の方を屋間4時間以上介護・看護している場合                           | (1) 月20日以上                                | 9                                            |                       |                              |
|                           |                         |                                                                      | (2) 月16日以上                                | 8                                            |                       |                              |
|                           |                         |                                                                      | (3) 月12日以上                                | 7                                            |                       |                              |
| 上記以外の方を屋間4時間以上介護・看護している場合 |                         |                                                                      |                                           | 7                                            |                       |                              |
| 6                         | 災害                      |                                                                      | (1) 災害等による家屋の損失、その他災害復旧のために保育にあたれない場合     | 10                                           | 復旧期間                  |                              |
| 7                         | 求職                      |                                                                      | (1) 生計中心者が失業等で、求職のため日中保育にあたれない場合          | 7                                            | 3か月以内                 |                              |
|                           |                         |                                                                      | (2) 上記以外で、求職のため日中保育にあたれない場合               | 6                                            |                       |                              |
| 8                         | 通学                      |                                                                      | (1) 学校教育法に定める学校等や職業訓練施設に通学・通所している場合       | 番号1<br>を準用                                   | 通学が終了する月の<br>末日まで     |                              |
| 9                         | 特例                      |                                                                      | (1) 社会的養護が必要であると認められる場合                   |                                              |                       |                              |
|                           |                         |                                                                      | (2) 前各号に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合        |                                              |                       |                              |

- ※ 番号9の選考指数は、保育が必要な実態に鑑み、その都度入所調整会議において決定します。
- ※ 就労時間は、労働契約上の正規の時間(休憩時間を含む)とし、残業は含みません。
- ※ 保護者それぞれ10点で合計20点が最高点です。

【表2】 加算調整指数

| 番号 | 児童を取り巻く環境等特殊な事情                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 調整指数 | 備考     |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------|
| 1  | ひとり親世帯で他に同居親族がいない場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | +4   | 世帯に加算  |
| 2  | ひとり親世帯で同居親族がいる場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | +3   | 世帯に加算  |
| 3  | 生活保護受給世帯の場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | +3   | 世帯に加算  |
| 4  | 兄弟姉妹が既に在園している保育所への入園を希望する場合<br>※兄弟姉妹が在籍している園の選考時のみ加算<br>※区立こども園・幼保一体施設・認定こども園の短時間は対象外                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | +3   | 児童に加算  |
| 5  | 兄弟姉妹が既に在園している保育所への転園を希望する場合<br>※兄弟姉妹が在籍している園の選考時のみ加算<br>※区立こども園・幼保一体施設・認定こども園の短時間は対象外                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | +4   | 児童に加算  |
| 6  | 2年以上の産・育休明け予定の場合（2歳児クラス以降に適用）<br>※起算日は加算対象児童の誕生日とし、申し込み締め切り日時点で育児休業中である場合は当該育児休業が入所希望月まで引き続くものとして算定する。<br>※7の1年以上の産・育休明け予定の場合の加算と重複しない。<br>※11の加算と重複しない。                                                                                                                                                                                                                                         | +3   | 児童に加算  |
| 7  | 1年以上の産・育休明け予定の場合（1歳児クラス以降に適用）<br>※起算日は加算対象児童の誕生日とし、申し込み締め切り日時点で育児休業中である場合は当該育児休業が入所希望月まで引き続くものとして算定する。<br>※6の2年以上の産・育休明け予定の場合の加算と重複しない。<br>※11の加算と重複しない。                                                                                                                                                                                                                                         | +2   | 児童に加算  |
| 8  | 兄弟姉妹が同時に入園を希望する場合（転園は対象外）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | +1   | 世帯に加算  |
| 9  | 転園等希望月から6か月以上入園・転園できていない場合（1歳児クラス以降に適用）※1<br>※10の加算と重複しない。<br>※加算対象は、転園申し込み者および区立こども園・幼保一体施設・認定こども園の短時間クラスから長時間クラスへ入園申し込み者に限る。                                                                                                                                                                                                                                                                   | +2   | 児童に加算  |
| 10 | 転園等希望月から3か月以上入園・転園できていない場合（1歳児クラス以降に適用）※1<br>※9の加算と重複しない。<br>※加算対象は、転園申し込み者および区立こども園・幼保一体施設・認定こども園の短時間クラスから長時間クラスへ入園申し込み者に限る。                                                                                                                                                                                                                                                                    | +1   | 児童に加算  |
| 11 | 1日4時間以上かつ週3日以上、月極め契約で、認可外保育施設・企業主導型保育所・認証保育所・区補助対象保育室・区緊急保育施設に預けている場合<br>※加算には、「 <b>受託証明書</b> 」（区様式）の提出が必要<br>（地域型保育事業・幼保一体施設内保育園に預けている方は、区で在籍を把握可能なため提出が不要です。）<br>※就労要件で申し込みの場合は、実際に就労している場合にのみ加算（就労予定や加算対象児童の産・育休中の場合は加算しない。加算対象児童の育児休業中の場合は、復職して、入園申し込みの締め切り日までに「 <b>復職証明書</b> 」（区様式）の提出があれば加算する。）<br>※6、7の産・育休明け予定の場合の加算と重複しない。<br>※ベビーシッターについては東京都福祉保健局の「認可外保育施設（居宅訪問型保育事業）一覧」にある事業者のみ加算対象。 | +2   | 児童に加算  |
| 12 | 未就学児が3人以上同居している場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | +1   | 世帯に加算  |
| 13 | 保護者の1人が単身赴任や海外勤務等による不在の場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | +1   | 世帯に加算  |
| 14 | 保護者が身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級のいずれかを<br>持っている場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | +1   | 世帯に加算  |
| 15 | 65歳未満の同居者の保育ができない状況を証明する書類が提出できない場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | -1   | 世帯から減算 |
| 16 | 保育料が6か月以上滞納となっている場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | -10  | 世帯から減算 |
| 17 | 申込対象児童にかかる育児休業の延長を希望する場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | -10  | 児童から減算 |

！ 注意 ！

- ※1 待機期間の算定は、入園または転園を希望した月から起算します。  
ただし、入園内定を辞退した場合は、入園予定月の4か月後から起算し直しとなります。
- ※2 お申し込み後、加算調整指数の加算となる環境等特殊な事情（ひとり親、生活保護、未就学児3人以上同居等）に該当となった場合は、事情のわかる書類（戸籍の全部事項証明（コピー可）・児童扶養手当証書の写し・**親**医療証の写し、保護開始通知の写し、出生届の写し等）の提出が必要です。

## 同一指数になった場合

24・25ページで示した順位において、同一指数となった場合は以下の優先順位によって入園順位を決めます。

### <同一指数の場合の優先順位>

1. 保育施設で週35時間以上就労する保育士・保育教諭が育児休業から復職する場合、または、新たに週35時間以上就労する場合
  2. 生活保護世帯
  3. ひとり親となって6か月以内の世帯（離婚または死別の事実を戸籍で証明できる場合のみ）
  4. 父または母が不存在〔離婚（離婚調停中を含む）、死亡、行方不明、拘禁、未婚、単身赴任〕、または、長期入院の世帯
  5. 保護者のいずれかまたは両方が育児休業からの復職予定者である場合
  6. 保護者の千代田区における入園希望日までの引き続き居住期間が長い世帯
  7. 保護者が精神性・感染性疾患や常時臥床、または、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級のいずれかを持っている場合
  8. 兄弟姉妹が既に在園している保育所への転園を希望する場合
  9. 兄弟姉妹が既に在園している保育所への入園を希望する場合
  10. 未就学児が3人以上または双子等の世帯
  11. 保護者が居宅外就労者（育休中で復職予定者を含み、自営を除く）
  12. 保護者が居宅外自営の世帯
  13. 保護者の就労時間が長い世帯
  14. 保護者が居宅外労働の場合、通勤時間が長い世帯
  15. 待機期間の長い世帯
  16. 区民税非課税世帯
- その他、就労実態、児童を取り巻く環境等を比較して優先順位を決定します。



## 居宅訪問型保育事業の選考基準（定員を超過した場合）

以下の【表 A】、【表 B】により世帯の指数を計算し、指数の高い順で利用者を決めます。同一指数の場合は優先順位によって決定します。

※お申し込み後、調整指数の加算となる環境等特殊な事情（ひとり親、生活保護、未就学児3人以上同居等）に該当となった場合は、事情のわかる書類（戸籍の全部事項証明（コピー可）、保護開始通知の写し、出生届の写し等）の提出が必要です。

**【表 A】**

| 番号                        | 保護者の状況                           |                                                                      | 選考指数                     | 期 間                                          |                                 |
|---------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------|
|                           | 類 型                              | 細 目                                                                  |                          |                                              |                                 |
| 1                         | 居宅外労働<br>(居宅外自営を含む)              | 就労                                                                   | 週5日以上就労                  | (1) 1日8時間以上の就労を常態 10                         | 保育の実施基準に該当しなくなるまで               |
|                           |                                  |                                                                      | (2) 1日6時間以上8時間未満の就労を常態 9 |                                              |                                 |
|                           |                                  |                                                                      | (3) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態 8 |                                              |                                 |
|                           |                                  |                                                                      | 週3日以上5日未満の就労             | (4) 1日8時間以上の就労を常態 9                          |                                 |
|                           |                                  |                                                                      |                          | (5) 1日6時間以上8時間未満の就労を常態 8                     |                                 |
|                           |                                  |                                                                      |                          | (6) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態 7                     |                                 |
|                           |                                  |                                                                      |                          | その他 7                                        |                                 |
|                           |                                  | 就労内定                                                                 | 週5日以上就労                  | (7) 上記の他、就労の態様から保育が必要と認められる場合 7              |                                 |
|                           |                                  |                                                                      | (8) 1日8時間以上の就労内定 9       |                                              |                                 |
|                           |                                  |                                                                      | (9) 1日6時間以上8時間未満の就労内定 8  |                                              |                                 |
|                           |                                  |                                                                      | (10) 1日4時間以上6時間未満の就労内定 7 |                                              |                                 |
|                           |                                  |                                                                      | 週3日以上5日未満の就労             | (11) 1日8時間以上の就労内定 8                          |                                 |
|                           |                                  |                                                                      |                          | (12) 1日6時間以上8時間未満の就労内定 7                     |                                 |
|                           |                                  |                                                                      |                          | (13) 1日4時間以上6時間未満の就労内定 6                     |                                 |
| その他 6                     | (14) 上記の他、就労の態様から保育が必要と認められる場合 6 |                                                                      |                          |                                              |                                 |
| 2                         | 居宅内労働                            | 就労                                                                   | 週5日以上就労                  | (1) 1日8時間以上の就労を常態 10                         |                                 |
|                           |                                  |                                                                      | (2) 1日6時間以上8時間未満の就労を常態 9 |                                              |                                 |
|                           |                                  |                                                                      | (3) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態 8 |                                              |                                 |
|                           |                                  |                                                                      | (4) 1日8時間以上の就労を常態 9      |                                              |                                 |
|                           |                                  |                                                                      | 週3日以上5日未満の就労             | (5) 1日6時間以上8時間未満の就労を常態 8                     |                                 |
|                           |                                  |                                                                      |                          | (6) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態 7                     |                                 |
|                           |                                  |                                                                      |                          | その他 7                                        | (7) 上記の他、就労の態様から保育が必要と認められる場合 7 |
|                           |                                  | 就労内定                                                                 |                          | (8) 1日8時間以上の就労内定 9                           |                                 |
|                           |                                  |                                                                      | (9) 1日6時間以上8時間未満の就労内定 8  |                                              |                                 |
|                           |                                  |                                                                      | (10) 1日4時間以上6時間未満の就労内定 7 |                                              |                                 |
|                           |                                  |                                                                      | (11) 1日8時間以上の就労内定 8      |                                              |                                 |
|                           |                                  |                                                                      | (12) 1日6時間以上8時間未満の就労内定 7 |                                              |                                 |
|                           |                                  |                                                                      | (13) 1日4時間以上6時間未満の就労内定 6 |                                              |                                 |
|                           |                                  |                                                                      | その他 6                    | (14) 上記の他、就労の態様から保育が必要と認められる場合 6             |                                 |
| 3                         | 不存在                              | (1) 離婚（離婚調停中を含む）・死亡・行方不明・拘禁・未婚・単身赴任・海外留学等                            | 10                       |                                              |                                 |
| 4                         | 出産<br>疾病<br>負傷<br>心身障害者          | 出産                                                                   | (1) 出産前後休養のため保育にあたれない場合  | 7                                            | 出産予定月の前2か月から出産後2か月まで            |
|                           |                                  |                                                                      | 長期入院<br>疾病<br>負傷<br>居宅内  | (2) 1か月以上                                    |                                 |
|                           |                                  | (3) 精神疾患・感染症                                                         |                          | 10                                           |                                 |
|                           |                                  | (4) 常時臥床                                                             |                          | 10                                           |                                 |
|                           |                                  | (5) 安静（概ね日中4時間以上就床）                                                  |                          | 8                                            |                                 |
|                           |                                  | (6) 一般療養                                                             |                          | 7                                            |                                 |
|                           |                                  | 心身障害者                                                                |                          | (7) 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級 | 10                              |
|                           |                                  |                                                                      |                          | (8) 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度                         | 8                               |
|                           |                                  |                                                                      | (9) 身体障害者手帳4級            | 7                                            |                                 |
| 5                         | 看護<br>介護                         | 要介護4・5、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級の方を昼間4時間以上介護・看護している場合 | (1) 月20日以上               | 10                                           | 保育の実施基準に該当しなくなるまで               |
|                           |                                  |                                                                      | (2) 月16日以上               | 9                                            |                                 |
|                           |                                  |                                                                      | (3) 月12日以上               | 8                                            |                                 |
|                           |                                  | 要介護3、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の方を昼間4時間以上介護・看護している場合                           | (1) 月20日以上               | 9                                            |                                 |
|                           |                                  |                                                                      | (2) 月16日以上               | 8                                            |                                 |
| 上記以外の方を昼間4時間以上介護・看護している場合 | (3) 月12日以上                       | 7                                                                    |                          |                                              |                                 |
| 6                         | 災害                               | (1) 災害等による家屋の損失、その他災害復旧のために保育にあたれない場合                                | 10                       | 復旧期間                                         |                                 |
| 7                         | 求職                               | (1) 生計中心者が失業等で、求職のため日中保育にあたれない場合                                     | 7                        | 3か月以内                                        |                                 |
|                           |                                  | (2) 上記以外で、求職のため日中保育にあたれない場合                                          | 6                        |                                              |                                 |
| 8                         | 通学                               | (1) 学校教育法に定める学校等や職業訓練施設に通学・通所している場合                                  | 番号1を準用                   | 通学が終了する月の末日まで                                |                                 |
| 9                         | 特例                               | (1) 社会的養護が必要であると認められる場合                                              |                          |                                              |                                 |
|                           |                                  | (2) 前各号に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合                                   |                          |                                              |                                 |

**【表B】**

| 番号 | 児童を取り巻く環境等特殊な事情                                           | 調整指数 | 備考     |
|----|-----------------------------------------------------------|------|--------|
| 1  | ひとり親世帯で他に保育できる同居者がいない場合                                   | +4   | 世帯に加算  |
| 2  | 生活保護受給世帯の場合                                               | +3   | 世帯に加算  |
| 3  | 兄弟姉妹が同時に入園を希望する場合（転園は対象外）                                 | +1   | 世帯に加算  |
| 4  | 未就学児が3人以上同居している場合                                         | +1   | 世帯に加算  |
| 5  | 保護者の1人が単身赴任や海外勤務等による不在の場合                                 | +1   | 世帯に加算  |
| 6  | 保護者が身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級のいずれかを持っている場合 | +1   | 世帯に加算  |
| 7  | 保育料が6か月以上滞納となっている場合                                       | -10  | 世帯から減算 |

表A、表Bで指数計算をし、同一指数となった場合は、以下の優先順位で利用者を決めます。

**【同一指数の場合の優先順位】**

- ①保育施設で週35時間以上就労する保育士・保育教諭が育児休業から復職する場合、または、新たに週35時間以上就労する場合
- ②生活保護世帯
- ③ひとり親となって6か月以内の世帯（離婚または死別の事実を戸籍で証明できる場合のみ）
- ④居宅訪問型保育事業の待機期間が3か月以上の世帯
- ⑤父または母が不存在〔離婚（離婚調停中を含む）、死亡、行方不明、拘禁、未婚、単身赴任〕、または、長期入院の世帯
- ⑥保護者のいずれかまたは両方が育児休業からの復職予定者である場合
- ⑦保護者の千代田区における入園希望日までの引き続き居住期間が長い世帯
- ⑧保護者が精神疾患・感染症や常時臥床、または、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級のいずれかを持っている場合
- ⑨未就学児が3人以上または双子等の世帯
- ⑩保護者が居宅外就労者の世帯（育休中で復職予定者を含み、自営を除く）
- ⑪保護者が居宅外自営の世帯
- ⑫保護者の就労時間が長い世帯
- ⑬保護者の通勤時間が長い世帯
- ⑭区民税非課税世帯

その他、就労実態、児童を取り巻く環境等を比較して優先順位を決定します。

※④の待機期間の算定は、待機児童となった月から起算します。

（例）4月入園の申し込みをして待機児童となった場合、7月入園の審査では待機期間は3か月。

# 14 申し込み内容の変更

申し込み内容に変更があった場合は、申し込み締切日までに該当の書類を提出してください。

(郵送・オンライン申請可)

世帯の状況は、入園時まで継続しているものとして選考します。そのため、入園前に就労条件等の変更があった場合、内定を取り消す場合があります。

| 変 更 内 容                                                                                                                   |                                                         | 提出が必要な書類                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 住所、電話番号等                                                                                                                  |                                                         | 区役所子ども支援課あて連絡                                   |
| 保護者の<br>就労状況                                                                                                              | ①転職(※1)<br>②求職から就労内定<br>③就労内定から就労開始<br>④就労先や就労時間・日数の変更等 | 「就労証明書」                                         |
| 育児休業から復職                                                                                                                  |                                                         | 「復職証明書」または「就労証明書」<br>(※2)                       |
| 育児休業期間の延長(※3)                                                                                                             |                                                         | 「就労証明書」                                         |
| 家庭状況                                                                                                                      | ①結婚<br>②同居家族の増減等                                        | 区役所子ども支援課あて連絡<br>※状況により、書類の提出をお願いする<br>場合があります。 |
|                                                                                                                           | ③離婚                                                     | 戸籍謄本など(写し可)                                     |
|                                                                                                                           | ④離婚を前提として別居(※4)し、家庭裁判<br>所による離婚調停を開始した場合                | 離婚調停中の状況が確認できる書類<br>(例：裁判所からの呼び出し状など)           |
| 申込対象児童が認証保育所・認可外保育施設等に入所<br>(保育事業者との月極契約(1日4時間以上かつ週3日以上)<br>に限る。ベビーシッターについては、東京都福祉保健局の「認<br>可外保育施設(居宅訪問型保育事業)一覧」にある事業者のみ) |                                                         | 「受託証明書」                                         |
| 入園や転園の意思がなくなった                                                                                                            |                                                         | 「入園辞退・入園(転園)申請取下書」<br>(FAXでの提出可)                |
| 希望園の追加、希望区分、順位変更(※5)                                                                                                      |                                                         | 「希望園変更届」<br>(FAXでの提出可)                          |

※1 証明日が採用年月日前の「就労証明書」は、就労内定として扱います。ただし、転職者(切れ目なく就労が続いている場合)については、転職前後の就労証明書の提出があり、後日転職先での就労開始後の就労証明書の提出で継続勤務を確認できた場合は、就労として扱います。

※2 証明日(発行日)が復職日以降のものを提出してください。復職日よりも前の場合、再提出が必要になります。

※3 育児休業期間延長の確認が取れない場合は、「【表2】加算調整指数」(25ページ)6・7による加算の対象外となります。

※4 「離婚を前提とした別居」のみでは「【表2】加算調整指数」(25ページ)1・2による加算対象となりません。

※5 希望園の追加・変更に伴い、区立こども園・幼保一体施設を希望園に新たに含むことになった場合には、別途「居住を確認できる書類」の提出が必要です。詳しくは、19ページ(6)をご覧ください。

# 15 選考結果について

## (1) 選考結果の連絡について

お申し込みいただいた初めの月は、内定が出た方にはお電話で、内定が出なかった方には文書にてご連絡します。翌月以降は、内定が出た方だけに連絡します。在勤要件でのお申し込みの場合には、原則、居住自治体を通して連絡します。

※ただし、4月入園（一次および二次）については、内定した場合も文書でのご連絡となりますので、ご注意ください。

## (2) 入園・転園の内定が出なかった場合

- ▶ 希望園に空きが無く入園・転園できなかったときは、申込書は年度内（1月入園まで）有効となります。取下げがない限りは継続して審査をし、内定した際にご連絡します。
- ▶ 年度内で入所保留通知書の発行を希望する場合は、発行を希望する選考月の結果発表予定日以降に子ども支援課にご連絡ください。
- ▶ 年度内に内定せず、翌年度も引続き入園を希望する方は、4月入園申し込み期間に新たに入園申し込みをしてください。
- ▶ 就労先や育児休業の延長、就労時間等を変更したときは、速やかに新たな「就労証明書」を提出してください。（郵送可）
- ▶ ご家庭の状況の変化等により、入園・転園を希望しなくなったときは、速やかに「入園辞退・入園（転園）申請取下書」を提出してください。※郵送・FAX・オンライン申請可

## (3) 入園・転園の内定が出た場合

### ① 入園日について

入園・転園は毎月1日からのみとなり、月の途中からの入園はできません。また、入園は指定された月からとなり、入園月を延ばすことはできません。

### ② 入園の決定について

園との日程調整のうえ、面接と健康診断を受けていただいた後、正式に入園が決定します。入園が決定後、子ども支援課から保護者宛に「入所承諾書」を送付します。

### ③ 保育料の決定について

保育料の決定方法や金額は、34～45ページをご覧ください。

マイナンバーにより課税情報を取得できなかった場合等には、課税証明書や所得の証明の提出を求められる場合があります。入園日までに提出がない場合、最高額で決定させていただきます。

### ④ 保育料の納入について

千代田区では、認可保育園、区立こども園、千代田・昌平幼稚園に入園する方には、保育料の納入に口座振替をご利用いただいています。「口座振替依頼書」を送付しますので、金融機関にてお手続きの上、指定される期限までに「子ども支援課提出用」をご提出ください。Web 口座振替受付サービスにより、オンラインでもお手続きができます。3～5歳児クラスの方は区立園の月極延長保育利用の場合のみ登録が必要です。

認定こども園、幼保一体施設内保育園、事業所内保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業を利用する方は、保育料は運営事業者へ直接お支払いいただくため、千代田区での口座振替の手続きは不要です。



⑤ 在園できる期間について

【保育を必要とする事由による在園期間】

| 理 由     | 在園できる期間                                                                   |
|---------|---------------------------------------------------------------------------|
| 就 労     | 要件を満たせば、小学校就学前まで                                                          |
| 求 職     | 求職活動予定の方は3か月間。求職活動中の方は教育・保育給付認定の認定日から3か月間（期間内に就労証明書の提出がない場合は自動的に退園となります。） |
| 出 産     | 出産予定月の前2か月から出産後2か月まで                                                      |
| 介護・病気等  | 介護・療養等を必要としなくなるまで                                                         |
| 通 学     | 通学期間中                                                                     |
| 児童虐待・DV | お子さんの保育を必要としなくなるまで                                                        |

【園の種類による在園期間】

| 園の種類         | 在園できる期間                                                                                                 |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認可保育園・認定こども園 | 千代田区外に転出もしくは在勤・在学要件に該当しなくなったときから上限3か月間（※）<br><u>ただし、5歳児クラスについては卒園まで在園が可能です。</u>                         |
| 区立こども園       | 千代田区外に転出してから上限3か月間（※）（在勤・在学要件での在園はできません。）<br><u>ただし、5歳児クラスについては卒園まで在園が可能です。</u>                         |
| 幼保一体施設       | 千代田区外に転出後は在園できません。<br>（在勤・在学要件での在園もできません。）<br>幼保一体施設内保育園は、2歳児クラスまでですが、3歳児クラスからは併設の幼稚園（長時間）に進級することができます。 |
| 地域型保育事業      | 千代田区外に転出後は在園できません。<br>（在勤・在学要件での在園もできません。）<br>また、2歳児クラスまでの保育となり、3歳児クラスからは別の保育施設をご利用いただくこととなります。         |

※ 期間の起算は転出日以後最初の月初とします。

例) 7月1日転出の場合：9月末まで在園可能

7月15日転出の場合：10月末まで在園可能

⑥ 必要書類の提出について

保護者が以下の状況であった場合には、入園後に以下の書類の提出が必要です。

**期限内に書類の提出がない場合は、退園となります！**

| 保護者の状況   | 必要な手続き                                             | 提出期限        | 提出先                                 |
|----------|----------------------------------------------------|-------------|-------------------------------------|
| 育児休業中の方  | 入園月中に復職をし、復職より2週間以内に「復職証明書」(区様式)を提出してください。         | 復職後2週間以内    | 千代田区<br>子ども支援課<br>(郵送・<br>オンライン申請可) |
| 就労内定の方   | 入園月中に就労を開始し、「就労証明書」(区様式)を提出してください。                 | 就労開始後2週間以内  |                                     |
| 就学内定の方   | 入園月中に就学を開始し、「在学証明書」(区様式)を提出してください。                 | 就学開始後2週間以内  |                                     |
| 求職活動予定の方 | 入園してから3か月以内に就労を開始し、「就労証明書」(区様式)を提出してください。          | 入園してから3か月以内 |                                     |
| 求職活動中の方  | 教育・保育給付認定の認定日から3か月以内に就労を開始し、「就労証明書」(区様式)を提出してください。 | 認定日から3か月以内  |                                     |

復職日や就労開始日が月末の場合等で、書類の提出が間に合わない場合には、子ども支援課へご連絡ください。

■そのほか、園で提出を求める書類やお手続きもありますので、園の指示に従って手続きを進めてください。

(4) 入園内定を辞退した場合

入園の内定は辞退することも可能です(居宅訪問型保育事業利用者を含む転園申し込み者は転園内定を辞退できません)。辞退する場合には、「入園辞退・入園(転園)申請取下書」を速やかに子ども支援課へ提出してください。 ※郵送・FAX・オンライン申請可

ただし、入園の内定を辞退した場合には、今後の選考において不利になる点が以下の3点あります。

- ① 内定月の翌月から3か月間は、入園順位が下がります。(21~22ページ参照)
- ② 加算調整指数の待機期間(25ページ【表2】9・10)は、内定月の4か月後から再起算します。
- ③ 年度内は辞退した園を案内できなくなります。



# 16 預かり時間・日数について

## (1) 預かり時間・日数の決め方について

保育時間は、原則として保育が必要な事由にかかる時間（就労要件での利用の場合は、通勤時間+就労時間）のみです。

その他、開園時間内で、保護者の状況を考慮して園長が決定します。

## (2) 慣らし保育について

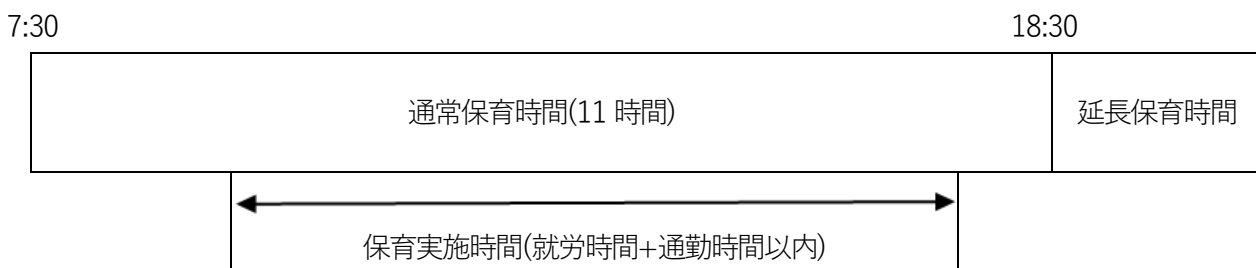
入園後、お子さんが無理なく保育園に馴染めるよう、徐々にお預かり時間・日数を増やしていく「慣らし保育」があります。育児休業から復職される方は、復職時期にご注意ください。慣らし保育の具体的な期間や時間については、面接時に園長へご相談ください。

## (3) 延長保育について

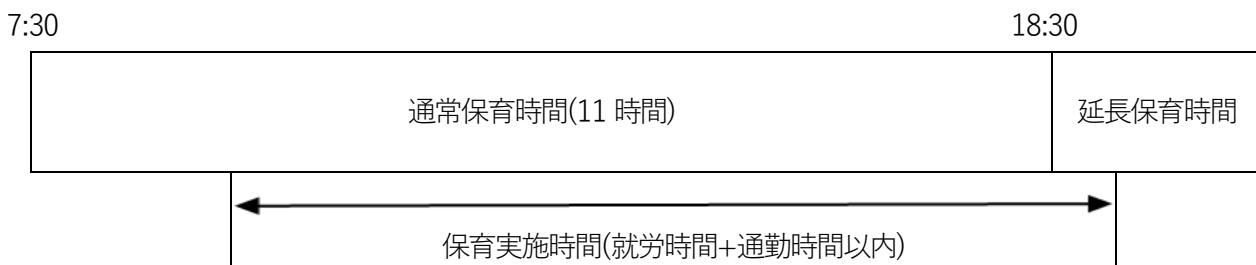
延長保育は定員があるため、ご希望通り受けられない場合があります。面接時に園長へ確認・ご相談ください。

### [ 保育実施時間の例 ]

#### (例1)



#### (例2)



※例2の場合は保育実施時間が延長保育時間にかかるので延長保育料が発生します。

# 17 保育料

認可保育園・こども園・認定こども園・幼保一体施設（幼稚園）・地域型保育事業へ入園された場合は、保護者の住民税の課税状況に応じて保育料を納入していただきます。

また、皆様にご負担いただく保育料は、園運営の貴重な財源となっています。お納め忘れのないよう、保育料の自動口座引落をお願いしております（認定こども園・地域型保育事業は事業者が徴収します）。手続きは区指定の申し込み書にて、取引先の金融機関等で行ってください。未納が続く場合、退園となる場合があります。また、保育料は変更する場合があります。

**※入園から退園までの間は、登園がない月でも保育料が発生します。**

※幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児クラスの子どもの基本保育料は無償です（延長保育料は除く）。区内在住者の食材料費は区が負担するため、保護者の負担はありません。

## （1）保育料の算定基準

保護者（父母ともに）の、「区市町村民税所得割相当額」により、算定しています。

※所得割額の算定には配当控除、外国税額控除、住宅取得控除、寄付金控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除等の税額控除は適用しません。

※父母が非課税かつ祖父母と同一世帯の場合は祖父母の「区市町村民税所得割相当額」で算定します。

## （2）保育料の切替え

毎年4月および9月に保育料の算定を実施（4月～8月分の保育料は前年度の区市町村民税所得割相当額、9月～翌年3月分の保育料は当年度の区市町村民税所得割相当額で決定）

## （3）保育料決定のための提出書類（父・母、各々分）

マイナンバーにより課税情報を取得できなかった場合等には、課税証明書の提出を求める場合があります。その場合、千代田区にお住まいになった時期やお子さんが入園された時期によって、提出書類が異なります。令和5年1月1日以前から千代田区に在住の方は提出の必要はありません。

| 対象月（入園月）          | 千代田区にお住まいになった時期             | 特別区民税・都民税課税証明書の提出                       |
|-------------------|-----------------------------|-----------------------------------------|
| 令和6年4月<br>～令和6年8月 | 令和5年1月2日から<br>令和6年1月1日までに転入 | 令和5年度の「特別区民税・都民税（市町村住民税）課税証明書」の提出が必要です。 |
| 令和6年9月<br>～令和7年3月 | 令和6年1月2日以降に転入               | 令和6年度の「特別区民税・都民税（市町村住民税）課税証明書」の提出が必要です。 |



※前年に海外に在住していた方等については、所得証明の提出が必要です。

※入園までに保育料決定のために必要な書類の提出がない場合、保育料を最高額で決定します。

## （4）多子世帯の保育料無償化（0～2歳児）

同一世帯に子どもが2人以上いる場合、年齢にかかわらず世帯にいる子どもの数を数え、当該児童が第2子以降に当たる場合は全額免除します。

(多子世帯の保育料減額のイメージ)

|                 | (年少)                                                                                             |    |    | (年中) |                                                                                          | (年長) |    |    |    |    |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|------|------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|----|----|
|                 | 0歳                                                                                               | 1歳 | 2歳 | 3歳   | 4歳                                                                                       | 5歳   | 小1 | 小2 | 小3 | 小4 |
| 第1・2・3号認定<br>共通 | <br>第2子<br>(免除) |    |    |      | <br>第1子 | →    |    |    |    |    |

年齢の上限なくカウントする



(5) ひとり親世帯等の保育料減額

ひとり親世帯等で保育料階層がD4階層以下の児童の場合、年齢にかかわらず世帯児童数を数え、当該児童が第1子に当たる場合は50%減額となります。

※ひとり親世帯等とは・・・母子・父子家庭や障害者(児)のいる世帯および生活保護法に規定する要保護者に準ずる世帯をいいます。

(ひとり親世帯等の保育料減額のイメージ)

A~D4 階層の場合

|                 | (年少)                                                                                               |    |                                                                                                    | (年中) |    | (年長) |    |    |    |    |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|------|----|----|----|----|
|                 | 0歳                                                                                                 | 1歳 | 2歳                                                                                                 | 3歳   | 4歳 | 5歳   | 小1 | 小2 | 小3 | 小4 |
| 第1・2・3号認定<br>共通 | <br>第2子<br>(免除) |    | <br>第1子<br>(半額) | →    |    |      |    |    |    |    |

年齢の上限なくカウントする

(6) 保育料の減免等

- ・保育料については、失業(自己退職を除く)などで著しく収入が減ったとき、病気や災害などで特別に費用がかかったとき、同居の家族に高度障害の方がいるときなどは、減額される場合がありますので子ども支援課へご相談ください。
- ・同一世帯にいない子どもを養育している場合(子どもが千代田区外(学校の寮など)で生活していたり、国外に留学していたりするとき)は、減額される場合がありますので子ども支援課へご相談ください。
- ・入園しているお子さんが病気などで月の初日から1か月以上通園できないときは、保育料を免除できる制度がありますので子ども支援課へご相談ください(2か月以上通園できない場合は退園となります。)

●認可保育園、認定こども園（長時間）、事業所内保育所、居宅訪問型事業（ベビーシッター）全歳児、こども園（0～2歳児）【表3】

（令和5年10月1日以降適用）

（月額：円）

| 階層  | 区 分                 | 3歳未満児  | 3歳以上児 | 第2子以降<br>の子ども<br>の保育料 |
|-----|---------------------|--------|-------|-----------------------|
| A   | 生活保護世帯              | 0      | 0     | 第2子<br>以降<br>全額免除     |
| B   | 特別区民税非課税世帯          | 0      | 0     |                       |
| C   | 特別区民税均等割額のみ         | 1,900  | 0     |                       |
| D1  | 特別区民税所得割額 47,700円未満 | 6,700  | 0     |                       |
| D2  | // 58,200円未満        | 8,300  | 0     |                       |
| D3  | // 68,000円未満        | 9,400  | 0     |                       |
| D4  | // 90,600円未満        | 15,400 | 0     |                       |
| D5  | // 113,000円未満       | 19,100 | 0     |                       |
| D6  | // 135,600円未満       | 21,500 | 0     |                       |
| D7  | // 158,000円未満       | 23,600 | 0     |                       |
| D8  | // 180,600円未満       | 25,500 | 0     |                       |
| D9  | // 203,100円未満       | 27,500 | 0     |                       |
| D10 | // 225,600円未満       | 29,200 | 0     |                       |
| D11 | // 245,800円未満       | 31,000 | 0     |                       |
| D12 | // 257,100円未満       | 32,500 | 0     |                       |
| D13 | // 268,300円未満       | 34,200 | 0     |                       |
| D14 | // 279,600円未満       | 35,700 | 0     |                       |
| D15 | // 290,800円未満       | 37,200 | 0     |                       |
| D16 | // 302,100円未満       | 38,500 | 0     |                       |
| D17 | // 313,300円未満       | 40,000 | 0     |                       |
| D18 | // 369,600円未満       | 43,400 | 0     |                       |
| D19 | // 425,800円未満       | 48,900 | 0     |                       |
| D20 | // 482,000円未満       | 53,700 | 0     |                       |
| D21 | // 482,000円以上       | 57,500 | 0     |                       |

※認定こども園（長時間）・事業所内保育所・居宅訪問型事業（ベビーシッター）の保育料は、運営事業者へお支払いいただきます。

●こども園（3～5歳児）、認定こども園（短時間）、千代田・昌平幼稚園

【表4】

（令和元年10月1日以降適用）

（月額：円）

| 階層 | 区 分                 | 保育料（3～5歳児） |       | 延長保育料 |
|----|---------------------|------------|-------|-------|
|    |                     | 長時間保育      | 短時間保育 | 長時間保育 |
| A  | 生活保護世帯              | 0          | 0     | 0     |
| B  | 特別区民税非課税世帯          | 0          | 0     | 0     |
| C  | 特別区民税均等割額のみ         | 0          | 0     | 100   |
| D1 | 特別区民税所得割額 47,700円未満 | 0          | 0     | 500   |
| D2 | // 58,200円未満        | 0          | 0     | 700   |
| D3 | // 68,000円未満        | 0          | 0     | 900   |
| D4 | // 90,600円未満        | 0          | 0     | 1,000 |
| D5 | // 113,000円未満       | 0          | 0     | 1,200 |
| D6 | // 135,600円未満       | 0          | 0     | 1,400 |
| D7 | // 158,000円未満       | 0          | 0     | 1,500 |
| D8 | // 180,600円未満       | 0          | 0     | 1,600 |
| D9 | // 180,600円以上       | 0          | 0     | 1,800 |

※延長保育料は無償化の対象外です。

※千代田幼稚園・昌平幼稚園は別途、制服やかばん等の購入経費がかかります。



## ●幼保一体施設内保育園【表5】

(月額：円)

| 施設名                 | 0歳児    | 1歳児    | 2歳児    | 備考                     |
|---------------------|--------|--------|--------|------------------------|
| マミーズエンジェル<br>千代田保育園 | 80,000 | 78,000 | 78,000 | 週6日利用の場合は、別途保育料がかかります。 |
| 小学館アカデミー<br>昌平保育園   | 80,000 | 78,000 | 78,000 | 週6日利用の場合は、別途保育料がかかります。 |

※入園料が別途21,000円がかかります。

※認可保育園の入園要件(6ページ)を備えた世帯について、認可保育園を利用した場合と比較して2割程度安い保育料でご利用いただけます。保育料の減額には手続きが必要です。詳細は50～55ページをご覧ください。

※その他オプション費用がかかることがあります。くわしくは各施設にお問い合わせください。

## ●小規模保育事業【表6】

(平成28年10月1日以降適用)

(月額：円)

| 階層         | 区分                                     | 0～2歳児  |
|------------|----------------------------------------|--------|
| A・B・C・D1～3 | 生活保護世帯、<br>特別区民税非課税世帯～所得割額68,000円未満の世帯 | 0      |
| D4～10      | 特別区民税所得割額225,600円未満の世帯                 | 15,000 |
| D11～21     | 特別区民税所得割額225,600円以上の世帯                 | 30,000 |

※第2子以降の保育料の減免は、認可保育園の規定に準じます。

※保育料は運営事業者へお支払いいただきます。



## ●延長保育料【表7】

### <区立認可保育園の延長保育料>

(18時30分～19時30分。四番町保育園は18時15分～20時15分)

(月額：円)

| 階層  | 区 分                 | 延長保育料の額 |       |       |             |       |       |
|-----|---------------------|---------|-------|-------|-------------|-------|-------|
|     |                     | 1時間以内   |       |       | 1時間を超え2時間以内 |       |       |
|     |                     | 3歳未満児   | 3歳児   | 4歳以上児 | 3歳未満児       | 3歳児   | 4歳以上児 |
| A   | 生活保護世帯              | 0       | 0     | 0     | 0           | 0     | 0     |
| B   | 特別区民税非課税世帯          | 0       | 0     | 0     | 0           | 0     | 0     |
| C   | 特別区民税均等割額のみ         | 100     | 100   | 100   | 200         | 200   | 200   |
| D1  | 特別区民税所得割額 47,700円未満 | 600     | 500   | 500   | 1,200       | 1,000 | 1,000 |
| D2  | // 58,200円未満        | 800     | 700   | 700   | 1,600       | 1,400 | 1,400 |
| D3  | // 68,000円未満        | 900     | 900   | 900   | 1,800       | 1,800 | 1,800 |
| D4  | // 90,600円未満        | 1,500   | 1,000 | 1,000 | 3,000       | 2,000 | 2,000 |
| D5  | // 113,000円未満       | 1,900   | 1,200 | 1,200 | 3,800       | 2,400 | 2,400 |
| D6  | // 135,600円未満       | 2,100   | 1,400 | 1,400 | 4,200       | 2,800 | 2,800 |
| D7  | // 158,000円未満       | 2,300   | 1,500 | 1,500 | 4,600       | 3,000 | 3,000 |
| D8  | // 180,600円未満       | 2,500   | 1,700 | 1,600 | 5,000       | 3,400 | 3,200 |
| D9  | // 203,100円未満       | 2,700   | 1,800 | 1,800 | 5,400       | 3,600 | 3,600 |
| D10 | // 225,600円未満       | 2,900   | 1,900 | 1,800 | 5,800       | 3,800 | 3,600 |
| D11 | // 245,800円未満       | 3,100   | 2,000 | 1,800 | 6,200       | 4,000 | 3,600 |
| D12 | // 257,100円未満       | 3,200   | 2,100 | 1,800 | 6,400       | 4,200 | 3,600 |
| D13 | // 268,300円未満       | 3,400   | 2,200 | 1,800 | 6,800       | 4,400 | 3,600 |
| D14 | // 279,600円未満       | 3,500   | 2,200 | 1,800 | 7,000       | 4,400 | 3,600 |
| D15 | // 290,800円未満       | 3,700   | 2,200 | 1,800 | 7,400       | 4,400 | 3,600 |
| D16 | // 302,100円未満       | 3,800   | 2,200 | 1,800 | 7,600       | 4,400 | 3,600 |
| D17 | // 313,300円未満       | 4,000   | 2,200 | 1,800 | 8,000       | 4,400 | 3,600 |
| D18 | // 369,600円未満       | 4,300   | 2,200 | 1,800 | 8,600       | 4,400 | 3,600 |
| D19 | // 425,800円未満       | 4,800   | 2,200 | 1,800 | 9,600       | 4,400 | 3,600 |
| D20 | // 482,000円未満       | 5,300   | 2,200 | 1,800 | 10,600      | 4,400 | 3,600 |
| D21 | // 482,000円以上       | 5,700   | 2,200 | 1,800 | 11,400      | 4,400 | 3,600 |

(令和元年10月1日以降適用)

<区立こども園の延長保育料>

(18時30分~19時30分)

(月額：円)

| 階層  | 区 分                 | 延長保育料の額 |       |
|-----|---------------------|---------|-------|
|     |                     | 3歳未満児   | 3歳以上児 |
| A   | 生活保護世帯              | 0       | 0     |
| B   | 特別区民税非課税世帯          | 0       | 0     |
| C   | 特別区民税均等割額のみ         | 100     | 100   |
| D1  | 特別区民税所得割額 47,700円未満 | 600     | 500   |
| D2  | // 58,200円未満        | 800     | 700   |
| D3  | // 68,000円未満        | 900     | 900   |
| D4  | // 90,600円未満        | 1,500   | 1,000 |
| D5  | // 113,000円未満       | 1,900   | 1,200 |
| D6  | // 135,600円未満       | 2,100   | 1,400 |
| D7  | // 158,000円未満       | 2,300   | 1,500 |
| D8  | // 180,600円未満       | 2,500   | 1,600 |
| D9  | // 203,100円未満       | 2,700   | 1,800 |
| D10 | // 225,600円未満       | 2,900   | 1,800 |
| D11 | // 245,800円未満       | 3,100   | 1,800 |
| D12 | // 257,100円未満       | 3,200   | 1,800 |
| D13 | // 268,300円未満       | 3,400   | 1,800 |
| D14 | // 279,600円未満       | 3,500   | 1,800 |
| D15 | // 290,800円未満       | 3,700   | 1,800 |
| D16 | // 302,100円未満       | 3,800   | 1,800 |
| D17 | // 313,300円未満       | 4,000   | 1,800 |
| D18 | // 369,600円未満       | 4,300   | 1,800 |
| D19 | // 425,800円未満       | 4,800   | 1,800 |
| D20 | // 482,000円未満       | 5,300   | 1,800 |
| D21 | // 482,000円以上       | 5,700   | 1,800 |

(令和元年10月1日以降適用)

<幼保一体施設内保育園の延長保育料>

| 時間区分                  | 継続利用      |
|-----------------------|-----------|
| 夕1時間延長(18時30分~19時30分) | 月額 2,500円 |

## ■私立認可保育園の延長保育料■

### <アスク二番町保育園の延長保育料>

| 時間区分                   | 継続利用      | スポット延長  |
|------------------------|-----------|---------|
| 朝 30分延長（7時～7時30分）      | 月額 1,500円 | 1日 150円 |
| 夕 1時間延長（18時30分～19時30分） | 月額 2,500円 | 1日 250円 |
| 夕 2時間延長（18時30分～20時30分） | 月額 5,000円 | 1日 500円 |
| 夕 2.5時間延長（18時30分～21時）  | 月額 6,500円 | 1日 650円 |

・保護者の希望に応じて夕食を提供します。別途夕食代400円/1食が必要です。

### <ポピンズナーサリースクール一番町の延長保育料>

| 時間区分              | 継続利用      | スポット延長   |
|-------------------|-----------|----------|
| 朝 30分延長（7時30分～8時） | 月額 1,500円 | 15分 125円 |
| 夕 1時間延長（19時～20時）  | 月額 2,500円 |          |
| 夕 2時間延長（19時～21時）  | 月額 5,000円 |          |

- ・7時～7時30分はオーダーがあればお預かりいたします（保育料 500円/15分）。
- ・スポット延長保育が月に5回を超える場合には、月極延長保育料金を請求します。
- ・保育時間が19時を超える場合は、保護者の希望に応じて補食・夕食を提供します。補食は保育料に含まれます。別途夕食代400円/1食が必要です。

### <ほっぺるランド西神田の延長保育料>

| 時間区分                   | 継続利用      | スポット延長  |
|------------------------|-----------|---------|
| 朝 30分延長（7時～7時30分）      | 月額 1,500円 | 1日 150円 |
| 夕 1時間延長（18時30分～19時30分） | 月額 2,500円 | 1日 250円 |
| 夕 2時間延長（18時30分～20時30分） | 月額 5,000円 | 1日 500円 |

- ・19時30分までお預かりするお子さまには、補食を提供します（無料）。
- ・お子さまの健全な成長を考慮し、19時30分を超えてお預かりするお子さまには、夕食を提供します。別途夕食代300円/1食が必要です。
- ・土曜日の延長保育の実施はございません。

### <グローバルキッズ飯田橋園・グローバルキッズ飯田橋こども園の延長保育料>

| 時間区分                   | 継続利用      | スポット延長   |
|------------------------|-----------|----------|
| 夕 1時間延長（18時30分～19時30分） | 月額 2,500円 | 10分 100円 |
| 夕 2時間延長（18時30分～20時30分） | 月額 5,000円 |          |
| 夕 2.5時間延長（18時30分～21時）  | 月額 6,500円 |          |

- ・継続利用の場合は、別途夕食代4,000円/月または300円/日が必要です。補食代は月額に含まれています。
- ・スポット延長でお預かりするお子さまには、補食・夕食を提供します。別途補食代200円/1食、夕食代300円/1食が必要です。
- ・グローバルキッズ飯田橋こども園には夕 2.5時間延長はありません。

### <アイグラン保育園東神田の延長保育料>

| 時間区分                   | 継続利用      | スポット延長  |
|------------------------|-----------|---------|
| 夕 1時間延長（18時15分～19時15分） | 月額 2,500円 | 1日 300円 |
| 夕 2時間延長（18時15分～20時15分） | 月額 5,000円 | 1日 600円 |

- ・19時15分までお預かりするお子さまには補食を提供します。別途補食代200円/1食が必要です。補食をご希望の場合は当日15時までにお申し込みください。なお当日申し込みの場合は1時間の延長保育のみ対応可能です。
- ・20時15分までお預かりするお子さまには夕食を提供します。別途夕食代300円/1食が必要です。
- ・2時間延長保育が必要な場合は、前日15時までにお申し込みください。

### <クリアナーサリー市ヶ谷の延長保育料>

| 時間区分                  | 継続利用      | スポット延長   |
|-----------------------|-----------|----------|
| 夕1時間延長（18時30分～19時30分） | 月額 2,500円 | 1時間 500円 |
| 夕2時間延長（18時30分～20時30分） | 月額 5,000円 |          |

- ・ご希望により、補食（1時間分の延長料金+別途100円/1食）を提供いたします。  
夕食（2時間分の延長料金+別途500円/1食）を提供いたします。
- ・行事によっては延長保育を実施しない日がございます。あらかじめご了承ください。

### <神田淡路町保育園大きなおうちの延長保育料>

| 時間区分                  | 継続利用      | スポット延長     |
|-----------------------|-----------|------------|
| 夕1時間延長（18時15分～19時15分） | 月額 3,000円 | 1時間 1,000円 |
| 夕2時間延長（18時15分～20時15分） | 月額 6,000円 | 2時間 2,000円 |

- ・補食・夕食を提供します（無料）。
- ・スポット延長でお預かりするお子さまには、補食・夕食を提供します（無料）。

### <グローバルキッズ六番町園の延長保育料>

| 時間区分                  | 継続利用      | スポット延長   |
|-----------------------|-----------|----------|
| 夕1時間延長（18時30分～19時30分） | 月額 2,500円 | 10分 100円 |
| 夕2時間延長（18時30分～20時30分） | 月額 5,000円 |          |

- ・継続利用の場合は、別途夕食代4,000円/月または300円/日が必要です。補食代は月額に含まれています。
- ・スポット延長でお預かりするお子さまには、補食・夕食を提供します。別途補食代200円/1食、夕食代300円/1食が必要です。

### <二番町ちとせ保育園の延長保育料>

| 時間区分                  | 継続利用      | スポット延長   |
|-----------------------|-----------|----------|
| 朝30分延長（7時～7時30分）      | 月額 1,500円 | 30分 250円 |
| 夕1時間延長（18時30分～19時30分） | 月額 3,000円 |          |
| 夕2時間延長（18時30分～20時30分） | 月額 6,000円 |          |

- ・19時30分までお預かりするお子さまには補食を提供します。別途補食代100円/1食が必要です。
- ・20時30分までお預かりするお子さまには夕食を提供します。別途夕食代400円/1食が必要です。

### <千代田せいが保育園の延長保育料>

| 時間区分                  | 継続利用      | スポット延長   |
|-----------------------|-----------|----------|
| 夕1時間延長（18時30分～19時30分） | 月額 3,000円 | 1時間 500円 |
| 夕2時間延長（18時30分～20時30分） | 月額 6,000円 |          |

- ・18時40分ごろ、希望により補食（100円/1食）または夕食（400円/1食）を提供します。

### <ベネッセ内神田保育園の延長保育料>

| 時間区分                  | 継続利用       | スポット延長 |
|-----------------------|------------|--------|
| 夕1時間延長（18時30分～19時30分） | 月額 4,000円  | 400円   |
| 夕2時間延長（18時30分～20時30分） | 月額 13,000円 | 1,300円 |

- ・夕2時間延長には夕食代が含まれています。

### <保育園神田ベアーズの延長保育料>

【0～2歳児クラス】※離乳食完了後から

| 時間区分                  | 15日以下/月   | 16日以上/月   | スポット延長 |
|-----------------------|-----------|-----------|--------|
| 夕1時間延長(18時30分～19時30分) | 月額 2,000円 | 月額 3,000円 | 500円   |
| 夕2時間延長(18時30分～20時30分) | 月額 4,000円 | 月額 6,000円 | 1,000円 |

【3～5歳児クラス】

| 時間区分                  | 15日以下/月   | 16日以上/月   | スポット延長 |
|-----------------------|-----------|-----------|--------|
| 夕1時間延長(18時30分～19時30分) | 月額 1,800円 | 月額 2,500円 | 500円   |
| 夕2時間延長(18時30分～20時30分) | 月額 3,600円 | 月額 5,000円 | 1,000円 |

- 19時30分までお預かりするお子さまには補食を提供します。補食代金は、延長保育料に含まれます。
- 20時30分までお預かりするお子さまには夕食を提供します。別途夕食代400円/1食が必要です。

### <AIAI NURSERY 三番町の延長保育料>

| 時間区分                  | 継続利用      | スポット延長   |
|-----------------------|-----------|----------|
| 夕1時間延長(18時30分～19時30分) | 月額 3,000円 | 1時間 300円 |
| 夕2時間延長(18時30分～20時30分) | 月額 6,000円 |          |

- 夕1時間延長は補食を提供いたします。補食代を含みます。
- 夕2時間延長は夕食を提供いたします。夕食代は別途400円/1食が必要です。

### <平河町ちとせ保育園の延長保育料>

| 時間区分                  | 継続利用      | スポット延長   |
|-----------------------|-----------|----------|
| 夕1時間延長(18時30分～19時30分) | 月額 3,000円 | 30分 250円 |
| 夕2時間延長(18時30分～20時30分) | 月額 6,000円 |          |

- 19時30分までお預かりするお子さまには補食を提供します。別途補食代100円/1食が必要です。
- 20時30分までお預かりするお子さまには夕食を提供します。別途夕食代400円/1食が必要です。

### <ほっぺるランド外神田の延長保育料>

| 時間区分                  | 継続利用      | スポット延長   |
|-----------------------|-----------|----------|
| 夕1時間延長(18時30分～19時30分) | 月額 3,000円 | 1時間 300円 |
| 夕2時間延長(18時30分～20時30分) | 月額 6,000円 | 2時間 600円 |

- 別途、補食代200円/1食が必要です。夕食代は月額4,000円、または300円/1食が必要です。  
補食：1時間延長をご利用の場合に提供  
夕食：2時間延長をご利用の場合に提供
- 月極延長保育の定員は14名、スポット延長保育の定員は5名です。

### <岩本町ちとせ保育園の延長保育料>

| 時間区分                  | 継続利用      | スポット延長   |
|-----------------------|-----------|----------|
| 夕1時間延長（18時30分～19時30分） | 月額 3,000円 | 30分 250円 |
| 夕2時間延長（18時30分～20時30分） | 月額 6,000円 |          |

- ・19時30分までお預かりするお子さまには補食を提供します。別途補食代100円/1食が必要です。
- ・20時30分までお預かりするお子さまには夕食を提供します。別途夕食代400円/1食が必要です。

### <外神田かなりや保育園の延長保育料>

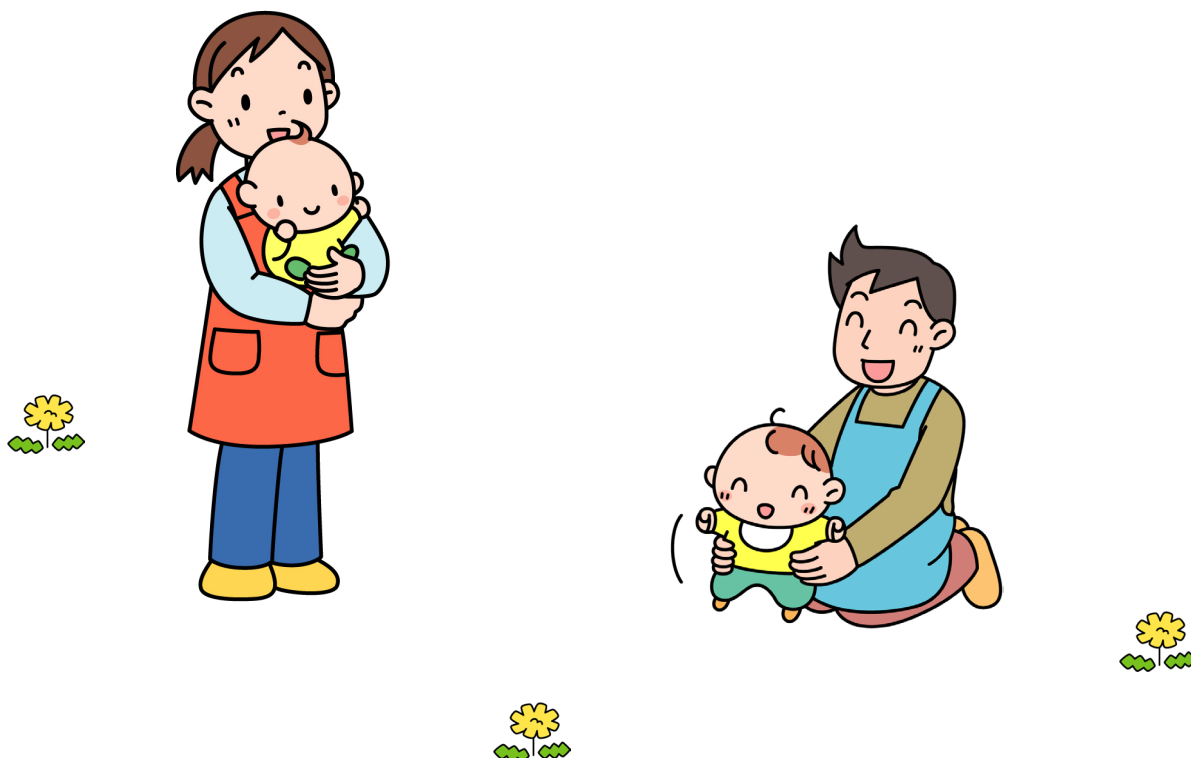
| 時間区分                  | 継続利用      | スポット延長   |
|-----------------------|-----------|----------|
| 夕1時間延長（18時30分～19時30分） | 月額 3,000円 | 30分 250円 |
| 夕2時間延長（18時30分～20時30分） | 月額 6,000円 |          |

- ・19時30分までお預かりするお子さまには補食を提供します。別途補食代100円/1食が必要です。
- ・20時30分までお預かりするお子さまには夕食を提供します。別途夕食代400円/1食が必要です。

### <まなびの森保育園神保町の延長保育料>

| 時間区分                  | 継続利用      | スポット延長   |
|-----------------------|-----------|----------|
| 夕1時間延長（18時30分～19時30分） | 月額 2,500円 | 30分 250円 |
| 夕2時間延長（18時30分～20時30分） | 月額 5,000円 |          |

- ・19時30分までお預かりするお子さまには補食を提供します。補食代は延長保育料に含まれます。
- ・20時30分までお預かりするお子さまには夕食を提供します。別途夕食代400円/1食が必要です。



## ■事業所内保育事業の延長保育料■

### <厚生労働省5号館保育室の延長保育料>

| 時間区分                  | 継続利用      | スポット延長   |
|-----------------------|-----------|----------|
| 夕1時間延長（18時30分～19時30分） | 月額 3,000円 | 1時間 500円 |
| 夕2時間延長（18時30分～20時30分） | 月額 6,000円 |          |
| 夕2.5時間延長（18時30分～21時）  | 月額 8,000円 |          |

- ・保育時間が19時を超える場合は、保護者の希望に応じて夕食を提供します。別途夕食代500円/1食が必要です。

### <アソシエナーサリー霞が関の延長保育料>

| 時間区分                  | 継続利用      | スポット延長   |
|-----------------------|-----------|----------|
| 夕1時間延長（18時30分～19時30分） | 月額 3,000円 | 1時間 500円 |
| 夕2時間延長（18時30分～20時30分） | 月額 6,000円 |          |
| 夕2.5時間延長（18時30分～21時）  | 月額 8,000円 |          |

- ・19時までお預かりするお子さまには、希望に応じて補食を提供します(無料)。
- ・保育時間が19時を超える場合は、保護者の希望に応じて夕食を提供します。別途夕食代500円/1食が必要です。

### <グローバルキッズ経済産業省保育室の延長保育料>

| 時間区分                  | 継続利用      | スポット延長   |
|-----------------------|-----------|----------|
| 夕1時間延長（18時30分～19時30分） | 月額 3,000円 | 30分 250円 |
| 夕2時間延長（18時30分～20時30分） | 月額 6,000円 |          |
| 夕2.5時間延長（18時30分～21時）  | 月額 8,000円 |          |

- ・保育時間が18時30分を超える場合は補食を、19時を超える場合は補食または夕食を保護者の希望に応じて提供します。
- ・継続利用の場合は、別途夕食代4,000円/月または300円/日が必要です。補食代は月額に含まれています。
- ・スポット延長でお預かりするお子さまには、補食・夕食を提供します。別途補食代200円/1食、夕食代300円/1食が必要です。

### <ゆうてまち保育園の延長保育料>

| 時間区分                  | 継続利用      | スポット延長   |
|-----------------------|-----------|----------|
| 夕1時間延長（18時30分～19時30分） | 月額 2,500円 | 15分 250円 |

- ・保育時間が18時30分を超える場合は補食を、19時を超える場合は夕食を保護者の希望に応じて提供します。別途、補食代250円/1食、夕食代450円/1食が必要です。

### <財務省らる保育室の延長保育料>

| 時間区分                  | 継続利用      | スポット延長   |
|-----------------------|-----------|----------|
| 夕1時間延長（18時30分～19時30分） | 月額 3,000円 | 1時間 500円 |
| 夕2時間延長（18時30分～20時30分） | 月額 6,000円 |          |
| 夕2.5時間延長（18時30分～21時）  | 月額 8,000円 |          |

- ・保育時間が19時を超える場合は、保護者の希望に応じて夕食を提供します。別途夕食代500円/1食が必要です。

## ■小規模保育事業の延長保育料■

### <小規模保育室「あい・ぽーと」小さな家麹町の延長保育料>

| 時間区分            | 継続利用      |
|-----------------|-----------|
| 夕1時間延長（17時～18時） | 月額 3,000円 |

- ・スポット延長は、子育てひろば「あい・ぽーと」麹町の一時預かり保育をご利用いただくこととなります。

# 18 区立保育園・こども園のスポット延長保育

スポット延長保育は、区立保育園・こども園（長時間保育）の1～5歳児クラスに在園しているお子さんを、月単位の延長保育とは別に、保護者の一時的な就労などのために一時的にお預かりする制度です。

## (1) 利用できる日

区立保育園・こども園の開園日です。以下の日は、休園のため利用できません。

【利用できない日】…①日曜日 ②祝日等（国民の祝日に関する法律に規定する休日）

③年末年始（12月29日～1月3日）

④その他の日（各園で定める休園日や行事などの都合により実施できない日）

## (2) お預かりする時間

★四番町保育園以外…18時30分～19時30分

★四番町保育園……………18時15分～19時15分（1時間）

18時15分～20時15分（2時間）



## (3) スポット延長料金

1～2歳児クラス…1時間につき、1回500円／3～5歳児クラス…1時間につき、1回300円

- ・1時間未満のときも1回分の保育料が必要です。
- ・保育料は、補食の費用を含みます。
- ・補食が用意できないときも、保育料は減額しません。

## (4) 利用の手続き

- ・希望日の前日（開園日）までに園長に申し出てください。ただし、四番町保育園で2時間延長の場合は、前々日（開園日）までに園長にご連絡ください。
- ・定員の範囲内で先着順に園長が承認します。同着の場合は保育を必要とする度合いにより決定します。
- ・利用当日、延長が不要になり取り消す場合、事前にお知らせ願います。
- ・後日、利用時間に応じて、口座引落（原則）によりお支払いいただきます。

♪詳しくは、入園後に園にお問い合わせください♪



# 19 在園中の手続きについて

## (1) 保護者の就労状況等が変わった場合

変更後の要件がわかる書類（19ページ（4）参照）を、速やかに子ども支援課へご提出ください。（郵送・オンライン申請可）なお、就労時間が短くなった場合、就労時間が週3日以上、1日4時間以上であれば継続しての在園が可能です。園でのお預かり時間も変更になる場合がありますので、在籍する園へもお申し出ください。

※オンラインで提出する場合は、千代田区ポータルサイトよりご申請ください。

## (2) 在園可能期間を延長したい場合

在園できる期間（31ページ⑤参照）が満了する前に、新たな証明書等の書類を子ども支援課へご提出ください。期限満了までに提出がない場合には、退園となる場合があります。

## (3) 延長保育・土曜日保育が必要となった場合

在籍する園にご相談ください。保育時間は、原則として保育が必要な事由にかかる時間（就労要件での利用の場合は、通勤時間＋就労時間）のみです。その他、開園時間以内の中で、保護者の状況を考慮して園長が決定します。

また、延長保育は定員があるため、ご希望通り受けられない場合があります。園長へご相談ください。

## (4) 保護者が育児休業に入る場合

上のお子さんが認可保育園等（2ページの(1)～(5)の施設、居宅訪問型保育事業は除く）に在園中に、新たに下のお子さんが生まれ、育児休業を取得する場合、その育児休業の対象となった下のお子さんが、**1歳6か月に達する年度の末日まで**上のお子さんの保育を継続して実施します。産・育休が記載された「就労証明書」を、速やかに子ども支援課へご提出ください。これを超える育児休業については、在園中のお子さんが、発達上特に環境の変化が好ましくないと考えられる場合に限って、継続して保育を実施します。ただし、保育時間については変更になる可能性があります。園長へご相談ください。

また、在園中のお子さんが以下の状況となった場合でも、在園中の育児休業と同様の取扱いをします。

- ① 区内の認可保育園等（2ページの(1)～(5)の施設、居宅訪問型保育事業は除く）間での転園
- ② 区内の地域型保育事業（2ページの(5)）を修了し区内の認可保育施設等（2ページの(1)～(4)）へ入園
- ③ 幼保一体施設内保育園を修了し、併設幼稚園（長時間保育）を含む区内の認可保育施設等（2ページの(1)～(4)）へ入園

◆上記以外の入園時には、入園月中の復職が必要です。育児休業中にお子さんを区外の認可保育園等に預けている方が、区外から千代田区へ転入し、認可保育園等に入園される場合、復職が必要になりますのでご注意ください。また、在園中の児童にかかる育児休業を再取得した場合には、取得月中の復職が必要です。復職後、速やかに子ども支援課へ「復職証明書」を提出してください。

### (5) 世帯の状況が変わった場合（離婚・結婚等）

速やかに子ども支援課へご連絡ください。変更内容によって、書類の提出をお願いする場合があります。また、保育料が変更になる場合があります。詳しくは子ども支援課へお問い合わせください。

### (6) 保育料の収納証明書が必要な場合

子ども支援課保育運営支援係（TEL03-5211-4117）へご連絡ください。保育料の収納状況を確認したうえで、発行いたします。

なお、直近の月については、収納状況が確認できるまでにお時間を要する場合があります。

### (7) 住所が変わった場合

#### ① 区内で転居する場合

住所変更後、在籍する園に申し出て、「変更届」を園へ提出してください。

「変更届」の様式は各園でご用意しています。

#### ② 区外へ転出する場合

在園する園によって下表のとおり取り扱いが異なりますので、在園中の園の種類に応じて手続きをしてください。”

| 在籍する園の種類          | 区外へ転出した場合の取扱い                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認可保育園<br>認定こども園   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 保護者のどちらかの就労・就学先が千代田区の場合、引き続き在園可能です。</li><li>・ 保護者の就労・就学先が千代田区以外の場合、転出後3か月間（※1）に限り在園可能です。<br/><u>ただし、5歳児クラスに限り、保護者の就労・就学先が千代田区以外の場合でも、卒園まで在園可能です。</u></li><li>・ 転出後の在園を希望する場合は転出先の自治体にて継続通園の手続き（※2）を行ってください。</li><li>・ 退園する場合は次ページ（10）を参照してください。</li></ul> |
| 区立こども園            | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 転出後3か月間（※1）に限り在園可能です。<u>ただし、5歳児クラスに限り、転出後3か月間を超えて卒園まで在園可能です。</u>在園を希望する場合は転出先の自治体にて継続通園の手続き（※2）を行ってください。</li><li>・ 退園する場合は次ページ（10）を参照してください。<br/>(在勤・在学要件での在園はできません。)</li></ul>                                                                           |
| 幼保一体施設<br>地域型保育事業 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 千代田区外に転出した時点で退園となります。</li><li>・ 退園する場合は次ページ（10）を参照してください。<br/>(在勤・在学要件での在園はできません。)</li></ul>                                                                                                                                                              |

※1 期間の起算は転出日以後最初の月初とします。

例) 7月1日転出の場合：9月末まで在園可能

7月15日転出の場合：10月末まで在園可能

※2 継続通園の手続きは、転出先の自治体に転入後速やかに転出先の保育所管課にて行ってください。  
就労証明書等の書類が必要になる場合がありますので必要書類等はあらかじめ転出先の保育所管課にご確認ください。

#### (8) 園を長期間休む場合

在籍する園にお申し出ください。ただし、長期のお休みを開始した日から継続して2か月間登園しない場合は退園となります。

通園がない月でも保育料は通常どおり発生します。ただし、通園しているお子さんが自身が病気等で、月の初日から1か月以上通園できないときは、保育料を減免できる制度があります。詳しくは子ども支援課へお問い合わせください。

なお、里帰り出産を理由に休園する場合に限り、母子の健康状況を鑑み、最大で3か月まで休園することができます。期限を超える場合は退園となりますので、休園される場合には期限を超えないようご注意ください。

#### (9) 転園を希望する場合

入園後、事情により転園をご希望される方は、18～20ページに記載の申し込みに必要な書類を、区役所子ども支援課窓口へ提出、または郵送してください。また、オンライン申請も可能です(メール・FAXでのお申し込みや園でのお申し込みはできません。)。毎月の入所調整会議の対象となり、選考基準に従い、可否を決定します。

##### 転園の注意点

- 年度途中の転園は、1回に限り認められます。入園内定月の翌月の入所調整から希望を出せます。
- 転園の申し込みがあり、転園が内定した場合はいかなる理由があっても転園(居宅訪問型保育事業利用者を含む転園申し込み者は転園内定を辞退できません。)となります。転園内定後に辞退した場合は、現在通園している園を退園となります。
- 転園の希望がなくなったときは、「入園辞退・入園(転園)申請取下書」を提出してください。

#### (10) 退園する場合

退園時期が決まったら、在籍する園に申し出て、退園日までに「退園届」を園へご提出ください。

「退園届」の様式は各園でご用意しています。

#### (11) 家庭状況調査について

保育園に継続して通園するためには、入園後も家庭で保育ができない状態が継続していることが要件となります。そのため、年に1回、「家庭状況調査書」や「保育ができない状況を証明する書類(就労証明書など)」を提出していただきます。詳しくは11月～12月頃に配布するお知らせをご覧ください。

# 20

## 認証保育所等保育料減額補助について

千代田区在住で、認証保育所（区外も対象）および区補助対象保育室、区緊急保育施設、幼保一体施設内保育園を利用しているお子さまの保護者の保育料負担軽減を図ることを目的とする補助制度です。子ども支援課へ所定の手続きを行った場合、下記の補助を受けることができます。

- ・ 0～2歳児クラス（課税世帯） 千代田区保育料減額補助
- ・ 0～2歳児クラス（非課税世帯） 施設等利用給付（42,000円） + 千代田区保育料減額補助
- ・ 3～5歳児クラス 施設等利用給付（37,000円） + 千代田区保育料減額補助

### ※注意※

「認証保育所等と幼稚園」または「認証保育所等と認可保育園」を併用する場合、二重在籍となるため、「保育料減額補助」および認証保育所等に係る「施設等利用給付」を受けることはできません。

### 0～2歳児クラス（特別区民税課税世帯）の子ども

#### (1) 対象者（①～③をすべて満たす方）

- ① 補助開始希望月1日現在、区内在住かつ補助対象施設に在籍している方
- ② 保育が必要な事由がある方 ※9ページ『7 入園申し込みができる方（2）』をご覧ください。
- ③ 月の利用契約時間が120時間以上の方

#### (2) 必要書類

- ① 教育・保育給付認定（変更）申請書（未申請の方）
- ② 保育料減額補助認定申請書
- ③ 保育ができない状況を証明する書類（父・母分）

※19ページ『(4) 保育ができない状況を証明する書類』をご覧ください。

※育児休業中の場合は、復職した月から補助対象となります。

ただし、上のお子さんが認証保育所等に在園し、かつ、就労の要件で保育料減額補助を受けている場合で、新たに下のお子さんが生まれて育児休業を取得する際は、下のお子さんが1歳6か月に達する年度の末日まで上のお子さんの保育料を補助します。その他、ご事情がある方は個別にご相談ください。

#### ④ 保育料決定のための書類（父・母分）

千代田区にお住まいになった時期や保育料減額補助を適用する時期によって、提出書類が異なります。

令和5年1月1日以前から千代田区に在住の方は提出の必要はありません。

| 保育料減額補助を適用する月 | 千代田区にお住まいになった時期         | 特別区民税・都民税課税証明書の提出                       |
|---------------|-------------------------|-----------------------------------------|
| 令和6年4月～令和6年8月 | 令和5年1月2日から令和6年1月1日までに転入 | 令和5年度の「特別区民税・都民税（市町村住民税）課税証明書」の提出が必要です。 |
| 令和6年9月～令和7年3月 | 令和6年1月2日以降に転入           | 令和6年度の「特別区民税・都民税（市町村住民税）課税証明書」の提出が必要です。 |

※前年に海外に在住していた方等については、所得証明の提出が必要です。

#### (3) 締め切り日 補助開始を希望する月の月末まで【必着】

（月の末日が土日・祝日・年末にあたる場合は、その月の最後の開庁日まで）

#### (4) 補助内容

補助対象となるのは月220時間までの月額利用契約保育料です。契約時間外の保育（延長保育や一時預かり保育）は対象になりません。月220時間までの利用契約時間分の保育料と、認可保育園保育料より2割程度安い保育料（54ページ）との差額を補助します。

#### 例1 0～2歳児クラス（特別区民税課税世帯）の子ども

千代田区保育料減額補助を受ける場合

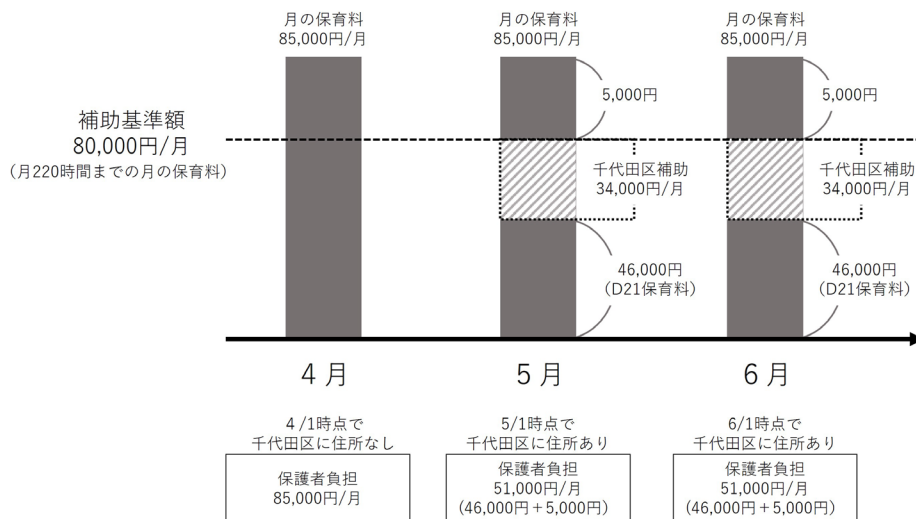
##### 【状況】

- 補助対象施設在園 2歳児クラス（第1子）
- 月の利用契約時間と保育料：260時間 85,000円
- 月220時間利用分の保育料：80,000円
- 保育料階層：D21 認可保育園保育料より2割程度安い保育料：46,000円
- 転入日： 4/16 ※4月末日までに子ども支援課で手続き済み
- 転出または利用終了日：6/15

月の1日時点で千代田区に住所がある場合に、その月の千代田区保育料減額補助（以下、千代田区補助）を受けることができます。この場合、4/1時点で千代田区に住所がないため、4月は千代田区補助を受けることができません。そのため4月の保護者負担額は85,000円になります。

5月と6月は補助を受けることができますが、補助の対象となるのは月220時間利用分の保育料80,000円です。80,000円－46,000円＝34,000円が補助額になります。よって、保護者負担額は51,000円（保護者負担の保育料46,000円＋補助基準を超える分5,000円）です。

| 支払い月   | 4月      | 5月      | 6月      |
|--------|---------|---------|---------|
| 月の保育料  | 85,000円 | 85,000円 | 85,000円 |
| 千代田区補助 | 0円      | 34,000円 | 34,000円 |
| 保護者負担  | 85,000円 | 51,000円 | 51,000円 |



## 3～5歳児クラスの子ども・0～2歳児クラス（特別区民税非課税世帯）の子ども

### 施設等利用給付

#### (1) 対象者（①～②をすべて満たす方）

- ① 区内在住
- ② 保育が必要な事由がある方 ※9ページ『7 入園申し込みができる方（2）』をご覧ください。

#### (2) 必要書類

- ① 施設等利用給付認定申請書（未申請の方）
- ② 保育ができない状況を証明する書類（父・母分）  
※19ページ『（4）保育ができない状況を証明する書類』をご覧ください。  
※育児休業中の場合は、復職した月から補助対象となります。

ただし、上のお子さんが認証保育所等に在園し、かつ、就労の要件で保育料減額補助を受けている場合で、新たに下のお子さんが生まれて育児休業を取得する際は、下のお子さんが1歳6か月に達する年度の末日まで上のお子さんの保育料を補助します。その他、ご事情がある方は個別にご相談ください。

- ③ 保育所等利用申込等の不実施に係る理由書（認可保育園等に申し込みをしていない方）

#### (3) 締め切り日 利用施設の契約書上の利用開始日まで（利用開始日が閉庁日にあたる場合は、前閉庁日まで）

#### (4) 補助内容

月の利用契約時間分の保育料に対して、0～2歳児は42,000円、3～5歳児は37,000円まで補助します。月の途中で転出入する等、給付認定期間が一月に満たない場合は、上記金額を日割り計算した額が補助額となります。

### 千代田区保育料減額補助

#### (1) 対象者

- ① 補助開始希望月1日現在、区内在住かつ補助対象施設に在籍している方
- ② 保育が必要な事由がある方 ※9ページ『7 入園申し込みができる方（2）』をご覧ください。
- ③ 月の利用契約時間が120時間以上の方

#### (2) 必要書類

- ① 教育・保育給付認定（変更）申請書（未申請の方）
- ② 保育料減額補助認定申請書
- ③ 保育ができない状況を証明する書類（父・母分）  
※19ページ『（4）保育ができない状況を証明する書類』をご覧ください。  
※育児休業中の場合は、復職した月から補助対象となります。

ただし、上のお子さんが認証保育所等に在園し、かつ、就労の要件で保育料減額補助を受けている場合で、新たに下のお子さんが生まれて育児休業を取得する際は、下のお子さんが1歳6か月に達する年度の末日まで上のお子さんの保育料を補助します。その他、ご事情がある方は個別にご相談ください。

#### (3) 締め切り日 補助開始を希望する月の月末まで【必着】

（月の末日が土日・祝日・年末にあたる場合は、その月の最後の閉庁日まで）

#### (4) 補助内容

補助対象となるのは月220時間までの月額利用契約保育料です。契約時間外の保育（延長保育や一時預かり保育）は対象になりません。月220時間までの利用契約時間分の保育料と、施設等利用給付上限額（0～2歳児は42,000円、3～5歳児は37,000円）の差額を補助します。

**例2** 3～5歳児クラス または 0～2歳児クラス（特別区民税非課税世帯）の子ども  
施設等利用給付と千代田区保育料減額補助を同時に受ける場合

##### 【状況】

- ・補助対象施設在園 3歳児クラス（第1子）
- ・月の利用契約時間と保育料：220時間 77,000円
- ・転入および利用開始日：4/16 ※利用開始日までに子ども支援課で手続き済み
- ・転出および利用終了日：6/15

月の1日時点で千代田区に住所がある場合に、その月の千代田区補助を受けることができます。この場合、4/1時点で千代田区に住所がないため、4月は千代田区補助を受けることができませんが、施設等利用給付を受けることができます。施設等利用給付の額は37,000円を日割りした18,500円になります。そのため、保護者負担額は77,000円－18,500円＝58,500円です。

5月は施設等利用給付37,000円を全額受けることができるので、千代田区補助40,000円と合わせて計77,000円が補助額になります。そのため、保護者負担額は0円になります。

6月は施設等利用給付37,000円を日割りした18,500円と千代田区補助40,000円の計58,500円が補助額になります。保護者負担額は18,500円です。

##### 【通っている施設が保育料を先払いとしているときの補助の受け方】

4月分の保育料77,000円を先払いし、のちに施設から18,500円の返還を受けます。

5月は保育料の支払いはありません。

6月は当初、保育料の支払いがありませんが、転出したことが確認されたのちに、保育料18,500円を施設にお支払いいただきます。

| 支払い月    | 4月      | 5月      | 6月      |
|---------|---------|---------|---------|
| 月の保育料   | 77,000円 | 77,000円 | 77,000円 |
| 施設等利用給付 | 18,500円 | 37,000円 | 18,500円 |
| 千代田区補助  | 0円      | 40,000円 | 40,000円 |
| 保護者負担   | 58,500円 | 0円      | 18,500円 |

##### 申し込み先

千代田区子ども部子ども支援課（区役所2階）の窓口へ提出または郵送

認可保育園保育料と認証保育所・区補助対象保育室・区緊急保育施設・幼保一体施設内保育園保育料（月120～220時間利用分） 早見表【表9】

（令和5年10月1日以降適用）

（月額：円）

| 階層  | 区 分                  | 保育料の額     |                                                |           |                                                |
|-----|----------------------|-----------|------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------|
|     |                      | 3歳未満児     |                                                | 3歳以上児     |                                                |
|     |                      | 認可<br>保育園 | 認証保育所<br>区緊急保育施設<br>区補助対象保育室<br>幼保一体施設内<br>保育園 | 認可<br>保育園 | 認証保育所<br>区緊急保育施設<br>区補助対象保育室<br>幼保一体施設内<br>保育園 |
| A   | 生活保護世帯               | 0         | 0                                              | 0         | 0                                              |
| B   | 特別区民税均等割税世帯          | 0         | 0                                              | 0         | 0                                              |
| C   | 特別区民税均等割額のみ          | 1,900     | 1,500                                          | 0         | 0                                              |
| D1  | 特別区民税所得割額 47,700円未満  | 6,700     | 5,400                                          | 0         | 0                                              |
| D2  | 特別区民税所得割額 58,200円未満  | 8,300     | 6,600                                          | 0         | 0                                              |
| D3  | 特別区民税所得割額 68,000円未満  | 9,400     | 7,500                                          | 0         | 0                                              |
| D4  | 特別区民税所得割額 90,600円未満  | 15,400    | 12,300                                         | 0         | 0                                              |
| D5  | 特別区民税所得割額 113,000円未満 | 19,100    | 15,300                                         | 0         | 0                                              |
| D6  | 特別区民税所得割額 135,600円未満 | 21,500    | 17,200                                         | 0         | 0                                              |
| D7  | 特別区民税所得割額 158,000円未満 | 23,600    | 18,900                                         | 0         | 0                                              |
| D8  | 特別区民税所得割額 180,600円未満 | 25,500    | 20,400                                         | 0         | 0                                              |
| D9  | 特別区民税所得割額 203,100円未満 | 27,500    | 22,000                                         | 0         | 0                                              |
| D10 | 特別区民税所得割額 225,600円未満 | 29,200    | 23,400                                         | 0         | 0                                              |
| D11 | 特別区民税所得割額 245,800円未満 | 31,000    | 24,800                                         | 0         | 0                                              |
| D12 | 特別区民税所得割額 257,100円未満 | 32,500    | 26,000                                         | 0         | 0                                              |
| D13 | 特別区民税所得割額 268,300円未満 | 34,200    | 27,400                                         | 0         | 0                                              |
| D14 | 特別区民税所得割額 279,600円未満 | 35,700    | 28,600                                         | 0         | 0                                              |
| D15 | 特別区民税所得割額 290,800円未満 | 37,200    | 29,800                                         | 0         | 0                                              |
| D16 | 特別区民税所得割額 302,100円未満 | 38,500    | 30,800                                         | 0         | 0                                              |
| D17 | 特別区民税所得割額 313,300円未満 | 40,000    | 32,000                                         | 0         | 0                                              |
| D18 | 特別区民税所得割額 369,600円未満 | 43,400    | 34,700                                         | 0         | 0                                              |
| D19 | 特別区民税所得割額 425,800円未満 | 48,900    | 39,100                                         | 0         | 0                                              |
| D20 | 特別区民税所得割額 482,000円未満 | 53,700    | 43,000                                         | 0         | 0                                              |
| D21 | 特別区民税所得割額 482,000円以上 | 57,500    | 46,000                                         | 0         | 0                                              |

※第2子以降の保育料は、認可保育園に準じ、全額免除です。

※所得割額の算定には配当控除、外国税額控除、住宅取得控除、寄付金控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除等の税額控除は適用しません。

※3歳児以上の保育料は、施設等利用給付一月分を全額受けた場合です。千代田区から月の途中で転出するなどして認定が終了した場合は保育料が発生する場合があります。



# 21

## よくある質問

### (1) 申し込みについて

Q：申し込みはどこで行うことができますか。

A：千代田区役所本庁舎2階の子ども支援課の窓口にお越しいただくか、郵送やオンラインによる申し込みも可能です。

区内の出張所や児童館、各保育所等では受け付けができませんのでご注意ください。

また、郵送やオンラインによる場合、締め切り日にご注意ください。(10ページ「8 入園申し込み受付期間」参照)

Q：申し込みを子ども支援課窓口で行う場合、予約は必要ですか。

A：予約は不要です。

平日8時30分から17時までの間で、ご都合のよろしいときにお越しください。

Q：5月で1歳になる子どもの6月入園を申し込む場合は、何歳児クラスの申し込みになりますか。

A：令和6年度中は、0歳児クラスで申し込みを行ってください。

令和6年4月1日時点での年齢で歳児クラスが決まります。

Q：申し込みの前の保育園見学は必須ですか。

A：必須ではありません。また、見学の有無が選考に影響することはありません。

見学を希望する場合は、直接見学を希望する園にお問い合わせください。(保育運営の都合上、ご希望に添えない場合があります。)

Q：各保育園の競争率は何倍ですか。指数何点で入れますか。人気のある園はどこですか。

A：千代田区では保育園ごとの倍率を出していません。また、1人でいくつもの園を希望できるのでどの園が人気といった内容や実質倍率、何点で必ず入れるといった回答はできません。

なお、過去4年分の「4月入園(一次締め切り)選考指数ボーダー表」は千代田区のホームページに掲載しています。

Q：希望園を決めるにあたり、最新の空き状況を知りたいです。

A：公表している最新の空き状況は千代田区のホームページで確認できます。

本冊子の表紙に記載されているQRコード「各園の空き状況について」からご確認ください。

また、情報の更新は毎月中旬頃を予定しています。(12月から3月は4月入園選考のため更新しません。)

Q：現在空きがない園を希望園として記載することはできますか。

A：可能です。

ホームページに掲載されている空き状況で、空きが0となっている場合も、在園児が退園などにより選考直前に空きが出る場合があります。

Q：現在幼稚園に在園していますが、夏休みだけ保育園に通うための申し込みはできますか。

A：二重在籍になるためできません。

Q：入所保留となった後、翌月以降も選考を継続する場合は再度申し込みが必要ですか。

A：当初の申し込みを行った年度内であれば不要です。年度変わる場合は、再度申し込みを行ってください。（30ページ「15 選考結果について」参照）

Q：来年度の入園を検討しています。入園案内はいつ頃発行されますか。

A：毎年11月上旬頃を予定しています。

Q：育児休業延長のために入所保留通知書が必要な場合も、申し込みは必要ですか。

A：必要です。

申込書の区分を「育児休業の延長を希望する」にして提出してください。  
その場合、入園順位を最下位、選考指数から10点差し引いて選考します。

Q：就労証明書に記載されている育児休業期間の終了予定日が、入園を希望している月より後の場合も申し込みは可能ですか。

A：就労証明書中の「入所が内定した場合の育児休業の短縮可否」が「可」と記載されていれば申し込みは可能です。

Q：就労証明書は千代田区在勤として発行できますが、どこまでが在勤要件で申し込みできるのでしょうか。

A：在勤要件とは、自宅から通える範囲になります。

Q：（令和6年度の申し込み書類について）

入園案内冊子とともに配付されている申し込み書類は青色で印刷されていますが、自宅でダウンロードを予定しているため、青色の用紙で提出できません。それでも受け付けは可能ですか。

A：可能です。

Q：上の子の保育園入園を検討していますが、下の子を妊娠中です。上の子の育児休業と下の子の産前休暇をつなげて取得する場合、就労要件で上の子の保育園を申し込むことはできますか？

A：上の子の入園月中に下の子の産前休暇に入る場合は、可能です。

その場合、下の子の産前休暇開始後2週間以内に子ども支援課に下の子の産休期間が記載された就労証明書を提出してください。

Q：就労要件で上の子の入園申し込みを検討していますが、現在下の子を妊娠しており上の子の入園希望月の翌月から下の子の産前休暇に入ります。

内定が出た場合、上の子の入園月中に復職後すぐに産前休暇に入るため、上の子の育児休業を延長し、下の子の産前休暇につなげることは可能ですか？

A：できません。

育児休業中に就労要件で申し込みを行い、内定が出た場合は入園月中の復職が必要です。復職後、子ども支援課に復職証明書を提出してください。

## (2) 審査、選考指数について

Q：希望園の数や希望順位は利用調整に影響しますか。

A：影響しません。

希望園の数によって、利用調整が有利・不利になることはありません。複数園に空きがある場合、最上位希望園1園を内定としますので、空き状況にかかわらず通いたい順番で希望順位を決めてください。

Q：選考は先着順ですか。

A：先着順ではありません。

申し込み受付期間中に提出された書類に基づき、保育を必要とする度合いを指数化し選考します。

Q：「入園順位」とはなんですか。

A：入園順位とは指数による選考を行う順番です。

入園順位1位の方の指数による選考を行ったあとに、入園順位2位の方の指数による選考を行います。

Q：現在の点数や待機人数は教えていただけますか。

A：今後の申し込み状況や審査状況により変動することがありえるため、お教えすることはできません。

Q：選考指数表の就労時間は休憩時間や残業時間を含んだ時間ですか。

A：休憩時間は含みますが、残業時間は含みません。

Q：復職後時短勤務を予定しています。点数はどうなりますか。

A：雇用契約上の就労時間を変更せずに、法定の育児短時間勤務制度またはそれに準ずる独自の制度を利

用して時短勤務を行う場合は、就労証明書に記載されている雇用契約上の就労時間に基づいて指数を決定します。

Q：転職を予定している場合は「就労内定」の点数になりますか。

A：前職の就労期間から切れ目なく就労が続いており、転職前後の就労証明書の提出あれば「就労」として扱います。その場合、転職先での就労開始後に就労証明書を再度提出する必要があります。

### (3) 必要書類について

Q：就労証明書の発行に時間がかかりそうなため、締め切りに間に合いません。他の書類（申請書等）だけ先に受け付けてもらえませんか。

A：すべての書類が揃わないと受け付けできません。

Q：兄弟姉妹で申し込む場合、就労証明書はそれぞれの児童分必要でしょうか。

A：世帯1部で構いません。

Q：勤務先が複数あります。すべての就労証明書が必要ですか。

A：必要です。

Q：会社員です。就労証明書の記載はすべて会社が行いますか。

A：証明事項はすべて会社で記載を行ってください。

Q：証明書類は千代田区様式で作成しなければいけませんか。

A：原則、千代田区様式での作成をお願いしています。

千代田区様式以外の様式で提出があった場合は、選考に必要な情報が記載されているか確認をした上で、千代田区様式での再提出をお願いする場合や、指数の決定に影響する場合があります。

Q：（千代田区転入予定で申し込みの方）

転入先の賃貸借契約書・売買契約書の提出が締め切りに間に合いません。準備でき次第の提出でもいいですか。

A：締め切り日までに提出がない場合は、申し込みを受け付けることができません。

Q：令和6年4月入園で申し込みを検討していますが、令和5年度1月入園の申し込みも同時に行う予定です。年度が変わる場合、申込書類は2部必要ですか。

A：申込書類（入所・転所申込書、児童の状況、入園・転園に関する確認書）は年度ごとに2部必要です。就労証明書などの証明書類は1部で差し支えありません。

#### (4) 内定後・在園中の手続きについて

Q：内定から入園までの流れが知りたいです。

A：入園月の前月末日までに内定園にて面接及び健康診断を受けていただき、それが滞りなく完了した場合に入園決定となります。

登園開始後の「慣らし保育」の期間や進め方については、内定園にお問い合わせください。

Q：入園の内定を辞退したいです。

A：速やかに「入園辞退書 兼 入園（転園）申請・名簿登録取下書」を子ども支援課に提出してください。（郵送・FAX・オンライン申請可）

内定を辞退した場合のペナルティに関しては32ページ「(4)入園内定を辞退した場合」をご覧ください。

Q：転園の内定を辞退したいです。

A：転園の内定は、いかなる場合であっても辞退はできません。辞退する場合は、現在通園している園も退園となります。

Q：入園が内定しましたが、転職が決まったため申し込み時の勤務状況と入園時の勤務状況が異なります。内定は取り消しになりますか。

A：転職後の就労状況に基づいて再選考となります。転職後の指数が申し込み時の指数を下回る場合は内定取り消しになる場合があります。速やかに子ども支援課に連絡の上、転職後の就労証明書提出してください。

Q：入園後、就労時間が短くなっても保育園に通い続けることはできますか。

A：就労時間が週3日以上かつ1日4時間以上なら可能です。

Q：インターナショナルスクール（認可外保育施設）との二重在籍は可能ですか？

A：制度上不可能ではありませんが、下記の点に留意し、お子様の保育環境を考慮した上で決定してください。

- ▶ 二重在籍の場合、認可外保育施設の保育料に対する幼児教育・保育の無償化の請求はできません。
- ▶ 認可保育園は週3日以上かつ1日4時間以上の利用を前提に入園しています。この利用時間を目安に通園してください。
- ▶ 園でのカリキュラム実施に影響が出る場合があります。必ず在籍園にご相談ください。

Q：長期間園をお休みするときの手続きを教えてください。

A：園へお申し出ください。

長期休園は原則上限2か月間となります。（里帰り出産に伴う長期休園のみ上限3か月です。）

Q：現在上の子が就労要件で保育園に在籍していますが、下の子を出産しました。必要な手続きはありますか。

また、保育時間はどうなりますか。

A：下の子の産育休期間が記載された就労証明書を子ども支援課に提出してください。この場合、下の子が1歳6か月に達する年度の末日まで上の子の保育を継続して実施します。

保育時間については、園の指示に従っていただきますようご協力をお願いいたします。

Q：(こども園・幼保一体施設について)

入園時には優先区域内に居住していましたが、入園後、区内で転居をすることになった場合でも、その後、園に通い続けることはできますか。

A：可能です。ただし、ご住所の変更について、園にお申し出ください。

Q：千代田区民として保育園の内定をもらいましたが、都合により入園前に区外に引っ越すことになりました。千代田区内に保護者の就労先があるのですが、在勤要件で入園することは可能ですか。

A：世帯の状況は、入園時まで継続しているものとして選考を行っています。そのため、入園前に条件が変わった場合、原則内定は取り消しとなります。

Q：区外へ引っ越しを予定しています。引っ越し後も現在通園している保育園に引き続き通うための手続きを教えてください。

A：継続通園の可否や可能な期間は園の種類によって異なります。詳細は48ページ「(7)住所が変わった場合②区外へ転出する場合」をご覧ください。

継続通園をするためには、転出先の自治体で教育・保育給付認定の申請及び継続通園申し込みをする必要があります。手続きは転出した月の月末までに行ってください。

Q：退園するための手続きを教えてください。

A：園に退園届を提出してください。

なお、転出した月の翌月から転出先の認可保育園等に入園が決まっている場合、現在通園している園には転出月の月末までしか通園することはできませんのでご注意ください。

## (5) 保育料について

Q：保育標準時間と保育短時間で保育料は変わりますか。

A：千代田区では、保育標準時間・保育短時間のどちらの場合でも保育料は変わりません。

Q：保育料の金額を事前に知ることはできますか。

A：保育料は、入園が内定した後に算定を行うため、事前に通知することはできません。

おおよその金額をお知りになりたい場合は、お手元に課税証明書または特別区民税決定通知書をご準備の上、34ページから45ページを参照してください。

# 22 令和6年度保育園・こども園の紹介

- ・認可保育園等一覧……………62
- ・各園の保育時間と休園日……………66
- ・保育園所在地マップ……………69
- ・千代田区立保育園・こども園 基本理念……………70
- ・保育施設の紹介……………71
- ・認証保育園等一覧……………105
- ・認証保育園等の紹介……………106

| 区分        | 園名                | 頁  |
|-----------|-------------------|----|
| 認可保育園(区立) | 麴町保育園             | 71 |
|           | 神田保育園             | 72 |
|           | 西神田保育園            | 73 |
|           | 四番町保育園            | 74 |
| 認可保育園(私立) | アスク二番町保育園         | 75 |
|           | ポピンズナーサリースクール 一番町 | 76 |
|           | ほっぺるランド西神田        | 77 |
|           | グローバルキッズ飯田橋園      | 78 |
|           | アイグラン保育園東神田       | 79 |
|           | クリアナーサリー市ヶ谷       | 80 |
|           | 神田淡路町保育園大きなおうち    | 81 |
|           | グローバルキッズ六番町園      | 82 |
|           | 二番町ちとせ保育園         | 83 |
|           | 千代田せいが保育園         | 84 |
|           | ベネッセ内神田保育園        | 85 |
|           | 保育園神田ベアーズ         | 86 |
|           | AIAI NURSERY 三番町  | 87 |
|           | 平河町ちとせ保育園         | 88 |
|           | ほっぺるランド外神田        | 89 |
|           | 岩本町ちとせ保育園         | 90 |
|           | 外神田かなりや保育園        | 91 |
|           | まなびの森保育園神保町       | 92 |

| 区分      | 園名                                    | 頁                        |
|---------|---------------------------------------|--------------------------|
| こども園区立  | いずみこども園                               | 93                       |
|         | ふじみこども園                               | 94                       |
| 認可保育園   | グローバルキッズ<br>飯田橋こども園                   | 95                       |
|         | 千代田幼保一体施設<br>(マミーズエンジェル千代田保育園・千代田幼稚園) | 96                       |
| 幼保一体施設  | 昌平幼保一体施設<br>(小学館アカデミー昌平保育園・昌平幼稚園)     | 97                       |
| 事業所内保育所 | 厚生労働省5号館保育室                           | 98                       |
|         | アソシエナーサリー霞が関                          | 99                       |
|         | グローバルキッズ経済産業省保育室                      | 100                      |
|         | ゆうてまち保育園                              | 101                      |
|         | 財務省らる保育室                              | 102                      |
|         | 小規模                                   | 小規模保育室<br>「あい・ほーと」小さな家麴町 |
| 居宅      | 障害児がが保育園アニー                           | 104                      |
| 認証保育園   | 保育園ドルチェ                               | 106                      |
|         | キッズスクウェア丸の内東京ビル                       | 106                      |
|         | マミーズエンジェル神田駅前保育園                      | 106                      |
|         | 小学館アカデミー神保町保育園                        | 107                      |
|         | ピノキオ幼児舎番町園                            | 107                      |
|         | キッズスクウェア永田町                           | 107                      |
|         | キッズスクウェア丸の内永楽ビル                       | 108                      |
|         | 保育室「愛の園」                              | 108                      |
| 区緊急     | グローバルキッズ神田駅前保育園                       | 108                      |
| 区補助対象   | ひまわり育児室                               | 109                      |
|         | ハイブリッドマムプリスクールナーサリー千代田富士見             | 109                      |

## 認可保育園等一覧

※保育年齢は毎年度4月1日が基準です。

### <認可保育園>

【定員】

人

| 施設名・住所・電話                                                                      | 0歳児      | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計         |
|--------------------------------------------------------------------------------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| <b>区立保育園</b>                                                                   |          |     |     |     |     |     |            |
| ● <b>麴町保育園</b><br>一番町4番地<br>☎3261-7960                                         | 6        | 18  | 18  | 18  | 20  | 20  | 100        |
| ● <b>神田保育園</b><br>神田淡路町二丁目109番地<br>☎3253-6258                                  | 12       | 17  | 20  | 22  | 24  | 25  | 120        |
| ● <b>西神田保育園</b><br>西神田二丁目6番2号<br>☎5215-9060                                    | 12       | 15  | 18  | 18  | 18  | 18  | 99         |
| ● <b>四番町保育園</b><br>四番町5番地8<br>☎3234-2269                                       | 11       | 14  | 16  | 18  | 19  | 19  | 97         |
| <b>私立保育園</b>                                                                   |          |     |     |     |     |     |            |
| ● <b>アスク二番町保育園</b><br>二番町2番地1 二番町TSビル<br>☎3288-8151                            | 12       | 15  | 15  | 17  | 15  | 16  | 90         |
| ● <b>ポピンズナーサリースクール一番町</b><br>一番町10番地8<br>一番町ウエストビル3・4階<br>☎3230-2105           | 9        | 12  | 13  | 14  | 16  | 16  | 80         |
| ● <b>ほっぺるランド西神田</b><br>西神田三丁目5番2号<br>千代田ファースビル西館1階<br>☎5212-6016               | 9        | 10  | 12  | 13  | 13  | 13  | 70         |
| ● <b>グローバルキッズ飯田橋園</b><br>富士見二丁目14番36号<br>富士見WESTビル 2・3階<br>☎3239-8002          | 18       | 24  | 24  | 24  | 24  | 24  | 138        |
| ● <b>アイグラン保育園東神田</b><br>東神田二丁目6番5号<br>東神田ビル2・3階<br>☎5809-2578                  | 9<br>(6) | 10  | 11  | 11  | 11  | 11  | 63<br>(60) |
| ● <b>クリアナーサリー市ヶ谷</b><br>九段北四丁目2番29号<br>セブンアネックス(世界文化社別館)<br>1~3階<br>☎6265-6187 | 9<br>(6) | 12  | 12  | 15  | 15  | 15  | 78<br>(75) |
| ● <b>神田淡路町保育園大きなおうち</b><br>神田淡路町二丁目12番地<br>☎6260-9555                          | 9        | 18  | 18  | 18  | 18  | 18  | 99         |
| ● <b>グローバルキッズ六番町園</b><br>六番町5番地16<br>☎3230-7161                                | 6        | 10  | 11  | 11  | 11  | 11  | 60         |



| 施設名・住所・電話                                    | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児        | 4歳児        | 5歳児        | 合計          |
|----------------------------------------------|-----|-----|-----|------------|------------|------------|-------------|
| ●二番町ちとせ保育園<br>二番町7番地5<br>☎3222-3255          | 12  | 14  | 14  | 20         | 20         | 20         | 100         |
| ●千代田せいが保育園<br>神田岩本町15番地7<br>☎6811-6686       | 6   | 7   | 8   | 10         | 10         | 10         | 51          |
| ●ベネッセ内神田保育園<br>内神田二丁目1番13号<br>☎5289-7670     | 6   | 8   | 10  | 12         | 12         | 12         | 60          |
| ●保育園神田ベアーズ<br>神田美倉町10番地2<br>☎6206-4037       | 9   | 9   | 9   | 15<br>(9)  | 15<br>(12) | 15<br>(12) | 72<br>(60)  |
| ●AIAI NURSERY 三番町<br>三番町14番地6<br>☎6910-0952  | 6   | 8   | 9   | 9          | 9          | 9          | 50          |
| ●平河町ちとせ保育園<br>平河町二丁目10番3号<br>☎3230-3120      | 9   | 12  | 12  | 14         | 14<br>(9)  | 14         | 75<br>(70)  |
| ●ほっぺるランド外神田<br>外神田四丁目8番6号<br>☎3526-2065      | 6   | 12  | 15  | 18         | 18         | 18         | 87          |
| ●岩本町ちとせ保育園<br>岩本町二丁目10番12号<br>☎5820-2500     | 12  | 19  | 19  | 20<br>(19) | 20<br>(19) | 20<br>(10) | 110<br>(98) |
| ●外神田かなりや保育園<br>外神田三丁目6番13号<br>☎3254-6500     | 6   | 8   | 9   | 9          | 9          | 9          | 50          |
| ●まなびの森保育園神保町<br>神田神保町二丁目20番地31<br>☎3261-4600 | 9   | 17  | 17  | 19         | 19         | 19         | 100         |

※（ ）内は令和6年度の受け入れ人数です。受け入れ人数は変更する場合があります。

## <区立こども園>

【定員】

人

| 施設名・住所・電話                             | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 |     | 4歳児 |     | 5歳児 |     | 合計  |
|---------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|                                       |     |     |     | 長時間 | 短時間 | 長時間 | 短時間 | 長時間 | 短時間 |     |
| ●いずみこども園<br>神田和泉町1番地<br>☎3866-9938    | 9   | 12  | 15  | 20  | 15  | 20  | 15  | 20  | 15  | 141 |
| ●ふじみこども園<br>富士見一丁目10番3号<br>☎3263-1009 | 12  | 20  | 23  | 25  | 25  | 28  | 22  | 28  | 22  | 205 |

## <認定こども園>

【定員】

人

| 施設名・住所・電話                                                     | 0歳児        | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 |     | 4歳児 |     | 5歳児 |     | 合計           |
|---------------------------------------------------------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|
|                                                               |            |     |     | 長時間 | 短時間 | 長時間 | 短時間 | 長時間 | 短時間 |              |
| ●グローバルキッズ飯田橋こども園<br>富士見二丁目14番37号<br>富士見EAST1・2階<br>☎3230-1811 | 15<br>(12) | 17  | 18  | 19  | 10  | 19  | 10  | 19  | 10  | 137<br>(134) |

## <幼保一体施設>

【定員】

人

| 施設名・住所・電話 |                                               | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 |     | 4歳児 |     | 5歳児 |     | 合計 |
|-----------|-----------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
|           |                                               |     |     |     | 長時間 | 短時間 | 長時間 | 短時間 | 長時間 | 短時間 |    |
| 千代田幼保一体施設 | ●千代田幼稚園<br>神田司町二丁目16番地<br>☎3256-1709          | /   | /   | /   | 10  | 15  | 10  | 15  | 10  | 15  | 75 |
|           | ●マミーズエンジェル千代田保育園<br>神田司町二丁目16番地<br>☎3255-0085 | 3   | 7   | 10  | /   | /   | /   | /   | /   | /   | 20 |
| 昌平幼保一体施設  | ●昌平幼稚園<br>外神田三丁目4番7号<br>☎3251-0768            | /   | /   | /   | 10  | 15  | 10  | 15  | 10  | 15  | 75 |
|           | ●小学館アカデミー昌平保育園<br>外神田三丁目4番7号<br>☎3526-3621    | 5   | 10  | 10  | /   | /   | /   | /   | /   | /   | 25 |

## <事業所内保育事業>

【定員：区民枠】

人

| 施設名・住所・電話                                                      | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 合計 |
|----------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|----|
| ●厚生労働省5号館保育室<br>霞が関一丁目2番2号<br>中央合同庁舎第5号館<br>☎3504-0015         | 1   | 2   | 2   | 5  |
| ●アソシエナーサリー霞が関<br>霞が関一丁目2番1号<br>中央合同庁舎第1号館南別棟<br>☎6205-7596     |     | 5   |     | 5  |
| ●グローバルキッズ経済産業省保育室<br>霞が関一丁目3番1号<br>経済産業省総合庁舎別館1階<br>☎6268-8750 | 0   | 2   | 2   | 4  |
| ●ゆうてまち保育園<br>大手町二丁目3番1号大手町プレイス2階<br>☎6265-1145                 | 1   | 3   | 3   | 7  |
| ●財務省らる保育室<br>霞が関三丁目1番1号財務省本庁舎<br>☎6205-4163                    | 1   | 2   | 2   | 5  |

※当施設は2歳児クラスまでの保育となります。3歳児クラス以降は別の保育施設をご利用いただくこととなりますので、ご注意ください。

## <小規模保育事業>

【定員】

人

| 施設名・住所・電話                                         | 0歳（10か月～） | 1歳 | 2歳 | 合計 |
|---------------------------------------------------|-----------|----|----|----|
| ●小規模保育室「あい・ぽーと」<br>小さな家趣町<br>三番町7番地<br>☎3556-8472 | 1         | 4  | 5  | 10 |

※当施設は2歳児クラスまでの保育となります。3歳児クラス以降は別の保育施設をご利用いただくこととなりますので、  
ご注意ください。

## <居宅訪問型保育事業>

【定員】

人

| 運営事業者名・住所                                     | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 合計 |
|-----------------------------------------------|----|----|----|----|
| ●株式会社ポピンスファミリーケア<br>渋谷区広尾五丁目6番6号<br>広尾プラザ5階   |    | 10 |    | 10 |
| ●株式会社アルファコーポレーション<br>丸の内二丁目7番3号 東京ビル3階        |    | 5  |    | 5  |
| ●サンフラワー・A 株式会社<br>板橋区小豆沢一丁目12番6号<br>プラッセ小豆沢2階 |    | 10 |    | 10 |

※当事業は2歳児クラスまでの保育となります。3歳児クラス以降は別の保育施設をご利用いただくこととなりますので、  
ご注意ください。

※定員は変更する場合があります。

## <居宅訪問型保育事業（障害児向け）>

【定員】

| 運営事業者名・住所                                                      | 0歳児 | 1歳児  | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|----------------------------------------------------------------|-----|------|-----|-----|-----|-----|----|
| ●認定NPO法人フローレンス<br>（障害児訪問保育アニー）<br>神田神保町一丁目14番地1<br>KDX 神保町ビル4F | —   | 設定なし |     |     |     |     | —  |

※満1歳未満の受け入れについては、事業者へご相談ください。

## 各園の保育時間と休園日

### (1) 各園の保育時間

| 施設名                | 通常保育時間     | 延長保育時間                                          |
|--------------------|------------|-------------------------------------------------|
| <b>区立保育園</b>       |            |                                                 |
| 麴町保育園              | 7:30~18:30 | 18:30~19:30 1歳児クラスから                            |
| 神田保育園              | 7:30~18:30 | 18:30~19:30 1歳児クラスから                            |
| 西神田保育園             | 7:30~18:30 | 18:30~19:30 1歳児クラスから                            |
| 四番町保育園             | 7:15~18:15 | 18:15~20:15 1歳児クラスから                            |
| <b>私立保育園</b>       |            |                                                 |
| アスク二番町保育園          | 7:30~18:30 | 7:00~ 7:30 全歳児<br>18:30~21:00                   |
| ポピンズナーサリースクールー番町   | 8:00~19:00 | 7:30~ 8:00 全歳児<br>19:00~21:00                   |
| ほっぺるランド西神田         | 7:30~18:30 | 7:00~ 7:30※ 1歳児クラスから<br>18:30~20:30 ※土曜延長保育実施なし |
| グローバルキッズ飯田橋園       | 7:30~18:30 | 18:30~21:00 1歳児クラスから                            |
| アイグラン保育園東神田        | 7:15~18:15 | 18:15~20:15 離乳食完了後から<br>※土曜延長保育実施なし             |
| クリアナーサリー市ヶ谷        | 7:30~18:30 | 18:30~20:30 1歳児クラスから                            |
| 神田淡路町保育園<br>大きなおうち | 7:15~18:15 | 18:15~20:15 1歳児クラスから                            |
| グローバルキッズ六番町園       | 7:30~18:30 | 18:30~20:30 1歳児クラスから                            |
| 二番町ちとせ保育園          | 7:30~18:30 | 7:00~ 7:30 全歳児<br>18:30~20:30                   |
| 千代田せいか保育園          | 7:30~18:30 | 18:30~20:30 全歳児<br>(0歳児は<br>幼児食から)              |
| ベネッセ内神田保育園         | 7:30~18:30 | 18:30~20:30 満1歳を迎えた<br>翌月から                     |
| 保育園神田ベアーズ          | 7:30~18:30 | 18:30~20:30 離乳食完了後から                            |

※7時~7時30分はオーダーがあればお預かりいたします(保育料 500円/15分)。

| 施設名                  | 通常保育時間     | 延長保育時間                        |
|----------------------|------------|-------------------------------|
| AIAI NURSERY 三番町     | 7:30~18:30 | 18:30~20:30 満1歳を迎えた翌月1日から     |
| 平河町ちとせ保育園            | 7:30~18:30 | 18:30~20:30 全歳児               |
| ほっぺるランド外神田           | 7:30~18:30 | 18:30~20:30 1歳児クラスから<br>※定員あり |
| 岩本町ちとせ保育園            | 7:30~18:30 | 18:30~20:30 全歳児               |
| 外神田かなりや保育園           | 7:30~18:30 | 18:30~20:30 1歳児クラスから          |
| まなびの森保育園神保町          | 7:30~18:30 | 18:30~20:30 全歳児               |
| <b>認定こども園</b>        |            |                               |
| グローバルキッズ<br>飯田橋こども園  | 7:30~18:30 | 18:30~20:30 1歳児クラスから          |
| <b>区立こども園</b>        |            |                               |
| いずみこども園              | 7:30~18:30 | 18:30~19:30 1歳児クラスから          |
| ふじみこども園              | 7:30~18:30 | 18:30~19:30 1歳児クラスから          |
| <b>幼保一体施設</b>        |            |                               |
| 小学館アカデミー<br>昌平保育園    | 7:30~18:30 | 18:30~19:30 全歳児               |
| 昌平幼稚園（長時間）           | 7:30~18:30 | 18:30~19:30 全歳児               |
| マミーズエンジェル<br>千代田保育園  | 7:30~18:30 | 18:30~19:30 全歳児<br>※定員あり      |
| 千代田幼稚園（長時間）          | 7:30~18:30 | 18:30~19:30 全歳児               |
| <b>事業所内保育事業（区民枠）</b> |            |                               |
| 厚生労働省5号館保育室          | 7:30~18:30 | 18:30~21:00 満8か月児から           |
| アソシエナーサリー<br>霞が関     | 7:30~18:30 | 18:30~21:00 満1歳児から            |
| グローバルキッズ<br>経済産業省保育室 | 7:30~18:30 | 18:30~21:00 1歳児クラスから          |
| ゆうてまち保育園             | 7:30~18:30 | 18:30~19:30 全歳児               |
| 財務省らる保育室             | 7:30~18:30 | 18:30~21:00 全歳児               |

| 施設名                      | 通常保育時間                                                                            | 延長保育時間          |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| <b>小規模保育事業</b>           |                                                                                   |                 |
| 小規模保育室「あい・ぽーと」<br>小さな家麴町 | 9:00~17:00                                                                        | 17:00~18:00 全歳児 |
| <b>居宅訪問型保育事業（障害児向け）</b>  |                                                                                   |                 |
| 障害児訪問保育アニー               | 8:00~18:00のうち<br>最長8時間<br>※気管切開をしていたり、人工呼吸器<br>等を使用しているお子さんについ<br>ては、事業者までご確認ください | 延長なし            |

【延長保育の詳細については各園の園紹介をご覧ください。】

## (2) 休園日

日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

事業所内保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業は、上記のほか土曜日もお休みです。

※ただし、12月29日と30日は年末保育を行います。詳しくは子ども支援課までお問い合わせください。

## (3) 保育時間について

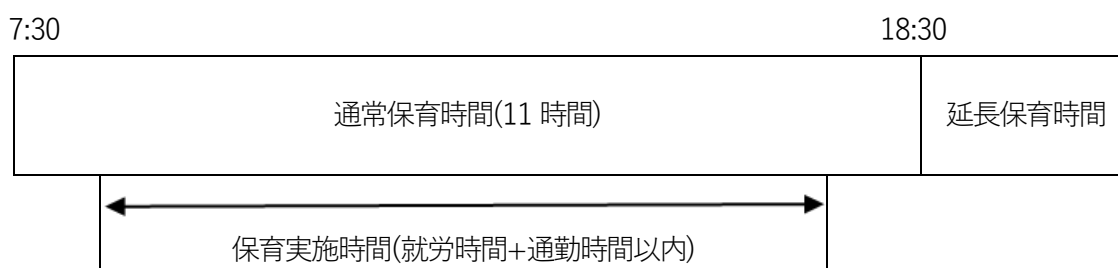
保育時間は、原則として保育が必要な事由にかかる時間（就労要件での利用の場合は、通勤時間+就労時間）のみです。

その他、開園時間内で、保護者の状況を考慮して園長が決定します。

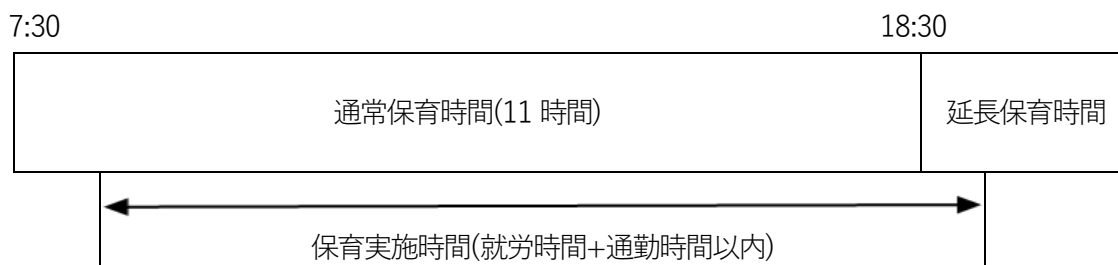
延長保育は定員があるため、ご希望通り受けられない場合があります。面接時に園長へ確認・ご相談ください。

### [ 保育実施時間の例 ]

#### (例1)



#### (例2)



※例2の場合は保育実施時間が延長保育時間にかかるので延長保育料が発生します。

# 保育園所在地マップ



| 認可保育園            | 場所 | 掲載ページ |
|------------------|----|-------|
| 麴町保育園            | ①  | 71    |
| 神田保育園            | ②  | 72    |
| 西神田保育園           | ③  | 73    |
| 四番町保育園           | ④  | 74    |
| アスク二番町保育園        | ⑤  | 75    |
| ポピンズナーサリースクール一番町 | ⑥  | 76    |
| ほっぺるランド西神田       | ⑦  | 77    |
| グローバルキッズ飯田橋園     | ⑧  | 78    |
| アイグラン保育園東神田      | ⑨  | 79    |
| クリアナーサリー市ヶ谷      | ⑬  | 80    |
| 神田淡路町保育園大きなおうち   | ⑬  | 81    |
| グローバルキッズ六番町園     | ⑱  | 82    |
| 二番町ちとせ保育園        | ⑳  | 83    |
| 千代田せいが保育園        | ㉑  | 84    |
| ベネッセ内神田保育園       | ㉒  | 85    |
| 保育園神田ベアーズ        | ㉓  | 86    |
| AIAI NURSERY 三番町 | ㉔  | 87    |
| 平河町ちとせ保育園        | ㉕  | 88    |
| ほっぺるランド外神田       | ㉖  | 89    |
| 岩本町ちとせ保育園        | ㉗  | 90    |
| 外神田かなりや保育園       | ㉘  | 91    |
| まなびの森保育園神保町      | ㉙  | 92    |
| こども園             |    |       |
| いずみこども園          | ⑩  | 93    |
| ふじみこども園          | ⑪  | 94    |
| 認定こども園           |    |       |
| グローバルキッズ飯田橋こども園  | ⑫  | 95    |

| 幼保一体施設                      | 場所 | 掲載ページ |
|-----------------------------|----|-------|
| 千代田幼稚園、マミーズエンジェル千代田保育園      | ⑬  | 96    |
| 昌平幼稚園、小学館アカデミー昌平保育園         | ⑭  | 97    |
| 事業所内保育事業                    |    |       |
| 厚生労働省5号館保育室                 | ⑮  | 98    |
| アソシエーターサリー霞が関               | ⑲  | 99    |
| グローバルキッズ経済産業省保育室            | ㉓  | 100   |
| ゆうてまち保育園                    | ㉔  | 101   |
| 財務省らる保育室                    | ㉘  | 102   |
| 小規模保育所                      |    |       |
| 「あい・ぼーと」小さな家 麴町             | ㉓  | 103   |
| 認証保育所・区緊急保育施設               |    |       |
| 保育園ドルチェ                     | A  | 106   |
| キッズスクウェア丸の内東京ビル             | B  | 106   |
| マミーズエンジェル神田駅前保育園            | C  | 106   |
| 小学館アカデミー神保町保育園              | D  | 107   |
| ピノキオ幼児舎番町園                  | E  | 107   |
| キッズスクウェア永田町                 | F  | 107   |
| キッズスクウェア丸の内永楽ビル             | G  | 108   |
| 保育室「愛の園」                    | H  | 108   |
| グローバルキッズ神田駅前保育園             | i  | 108   |
| 区補助対象保育室                    |    |       |
| ひまわり育児室                     | J  | 109   |
| ハイブリッドmamブリススクールナーサリー千代田富士見 | K  | 109   |

# 千代田区立保育園・こども園

## 基本理念

### 千代田区立保育園 基本理念

千代田区立保育園は、乳幼児が生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期の大半を過ごす場として、一人一人の乳幼児の発達過程やその連続性を踏まえ、職員一同が最善を尽くして保育にあたり、その福祉の積極的な増進を図ることをめざします。

乳幼児の保育はそれぞれの子どもたちが生きる力や望ましい未来をつくり出す力の基礎を培えるよう、家庭や地域社会と連携を図りながら家庭養育・教育を補完して、子どもたちの健全な心身の発達を図ることを基本とします。

また乳幼児を取り巻く様々な環境の変化により、育児不安などを抱える家庭が増えていることに鑑み、入所する乳幼児の保護者に対する支援及び地域における子育て支援のために、乳幼児の子育て全般に関する相談に積極的に応じるなど、公立保育園として社会的な使命を果たしていきます。

### 千代田区立こども園 基本理念

- 0歳から就学前までの子どもたち一人一人の心身の発達過程やその連続性を考慮して、従来の幼稚園と保育園のよさを生かす保育・教育課程の一貫した方針に基づいて、新しい子どもの育ちの場を創造します。
- 子どもやそれを取り巻く実態をとらえて、保護者・地域社会の方々と保育者が連携して、乳幼児の生きる力の基礎を培い、心身の健全な発達を図ります。
- 子どもを共に見守り、育てる認識に立って、地域社会の方々と協力して、子育ての悩みや不安をもつ家庭を支援する社会的な使命を果たします。



# 各認可保育園の紹介

## 麴町保育園 (区立)

### ◆保育目標

- \* ころもからだも元気な子                      \* 自分が好きと思える子
- \* 思いやりの気持ちがある子                \* 自分で考え行動する子

### ◆園の特色

- \* 手つなぎの輪の中で、一人ひとりの成長を楽しむ保育を行っています。
- \* 愛着関係や信頼関係を下に、子どもの気持ちに寄り添い、大切に思いを受けとめることを大切にしております。
- \* 友達との関わりを深め、親しみや思いやりをもち、それぞれの違いに気づき、受け入れあって、共に育ちあうことを大切にしています。
- \* 生活や遊びの中で、自分で決められる環境を用意し、一人ひとりが自己発揮できるよう、見守り支える保育を目指します。
- \* 保護者や地域と連携や交流を図り、子どもの成長を共に見守っています。
- \* 園庭では、たくさんの素材を使って子ども達がイメージをもって遊んでいます。
- \* 北の丸公園をはじめ、都心でありながら、自然に恵まれた場所が身近にある事を活かして、戸外遊びを十分に取り入れています。

### ◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 6   | 18  | 18  | 18  | 20  | 20  | 100 |

### ◆保育時間

- 通常保育時間                      7時30分～18時30分
- 延長保育時間                      18時30分～19時30分（1歳児クラスから）

- ◆所在地    一番町4番地
- ◆電話    3261-7960
- ◆交通案内  
○東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」5番出口から徒歩約2分





# 神田保育園 (区立)



## ◆保育目標

- \*健康で明るい元気な子
- \*おもいやりのある優しい子
- \*自分で考え行動する子

## ◆園の特色

- \*乳児から幼児までの子どもの主体性を大切にし、「生きる力を育む」保育を目指します。
  - ・乳児は、ゆったり過ごせる室内環境を整備し、一人ひとりの気持ちを受け止め、情緒の安定をはかるよう、個々の発達に応じた保育を行っています。
  - ・幼児は、集団活動に参加し、静と動の活動をバランスよく取り入れた、個性や能力を発揮できる保育内容を実践しています。
- \*学校・幼稚園との交流、地域の行事への参加などを積極的に行い、地域に根差す保育園を目指しています。
- \*目の前に淡路公園があり、園庭や公園でのびのびと遊ぶことができます。
- \*1階から4階までが保育園、5階が調理室、6階から8階までは高齢者施設「淡路にこここフォーユープラザ」が併設されています。

## ◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 12  | 17  | 20  | 22  | 24  | 25  | 120 |

## ◆保育時間

- 通常保育時間 7時30分～18時30分
- 延長保育時間 18時30分～19時30分 (1歳児クラスから)

◆所在地 神田淡路町二丁目109番地

◆電話 3253-6258

### ◆交通案内

- JR線・東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水駅」
  - 東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」
  - 東京メトロ丸ノ内線「淡路町駅」
  - 都営新宿線「小川町駅」
- いずれも下車徒歩約5分



# 西神田保育園 (区立)

## ◆保育目標

- 「子どもが豊かに育ち、生きる力の基礎を養う」
- 「ゆたかな心、しょうぶな身体の子どもに育てよう」
- \*元気に仲良く遊ぶ子ども
- \*自分のことは自分でする子ども
- \*いろいろな事に興味や関心を持つ子ども

## ◆園の特色

- \*昭和47年に開園し、平成11年に現在の場所に移転しました。
- \*西神田コスモス館として、西神田児童センターや集会室、住宅と併設され、その1階と2階部分が保育園です。園内は曲線を多く取り入れ、明るく広々とした環境です。
- \*目の前に西神田公園があり、少し離れたところでは給水公苑や小石川後樂園、北の丸公園などへも出かけ、自然に触れる機会を多く持つようにしています。
- \*子どもたちが安心して過ごし、自分で考え工夫してのびのび遊べる保育を心がけています。
- \*近隣の幼稚園や保育園とも交流をしています。また、「保育園に遊びに来ませんか」を企画し、保育園で遊んだり、子育ての相談を受けたりして地域の子育ての支援につなげたいと考えています。

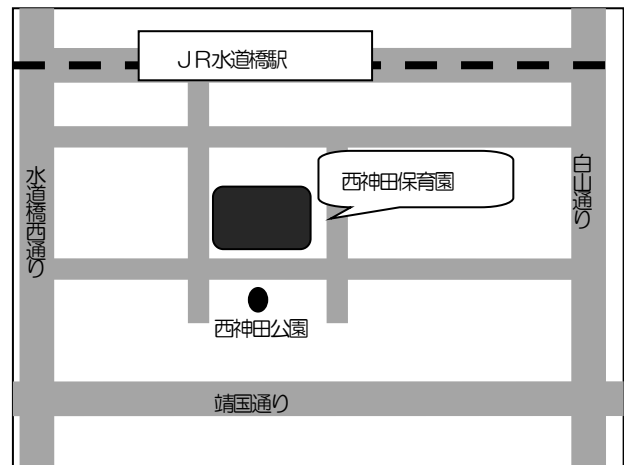
## ◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 12  | 15  | 18  | 18  | 18  | 18  | 99 |

## ◆保育時間

通常保育時間 7時30分～18時30分  
 延長保育時間 18時30分～19時30分 (1歳児クラスから)

- ◆所在地 西神田二丁目6番2号  
西神田コスモス館
- ◆電話 5215-9060
- ◆交通案内
  - JR線「水道橋駅」から徒歩約10分
  - 東京メトロ半蔵門線、都営新宿線・三田線「神保町駅」A2、A3出口から徒歩約10分





# 四番町保育園 (区立)



※現在四番町5番地8の土地をお借りし、  
仮園舎にて運営しております。  
令和8年度中に新園舎への移転を予定しておりますが、  
移転時期等は変更になる可能性があります。

## ◆保育目標

- \*豊かな心（大人に愛され守られている事を実感し、自分らしく安心して過ごす）
- \*健康な身体（よく食べる よく眠る よく遊ぶ）
- \*豊かな創造性（感じた事や考えた事を自分なりに表現する）

## ◆園の特色

- \*一人ひとりの子どもに寄り添い、思いや気持ちを受けとめ、安心して過ごすことができるよう保育を行っています。
- \*ゆったりとした園内は日当たりがよく、明るい保育園です。
- \*地域の幼稚園や保育園、小学校との交流も行っています。1階には、児童館が併設されています。
- \*近隣には、東郷公園や五番町児童遊園、少し足をのばせば、清水谷公園、代官町の土手があり、散歩に出かけ四季折々の自然を楽しんでいます。
- \*保護者の方の就労に合わせ、1時間延長、2時間延長を利用することができます。（1歳児クラス以上）
- \*子育て支援の一環として、「大きくなったかな」（身体測定）や、育児相談など、地域の子育てを応援しています。

## ◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 11  | 14  | 16  | 18  | 19  | 19  | 97 |

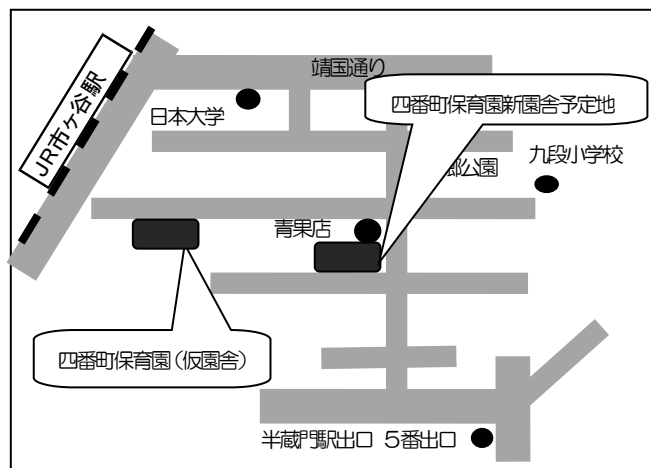
- ◆保育時間  
通常保育時間 7時15分～18時15分  
延長保育時間 18時15分～20時15分（1歳児クラスから）

◆所在地 四番町5番地8

◆電話 3234-2269

## ◆交通案内

- 東京メトロ有楽町線「麴町駅」6番出口から徒歩約5分
- JR線、東京メトロ有楽町線、南北線、都営新宿線「市ヶ谷駅」3番出口から徒歩約10分
- 東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」5番出口から徒歩約10分





# アスク二番町保育園 (私立)



◆設置・運営 株式会社日本保育サービス

◆運営理念・保育理念

- \*安全&安心を第一に保育・育成を実施します
- \*いつまでも思い出に残る施設となるよう日々の保育を大切にします
- \*職員が楽しく働けることで子どもたちを笑顔にします
- \*地域とつながり支え合う施設として社会に貢献します
- \*常に時代が求める子育て支援を実践し続けます

アスク二番町保育園は、子どもの「生きる力」を育むべく、お子様一人一人の年齢や発育にあわせた保育計画に基づき、きめ細やかな保育を実施します。

自然な形で子どもたちの感受性や知的好奇心を伸ばし、視覚・聴覚・嗅覚・触覚・味覚の五感で感じる保育の充実を目指します。

◆保育サービス

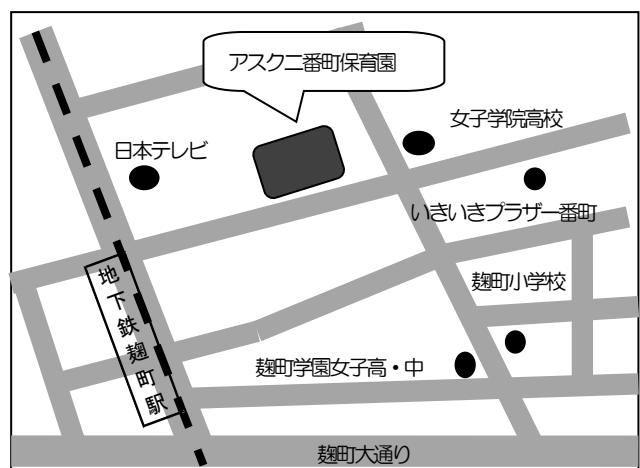
- \*産休明け（生後57日目～）保育、アレルギー対応、一時保育のほか、幼児教育プログラムやクッキング保育、English Play Time（英語教室）、おんがく、体操教室に加え、夕方にピアノレッスン・アスリート教室（体操教室）（有料）にて習い事のように特別なキャストレッスンも実施しております。
- \*季節に合わせたバラエティー豊かな年間行事を計画し、子どもたちの楽しい思い出づくりのお手伝いをします。

◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 12  | 15  | 15  | 17  | 15  | 16  | 90 |

◆保育時間 通常保育時間 7時30分～18時30分  
 延長保育時間 7時～7時30分、18時30分～21時（全歳児）

- ◆所在地 二番町2番地1  
二番町TSビル 1～3F
- ◆電話 3288-8151
- ◆交通案内  
○東京メトロ有楽町線「麴町駅」6番出口から  
徒歩約5分



# ポピンズナーサリースクール一番町 (私立)

◆設置・運営 株式会社ポピンズエデュケア

◆保育目標

- \*寛容な人間
- \*聡明で愛情深い人間
- \*探究心の旺盛な人間
- \*グローバルな社会で活躍できる人間

ポピンズナーサリースクールでは、様々な可能性を秘めたお子様たちに、真の人間教育（エデュケア）を行います。世界に羽ばたく一人ひとりのお子様へ寄り添い、もって生まれた力をさらに伸ばし、新たな力を見つけて引き出すエデュケアを実践しています。

◆保育内容

- 日常生活や遊びの中でのSDGs活動、アート、食育、保健指導などの沢山の本物体験を通して、お子様の「個性」を伸ばすプログラムを実践します。
- オンライン等を利用して他の多文化を知る機会を提供する。
- 地域には公園や施設があります。発見を楽しみながら、散策や戸外活動をします。
- 行事は、季節を感じたり、お祝いをしたり、お子様自らが参加し、楽しい気持ちを持つことを大切に考えています。
- 最新のITシステムを活用し、連絡帳をWeb上でやりとりをします。
- 自園調理でお子様にお食事を提供しています。
- お子様安全かつ主体的に学べる空間づくりをしています。

◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 9   | 12  | 13  | 14  | 16  | 16  | 80 |

◆保育時間

通常保育時間 8時～19時

延長保育時間 7時30分～8時、19時～21時（全歳児）

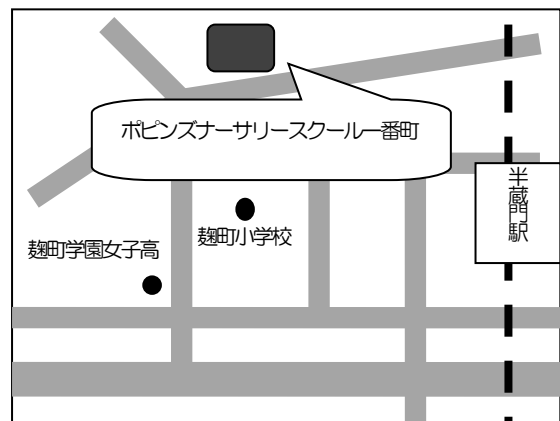
※7時～7時30分はオーダーがあればお預かりいたします（保育料 500円/15分）

◆所在地 一番町10番地8  
一番町ウエストビル3・4F

◆電話 3230-2105

◆交通案内

- 東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」5番出口から徒歩約4分
- 東京メトロ有楽町線「麹町駅」3番出口から徒歩約5分





# ほっぺるランド西神田 (私立)



◆設置・運営 株式会社テノ.コーポレーション

## ◆運営理念・保育理念

子どもには、安全な環境の中で身体的・精神的発達が得られる養護と教育が一体となった保育を提供します。家庭のワークライフバランスを実現できる育児支援を行い、地域の人々や関係各機関と連携し、未来を担う子どもの成長を共に喜び合います。

## ◆保育方法・保育内容

- \*コーナー保育を導入し、子どもの主体性・創造性を大切にしながら遊びに集中できる環境を整え、達成感・充実感を得られるように援助します。
- \*一斉ではない個々のかかわりを大切にされた保育、保育士が子どもに寄り添い、子どもの内面をしっかり把握し子どもと共に育ちあえる保育を行います。
- \*一人ひとりの成長や興味にあわせ、より楽しい保育内容の実践に取り組み、健やかな心と体の育成を図り、成長を喜び合います。
- \*家庭的で温かい雰囲気の中、安心して生活し、人に対する信頼感や思いやりの気持ちが自然に育まれるよう、寄り添い見守っていきます。
- \*地域とのかかわりを大切にして、子どもの成長を沢山の大人が見守り喜び、支えあえる関係を作っていきます。

## ◆保育サービス

\*英語教育

小学校就学を見据え、英語の歌やゲームを通じた英語教育を実施します。

## ◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 9   | 10  | 12  | 13  | 13  | 13  | 70 |

## ◆保育時間

通常保育時間 7時30分～18時30分

延長保育時間 7時～7時30分、18時30分～20時30分

(1歳児クラスから) ※土曜日の延長保育実施なし

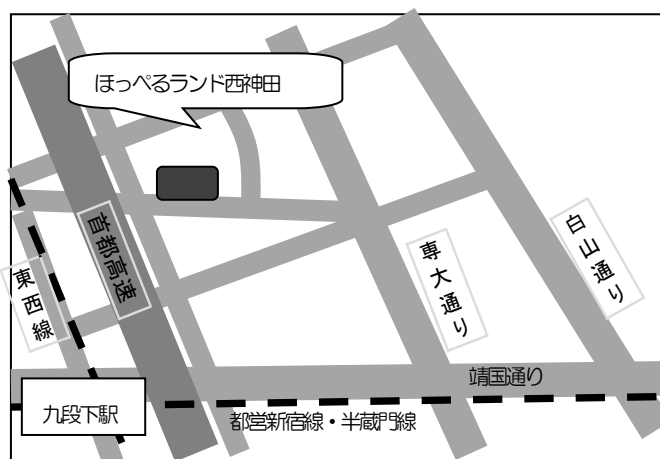
◆所在地 西神田三丁目5番2号  
千代田ファーストビル西館1階

◆電話 5212-6016

## ◆交通案内

○東京メトロ半蔵門線、都営新宿線・三田線  
「神保町駅」A2番出口から徒歩約4分

○都営地下鉄新宿線、東京メトロ半蔵門線・東西線  
「九段下駅」5番出口から徒歩約4分





# グローバルキッズ飯田橋園 (私立)



◆設置・運営 株式会社グローバルキッズ

◆運営理念・保育理念

\*『豊かに生きる力を育てる』

◆保育目標

- \*元気でたくましい子ども
- \*自分で考える子ども
- \*思いやりのある子ども
- \*明るくのびのびとした子ども

グローバルキッズでは、次の保育方針をもって保育に取り組んでいます。

こども自身が自分の興味や関心に基づいて、主体的・自発的に遊びに取り組むことができ、ふれあいの世界が広がり、夢中になれる保育環境を目指します。

◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 18  | 24  | 24  | 24  | 24  | 24  | 138 |

◆保育時間

通常保育時間 7時30分～18時30分

延長保育時間 18時30分～21時00分（1歳児クラスから）

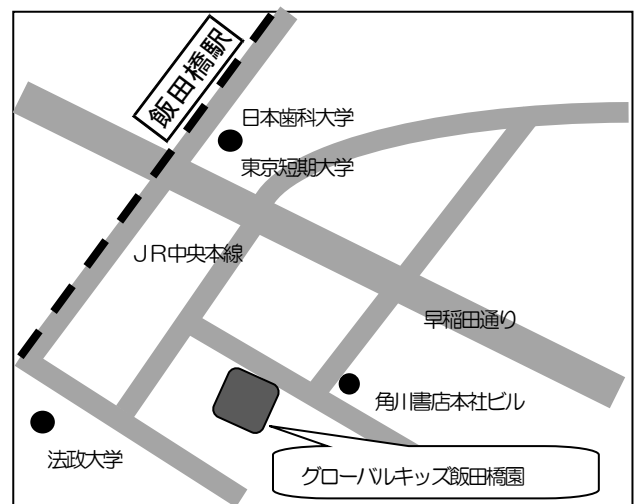
◆所在地 富士見二丁目14番36号  
富士見 WEST ビル2・3階

◆電話 3239-8002

◆交通案内

○JR線「飯田橋駅」西口から徒歩約5分

○東京メトロ東西線・有楽町線・南北線、  
都営地下鉄大江戸線「飯田橋駅」  
B2a出口から徒歩約4分







# アイグラン保育園東神田 (私立)



◆設置・運営 株式会社アイグラン

◆運営理念・保育理念

\*私たちは子ども達に「自分の夢を自分の力で実現できる人」になって欲しいと願っています。

◆保育方針

\*自主性を育てます

\*思いやりの気持ちが育つ、「心の基地」を目指します

\*個性を大切にします

\*自然との触れ合いを大切にします

◆保育サービス

\*リトミック教育

有資格者による本格的なリトミック教育の導入

\*食育に対する取り組み

手作り、天然だしにこだわった食事の提供

\*無垢材を使った保育室

手触りが優しく、心地よい薫りの無垢材使用

◆定員

| 0歳児   | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計      |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|---------|
| 9 (6) | 10  | 11  | 11  | 11  | 11  | 63 (60) |

※ ( ) 内は令和6年度の受け入れ人数です。受け入れ人数は変更する場合があります。

◆保育時間

通常保育時間 7時15分～18時15分

延長保育時間 18時15分～20時15分 (離乳食完了後から)

※土曜日は延長保育の受け入れは行っていません。

※補食の提供をご希望の際は当日の15時までにお申し込みください。

なお、当日申し込みの場合は1時間の延長保育のみ対応可能です

※2時間延長保育が必要な場合は前日の15時までにお申し込みください。

◆所在地 東神田二丁目6番5号  
東神田ビル2・3階

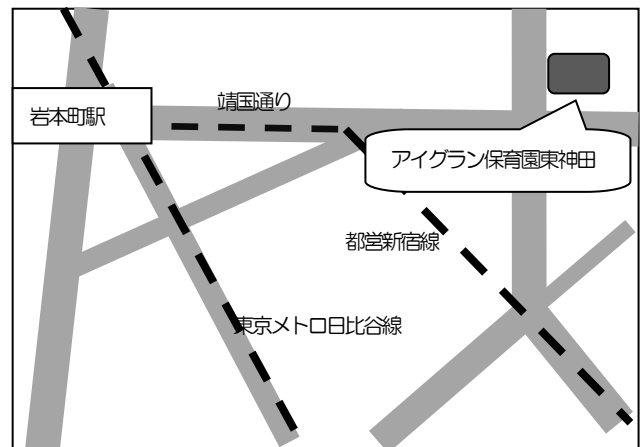
◆電話 5809-2578

◆交通案内

○JR線「秋葉原駅」から徒歩約9分

○JR線「馬喰町駅」から徒歩約7分

○都営新宿線「岩本町駅」から徒歩約8分





# クリアナーサリー市ヶ谷 (私立)



## ◆設置・運営 株式会社アルファコーポレーション

\*アルファコーポレーションでは、愛情と安全に満ちた環境の中で、すべてのお子さまをかけがえのない個性ある存在として認め、たくさんのよい体験と、さまざまな場面での知恵の育みによって、保護者様との連携をはかりながら、健やかな発達を手助けします。

## ◆運営理念・保育理念 未来に向かう「生きる力」を共に育む

- ◆保育方針
  - ①子どもの多様な感情を受け止める
  - ②一人ひとりに応じた健やかな育ちに向けて援助する
  - ③様々な体験や経験の機会を創る

## ◆保育目標

- \*基本的な生活習慣を身につけた子ども
- \*思いやりの気持ちを持つ子ども
- \*良いこと・悪いことがわかる子ども
- \*よく遊び、よく考える子ども
- \*自分の気持ちや考えを伝えられる子ども

## ◆保育サービス

- \*外あそび：園の前は桜並木、春はとても華やかな風景が広がります。砂場や水遊びのできる園庭もありますので、季節に応じた外あそびを行います。また、散歩を多く取り入れ、戸外で季節を感じたり、自然に触れあうことを大事にしています。
- \*知、情、体の発達：広い遊戯室で体を動かしたり、朝の会で言葉や表現する機会を作り、保育の中で数・形・色・量などの概念に触れる機会を持ちます。子どもたちの興味を刺激して、「やってみたい」という気持ちを育てます。
- \*保護者支援：毎月園だよりを発行し、季節に合わせた行事では保護者様にも参加していただく機会を作ります。また定期的な懇談を行い、と一緒に子どもの成長を見守っていきます。

## ◆定員

| 0歳児   | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計      |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|---------|
| 9 (6) | 12  | 12  | 15  | 15  | 15  | 78 (75) |

※ ( ) 内は令和6年度の受け入れ人数です。受け入れ人数は変更する場合があります。

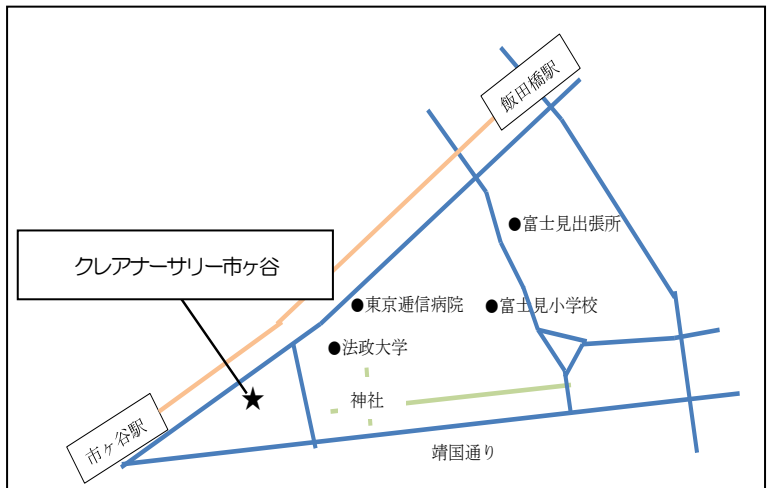
- ◆保育時間
  - 通常保育時間 7時30分～18時30分
  - 延長保育時間 18時30分～20時30分 (1歳児クラスから)

※行事によっては延長保育を実施しない日がございます。あらかじめご了承ください。

◆所在地 九段北四丁目2番29号  
セブンアネックス  
(世界文化社別館) 1～3階

◆電話 6265-6187

◆交通案内  
JR 線、都営新宿線、東京メトロ南北線・有楽町線「市ヶ谷駅」から徒歩約3分





# 神田淡路町保育園大きなうち (私立)



## ◆設置・運営 社会福祉法人東京児童協会

\*東京児童協会では80余年培ってきた保育のノウハウを活かし、安心、安全な保育を提供します。

## ◆運営理念・保育理念

\*わたしたちは「大きなうち」を理念に、子どもも大人もみんなが互いに支えあい育ちあう、家庭的な保育園をつくりまします。

\*わたしたちの願いは、家庭と保育園が思いをひとつに一人ひとりの子どもたちの笑顔あられる毎日を実現することです。

\*わたしたちの夢は、歴史の希望である子どもたちが、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことです。

## ◆保育目標

\*自ら考え、判断し、行動しようとする子どもを育てます。

\*3つの育ち（こころの育ち・食の育ち・意欲の育ち）を大切にされた教育保育を行います。

\*遊びを中心とした5つのプログラム（運動・絵本・自然・協同・アート）を行います。

## ◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 9   | 18  | 18  | 18  | 18  | 18  | 99 |

◆保育時間 通常保育時間 7時15分～18時15分

延長保育時間 18時15分～20時15分（1歳児クラスから）

## ◆所在地

千代田区神田淡路町二丁目12番地

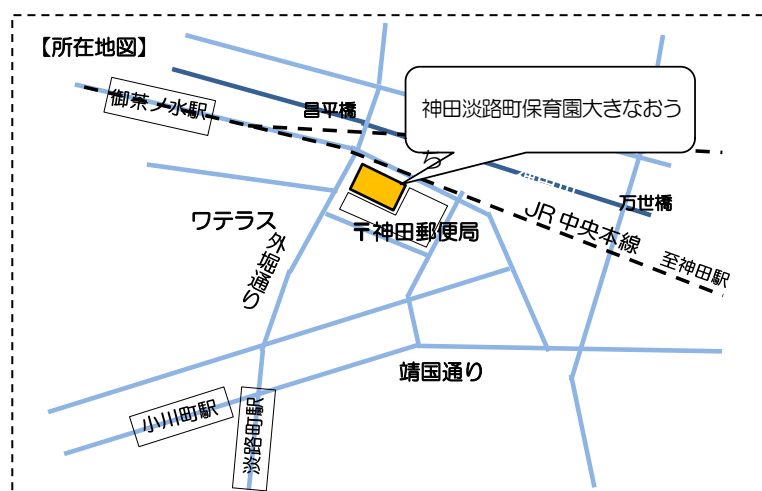
◆電話 6260-9555

## ◆交通案内

○都営新宿線「小川町駅」から徒歩約5分

○東京メトロ丸ノ内線「淡路町駅」から徒歩約5分

○JR線「御茶ノ水駅」から徒歩約5分





# グローバルキッズ六番町園 (私立)



◆設置・運営 株式会社グローバルキッズ

◆運営理念・保育理念

\*豊かに「生きる力」を育てる

◆保育目標

\*思いやりのある子ども

\*自分で考える子ども

\*元気でたくましい子ども

\*明るくのびのびした子ども

◆保育方針

子どもの安心と安全を基本として、自ら伸びる力を大切にし、成長と個性に応じた多様性のある保育をする。子どもの目線で、豊かな愛情をもって、一人ひとりの気持ちをしっかり受け止め、その主体的な活動を育む。子どもを中心に捉え、家庭や地域との信頼関係を築き、環境を通して、人や物との関わりを大切にする。

◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 6   | 10  | 11  | 11  | 11  | 11  | 60 |

◆保育時間

通常保育時間

7時30分～18時30分

延長保育時間

18時30分～20時30分（1歳児クラスから）

◆所在地

六番町5番地16

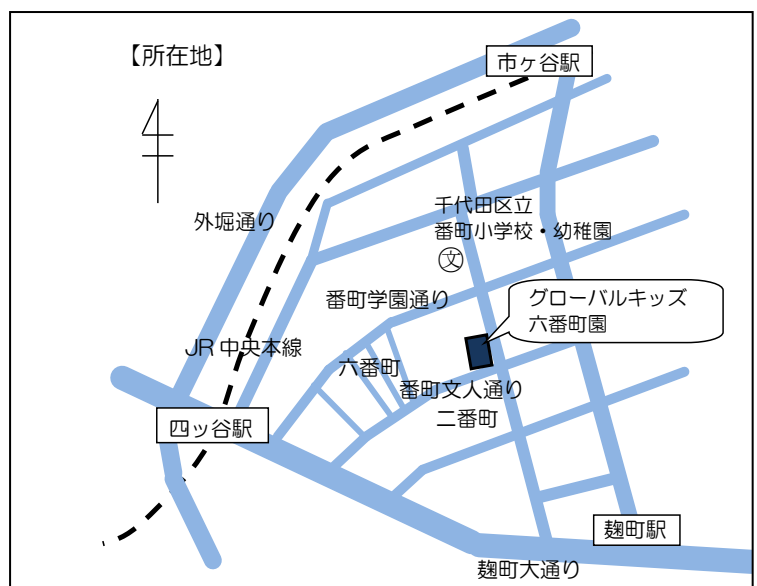
◆電話 3230-7161

◆交通案内

○JR中央・総武線、東京メトロ丸ノ内線、南北線「四ツ谷駅」から徒歩約5分

○JR中央・総武線、都営新宿線、東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」から徒歩約5分

○東京メトロ有楽町線「麴町駅」から徒歩約5分





# 二番町ちとせ保育園 (私立)



◆設置・運営 社会福祉法人ちとせ交友会

◆運営理念・保育理念

当法人の基本理念は『Home』です。親子・職員・地域の方々にとっての心安らく場所『Home』として、子育てを通じて社会に貢献していきたいと考えています。働き方やライフスタイルが多様化している最近の社会においては、多くの人々が、家族の時間を十分確保できない、地域との繋がりが薄れる、というような状況に直面しています。当法人は、これらの課題を解決する一助となるよう、保育事業を通じて、親子の心の拠り所であり、また地域と繋がる事ができる場を提供していきます。

◆保育方針

ゆき届いた安全な環境と、家庭的な温かい雰囲気の中で、ひとりひとりの子どもを大切にし、健康で・明るく・思いやりがあり・自律性を持った子どもの育成を目指しています。そして、保護者の方々に信頼して頂き、安心して働き続けて頂けるよう、職員全員が保育者としての自覚を持ち、子どもたちが育っていく姿を理解した保育を実施していきます。特に、子どもたちが健全に成長していくためには、自ら学んで自律性を育むことが重要であると捉え、児童心理学者ジャン・ピアジェの「構成論」に基づく保育を展開しています。

◆定員

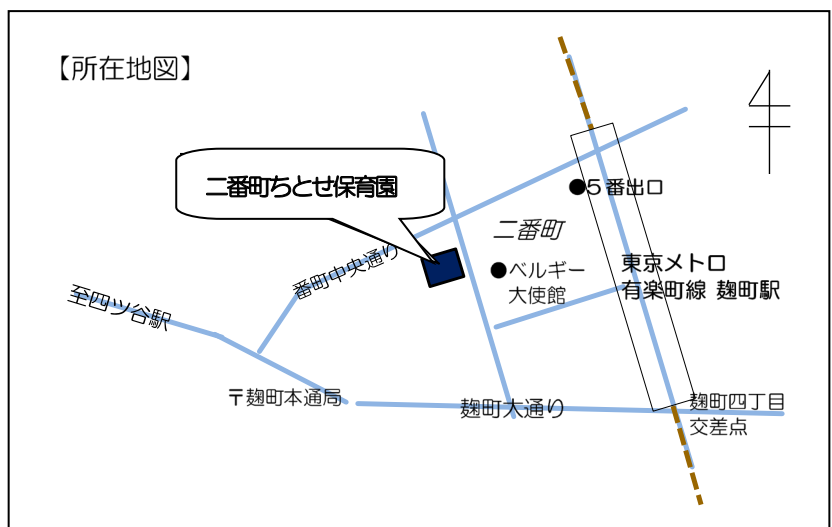
| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 12  | 14  | 14  | 20  | 20  | 20  | 100 |

◆保育時間  
 通常保育時間 7時30分～18時30分  
 延長保育時間 7時00分～ 7時30分 (全歳児)  
 18時30分～20時30分 (全歳児)

◆所在地  
二番町7番地5

◆電話 3222-3255

◆交通案内  
○東京メトロ有楽町線  
「麹町駅」5番出口から  
徒歩約3分





# 千代田せいが保育園 (私立)



◆設置・運営 社会福祉法人省我会

## ◆運営理念・保育理念

共生と貢献

- ①共生 他を受け入れ、共に生きていく中で、生かされている自分に気づき、他者を豊かにしていくことができる社会づくり
- ②貢献 さまざまな体験を通して得た知恵や知識を用いることによって、よりよい共生を目指す（貢献すること）に喜びを感じる子ども

## ◆保育方法・保育内容

- ①一人ひとりを大切に  
子どもの個性・発達に寄り添うことで、子どもたちは安心感や満足感・達成感を感じます。
- ②遊・食・寝の空間  
遊び・食事・ひるねの3つの空間を確保。生活リズムを保障し子どもの情緒を安定させます。
- ③自分で選べる多彩な遊び環境  
絵本、制作やゲーム、科学遊びなど活動を自由に選べるようにし、好奇心や探求心を育みます。
- ④子ども同士のかかわり  
異年齢の子ども集団での多様なかかわりの中で、子どもたちの社会性が伸びていきます。
- ⑤健康な体を育む運動遊び環境  
思い切り体を動かせる室内運動空間やプールなど運動遊具を常備し、健康な体を育みます。
- ⑥食への意欲を高める給食  
食べたい量を自分で決めるセミバイキング配膳で、好き嫌いをなくし、食を営む力を育みます。
- ⑦地域との絆・社会とのつながり  
伝統行事への参加や地域環境を生かした園外活動で、子どもたちの経験を豊かにします。

## ◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 6   | 7   | 8   | 10  | 10  | 10  | 51 |

◆保育時間 通常保育時間 7時30分～18時30分

延長保育時間 18時30分～20時30分

(0歳児(幼児食)から実施、ただし、0歳児は1時間延長まで)

### ◆所在地

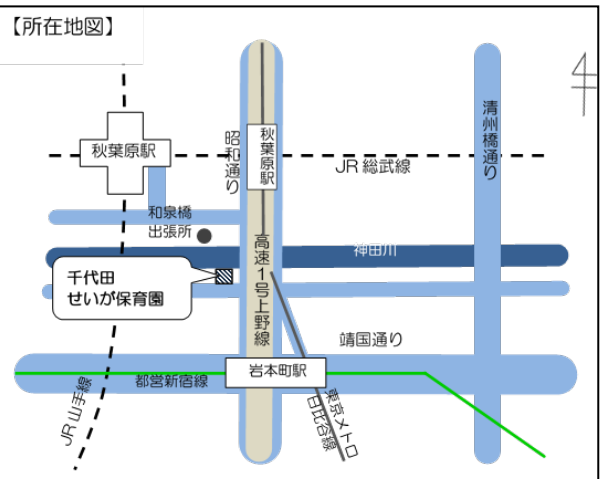
千代田区神田岩本町 15 番地 7

◆電話 6811-6686

### ◆交通案内

○JR 線、東京メトロ日比谷線「秋葉原駅」から徒歩約5分

○都営新宿線「岩本町駅」から徒歩約3分





# ベネッセ内神田保育園 (私立)



◆設置・運営 株式会社ベネッセスタイルケア

◆運営理念・保育理念

「よりよく生きる力=Benesse」の基礎を育てる

いきいきと健やかに毎日を過ごし、自身と意欲をもって未来を生きる子どもを育てます。

①自分で考えすすんで行動する子ども

自分からすすんで物事に取り組む態度をもち、意欲をもって最後までがんばる子ども

②友だちと楽しく遊ぶ子ども

さまざまな人とかわかることの喜びを知りながら、楽しく遊べる子ども

③感性豊かな子ども

さまざまな発見と感動を味わいながら、自分らしさを表現できる子ども

◆園の特色

「その子らしく、伸びていく。」というブランドメッセージのもと、一人ひとりを大切にした保育を行っています。子どもが自ら伸びていく芽を育てるために、様々な体験・遊びの中から「学びに向かう力」を育てています。乳児クラスでは、保育者との応答的な関わりから自己肯定感を身につけ、幼児クラスでは、異年齢の子どもと関わる中で、思いやりや憧れの気持ちを育てています。戸外でのびのびと身体を動かし遊ぶことはもちろん、室内では、子どもがわかりやすいコーナー作りをした環境の中で、好きな遊びが集中して出来るように考えています。

ベネッセスタイルケアが運営する「ベネッセ学童クラブ内神田」との合築のため、小学生との交流活動も行っています。

◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 6   | 8   | 10  | 12  | 12  | 12  | 60 |

◆保育時間 通常保育時間 7時30分～18時30分

延長保育時間 18時30分～20時30分 (満1歳を迎えた翌月から)

◆所在地

千代田区内神田二丁目1番13号

◆電話 5289-7670

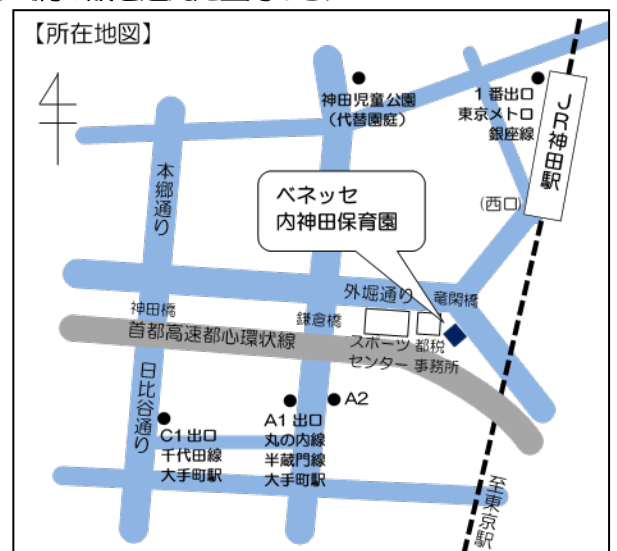
◆交通案内

○JR線、東京メトロ銀座線「神田駅」から徒歩約6分

○東京メトロ半蔵門線・千代田線・丸ノ内線

「大手町駅」から徒歩約6分

【所在地図】





# 保育園神田ベアーズ(私立)



◆設置・運営 社会福祉法人尚徳福社会

◆運営理念・保育理念

- \*子どもが中心の子どものための保育園
- \*すべての保護者・家庭への支援ができる保育園
- \*保育士等の職員を大切に、職員も育つ保育園
- \*明朗で隠し事もなく情報公開を行え、安定した法人が運営する保育園
- \*第三者評価など外部の評価を積極的に活用し、地域と協働、共存できる保育園

◆保育方針

- (子どもの意向の尊重) 子どもたちの意向が最大限尊重されるよう努める。
- (3Pを大切に) 子どもたちのプライド、パーソナリティ、プライバシーを大切にした運営・経営に努める。
- (育てる人の意向の尊重) 子どもたちを中心として、その家族・親族を含めた人々の意向もできる限り尊重する。
- (誇りの持てる職場) 施設職員が意欲を持って働き、各個人の創意工夫が生かされ、誇りを持つことができるよう職場環境整備に努める。
- (安全・安心) 子どもたち、家族・親族、職員が安心して利用し、働くことができるように健康管理、衛生管理および安全管理を徹底する。
- (信頼は情報公開から) 利用者や地域社会から信頼され、永続的に安定して社会に貢献していくことが大切である。そのためには財務諸表などを整備し、財務状況の安定をはかり、情報を公開し、理解されるよう努める。

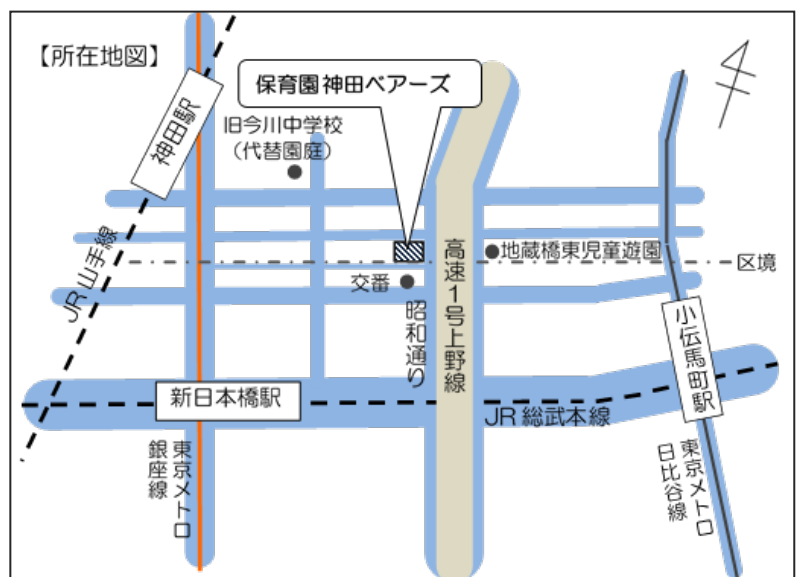
◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児    | 4歳児     | 5歳児     | 合計      |
|-----|-----|-----|--------|---------|---------|---------|
| 9   | 9   | 9   | 15 (9) | 15 (12) | 15 (12) | 72 (60) |

※ ( ) 内は令和6年度の受け入れ人数です。受け入れ人数は変更する場合があります。

- ◆保育時間 通常保育時間 7時30分～18時30分  
延長保育時間 18時30分～20時30分 (離乳食完了後から)

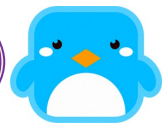
- ◆所在地 神田美倉町 10番地2
- ◆電話 6206-4037
- ◆交通案内 OUR線「神田駅」から 徒歩約6分







# AIAI NURSERY 三番町 (私立)



◆設置・運営 AIAI Child Care 株式会社

◆保育方針

一人でも多くの子どもが人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を創造すること

◆保育目標

向上目標：人間関係の向上、精神衛生の向上、身体機能の向上

育成目標：社会力の育成、養護力の育成、人間力の育成

当園では地域の特性に応じて創意工夫を図り、子どもの保育及び保護者の皆様や地域の子育て家庭への支援などの機能とそれらの質を向上させていくよう努めてまいります。また、一人ひとりの心身ともに健やかな成長と発達を保障する観点から、園での環境や一日の生活の流れなどを捉え、子どもが様々な人と出会い、関わり、心を通わせる経験を重ねることができるよう、乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かに作り上げていくよう取り組んでまいります。

◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 6   | 8   | 9   | 9   | 9   | 9   | 50 |

◆保育時間 通常保育時間 7時30分～18時30分  
延長保育時間 18時30分～20時30分 (満1歳を迎えた翌月1日から)

◆所在地  
三番町 14 番地 6

◆電話  
6910-0952

◆交通案内  
○都営新宿線「市ヶ谷駅」から  
徒歩約 10 分





# 平河町ちとせ保育園 (私立)



## ◆設置・運営

社会福祉法人 ちとせ交友会

## ◆運営理念・保育理念

当法人の基本理念は『Home』です。親子・職員・地域の方々にとっての心安らく場所『Home』として、子育てを通じて社会に貢献していきたいと考えています。働き方やライフスタイルが多様化している最近の社会においては、多くの人々が、家族の時間を十分確保できない、地域との繋がりが薄れる、というような状況に直面しています。当法人は、これらの課題を解決する一助となるよう、保育事業を通じて、親子の心の拠り所であり、また地域と繋がる事ができる場を提供していきます。

## ◆保育方法・保育内容

ゆき届いた安全な環境と、家庭的な温かい雰囲気の中で、ひとりひとりの子どもを大切に、健康で・明るく・思いやりがあり・自律性を持った子どもの育成を目指しています。そして、保護者の方々に信頼して頂き、安心して働き続けて頂けるよう、職員全員が保育者としての自覚を持ち、子どもたちが育っていく姿を理解した保育を実施していきます。特に、子どもたちが健全に成長していくためには、自ら学んで自律性を育むことが重要であると捉え、児童心理学者ジャン・ピアジェの「構成論」に基づく保育を展開しています。

## ◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児    | 5歳児 | 合計      |
|-----|-----|-----|-----|--------|-----|---------|
| 9   | 12  | 12  | 14  | 14 (9) | 14  | 75 (70) |

※ ( ) 内は令和6年度の受け入れ人数です。受け入れ人数は変更する場合があります。

## ◆保育時間

通常保育時間 7時30分～18時30分

延長保育時間 18時30分～20時30分 (全歳児)

## ◆所在地

千代田区平河町二丁目 10 番3号

## ◆電話

3230-3120

## ◆交通案内

○東京メトロ半蔵門線「永田町駅」から  
徒歩約 11 分





# ほっぺるランド外神田 (私立)



◆設置・運営 株式会社テクノ・コーポレーション

◆運営理念・保育理念

子どもには、安全な環境の中で身体的・精神的発達が行われる養護と教育が一体となった保育を提供します。家庭のワークライフバランスを実現できる育児支援を行い、地域の人々や関係各機関と連携し、未来を担う子どもの成長を共に喜び合います。

◆保育方法・保育内容

- \*コーナー保育を導入し、子どもの主体性・創造性を大切にしながら遊びに集中できる環境を整え、達成感・充実感を得られるように援助します。
- \*一斉ではない個々のかかわりを大切にされた保育、保育士が子どもに寄り添い、子どもの内面をしっかりと把握し子どもと共に育ちあえる保育を行います。
- \*一人ひとりの成長や興味にあわせ、より楽しい保育内容の実践に取り組み、健やかな心と体の育成を図り、成長を喜び合います。
- \*家庭的で温かい雰囲気の中、安心して生活し、人に対する信頼感や思いやりの気持ちが自然に育まれるよう、寄り添い見守っていきます。
- \*地域とのかかわりを大切にして、子どもの成長を沢山の大人が見守り喜び、支えあえる関係を作っていきます。

◆保育サービス

\*英語教育

小学校就学を見据え、英語の歌やゲームを通じた英語教育を実施します。

◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 6   | 12  | 15  | 18  | 18  | 18  | 87 |

◆保育時間 通常保育時間 7時30分～18時30分  
 延長保育時間 18時30分～20時30分 (1歳児クラスから)

※月極延長保育：定員14名 スポット延長保育：定員5名

◆所在地

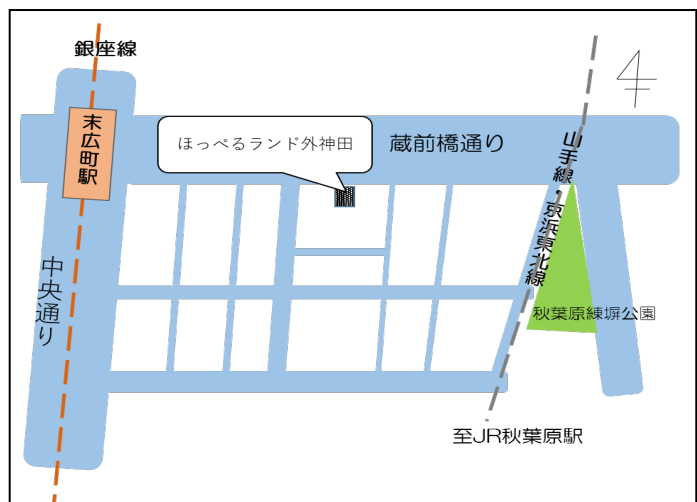
外神田四丁目8番6号

◆電話

3526-2065

◆交通案内

○東京メトロ銀座線 「末広町駅」から  
徒歩約1分 (改札からは3~5分)





# 岩本町ちとせ保育園 (私立)



## ◆設置・運営 社会福祉法人ちとせ交友会

### ◆運営理念・保育理念

当法人の基本理念は『Home』です。親子・職員・地域の方々にとっての心安らく場所『Home』として、子育てを通じて社会に貢献していきたいと考えています。働き方やライフスタイルが多様化している最近の社会においては、多くの人々が、家族の時間を十分確保できない、地域とのつながりが薄れる、というような状況に直面しています。当法人は、これらの課題を解決する一助となるよう、保育事業を通じて、親子の心の拠り所であり、また地域とつながる事ができる場を提供していきます。

### ◆保育方法・保育内容

ゆき届いた安全な環境と、家庭的な温かい雰囲気の中で、ひとりひとりの子どもを大切に、健康で・明るく。思いやりがあり・自律性を持った子どもの育成を目指しています。そして、保護者の方々に信頼して頂き、安心して働き続けていただけるよう、職員全員が保育者としての自覚を持ち、子どもたちが育っていく姿を理解した保育を実施していきます。特に、子どもたちが健全に成長していくためには、自ら学んで自律性を育むことが重要であると捉え、児童心理学者ジャン・ピアジェの「構成論」に基づく保育を展開しています。

### ◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児     | 4歳児     | 5歳児     | 合計       |
|-----|-----|-----|---------|---------|---------|----------|
| 12  | 19  | 19  | 20 (19) | 20 (19) | 20 (10) | 110 (98) |

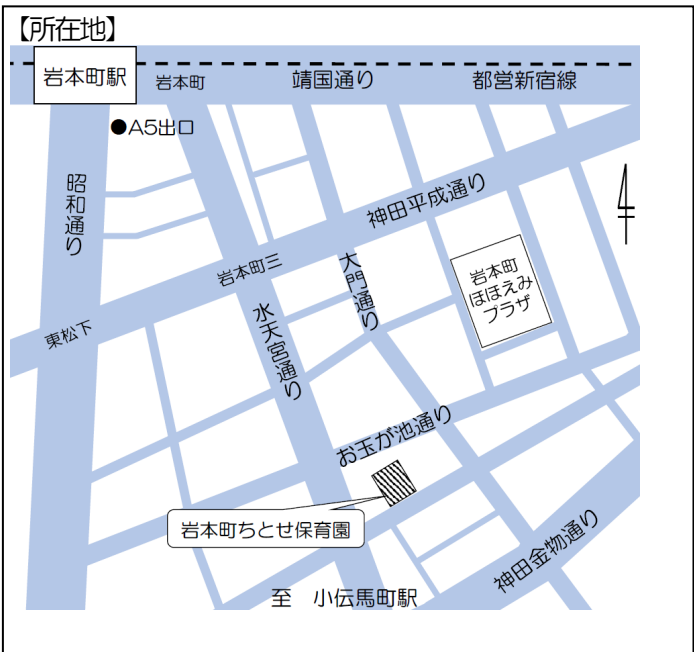
※ ( ) 内は令和6年度の受け入れ人数です。受け入れ人数は変更する場合があります。

- ◆保育時間 通常保育時間 7時30分～18時30分
- 延長保育時間 18時30分～20時30分 (全歳児)

◆所在地  
岩本町二丁目 10番12号

◆電話  
5820-2500

◆交通案内  
○都営新宿線「岩本町駅」から徒歩約4分  
○東京メトロ日比谷線「小伝馬町駅」から徒歩約5分





# 外神田かなりや保育園 (私立)



◆設置・運営 社会福祉法人倉敷福德会

◆運営理念・保育理念

子どもの人権と主体性を尊重し、児童の幸福のために保護者や地域社会と力を合わせ児童の福祉を積極的に進めあわせて家庭支援を行います。

\*すべてのこども達が心豊かに育つことを考え、やすらげる第二の家庭でありたい。

\*保護者と地域の願いを大切にし、できる限り支援をしていきたい。

◆保育目標

生きる力の基礎を培うために、児童福祉法に基づき保育が必要な乳幼児の保育を行います。

\*身体を十分に動かし、健康で明るい子ども

\*友達と仲良く元気に遊べる子ども

\*根気強く最後まで頑張れる子ども

◆保育方針

\*年齢にあった基本的な生活習慣を配慮しながら援助していく。

\*遊びを通じて意欲的に取り組めるよう援助し環境を整え、その中で考える力、友達との協調性、最後まで頑張る力など心と体を育てる。

\*自然とのふれ合いにより身近な動植物に親しみを持ち、心豊かな感性を育てる。

◆定員

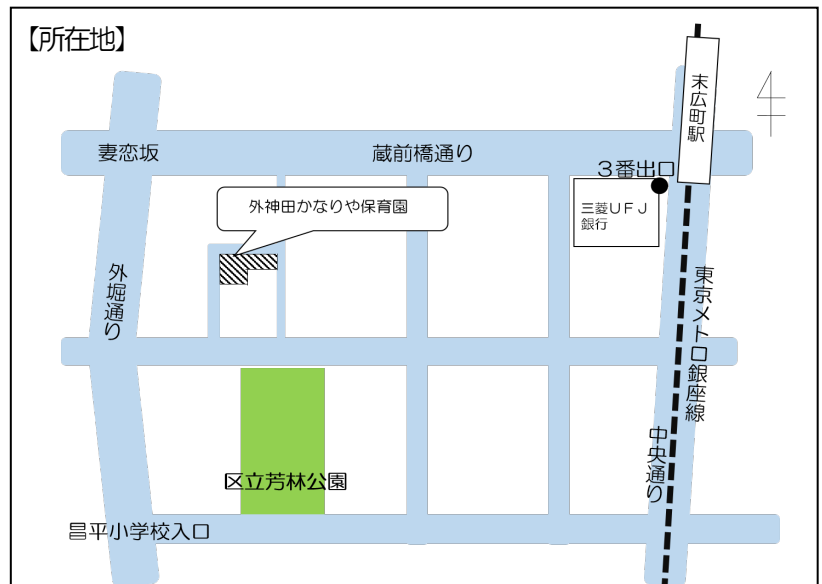
| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 6   | 8   | 9   | 9   | 9   | 9   | 50 |

◆保育時間 通常保育時間 7時30分～18時30分  
 延長保育時間 18時30分～20時30分 (1歳児クラスから)

◆所在地  
外神田三丁目6番13号

◆電話  
3254-6500

◆交通案内  
○東京メトロ銀座線  
末広町駅 徒歩2分





# まなびの森保育園神保町 (私立)



◆設置・運営 株式会社こどもの森

◆運営理念・保育理念

心豊かに強くたくましく生きる力、自分で考える力を育てる

・・・「自立」と「自律」を目指して・・・

◆保育方針

子ども達は日々の生活の中で、様々なことを経験し、多くのことを学んでいきます。乳幼児期の経験は、人間形成の上でとても大切です。一人ひとりの興味・関心を大切に「遊び」の保育に力を入れていきます。室内と戸外のメリハリをつけながら、一人ひとりの発達に合わせて玩具の提供を行い、ねらいをもって活動の幅を広げていきます。そして、“今このタイミングで、この子達に経験させてあげたいこと”を大切に、行事や日々の保育を行っていきたくと思います。

＊基本的な生活習慣を身に付け、健やかな成長を促します

＊遊びや生活を通して、他人を思いやる優しい心を育みます

＊身近な自然や社会との関わりを通して、豊かな人間性を育みます

＊見守る部分を意識的に行い、考える力の基礎を培い、より良く問題解決をする力を育てます

＊子ども達が安心して過ごせる家庭的な雰囲気の中で、のびのびとした成長を促します

◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 9   | 17  | 17  | 19  | 19  | 19  | 100 |

◆保育時間 通常保育時間 7時30分～18時30分  
 延長保育時間 18時30分～20時30分 (全歳児)

◆所在地

神田神保町二丁目 20 番地 31

◆電話

3261-4600

◆交通案内

○東京メトロ半蔵門線「神保町駅」から  
徒歩約3分

【所在地】



# 各区立こども園の紹介

## いずみこども園(区立)

### ◆保育・教育目標

心身ともに健康でたくましく、主体的に遊びや生活をつくり出す力と豊かな感性をもち、自分を大切に、人も大切にする子どもの育成を目指し、次の保育・教育目標を設定する。

- \*元気な子ども・・・安定した気持ちで、意欲的に体を動かし、遊びや生活に取り組む子ども
- \*やさしい子ども・・・人に親しみ、共に遊びや生活を楽しむ子ども
- \*考える子ども・・・物事に興味や関心をもち、考えて行動する子ども

### ◆園の特色

- \*本園の育成課程に基づき、各年齢にふさわしい環境を整え、保育・教育を行っています。
- \*やさしさや思いやりなどの心情を育むとともに、規範意識など道徳性の芽生えを培うために、同年の友達同士の中では、相手を尊重し理解し合える関係づくりをし、コミュニケーション能力を高めるようにしています。また、0歳児～5歳児までの様々な年齢の子ども同士の交流を通して、自己の成長の喜びや自信、他児への親しみ、心地よい人とのかかわり方を感じられるようにしています。
- \*隣接する和泉公園や小学校・パークサイドプラザの施設を活用して、心身の健康づくりに取り組んでいます。また、公園の花壇での計画的な栽培や自然と触れ合う中で四季を感じられるようにし、自然への興味や関心を高めています。
- \*子育て支援事業の“ひだまり広場”では、未就園児の親子の子育ての応援をします。お子さんの遊び場、保護者の育児相談の場としてご利用いただけます。
- \*地域の伝統文化や伝統行事に親しむ機会を地域の方と連携して行っています。

### ◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 |     | 4歳児 |     | 5歳児 |     | 合計  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|     |     |     | 長時間 | 短時間 | 長時間 | 短時間 | 長時間 | 短時間 |     |
| 9   | 12  | 15  | 20  | 15  | 20  | 15  | 20  | 15  | 141 |

### ◆保育時間(長時間)

通常保育時間 7時30分～18時30分

延長保育時間 18時30分～19時30分(1歳児クラスから)

#### ◆所在地

神田和泉町1番地

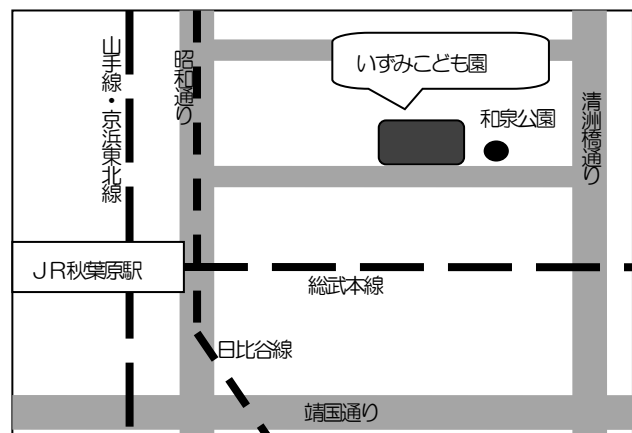
◆電話 3866-9938

#### ◆交通案内

○JR線「秋葉原駅」昭和通り口から徒歩約7分

○東京メトロ日比谷線「秋葉原駅」1番出口から徒歩約7分

○都営新宿線「岩本町駅」A4出口から徒歩約10分





# ふじみこども園(区立)



## ◆保育・教育目標

人権尊重の精神を基調とし6年間を見すえ、富士のようにおおらかで、やさしくたくましいふじみの子どもの育成を目指し、次の保育・教育目標を設定する。

- \*げんきな子・・・心も体も健康で主体的に行動する子ども
- \*がんばる子・・・よく考えてねばり強く取り組む子ども
- \*やさしい子・・・心豊かに感じて自分も人も大切にする子ども
- \*よくたべる子・・・食に関心をもち食べることを楽しむ子ども

## ◆園の特色

- \*本園の育成課程に基づき、各年齢にふさわしい環境を整え、保育・教育を行っています。
- \*子どもが自分の発想で環境に働きかけて取り組む楽しさや充実感などを十分に味わえるようにする中で、主体的に遊びや生活を創り出す意欲と態度を育みます。
- \*生活に必要な身の回りのことを自分で行う喜びを感じられるようにする中で、自立に向けた意欲や態度を培います。
- \*様々な体を動かす遊びを通して、心身の健康と発達を促すとともに、体力の向上を図ります。
- \*めあてに向けて取り組み、できた喜びを味わう経験を重ねる中で、挑戦する意欲や最後までやり遂げようとする態度を育成します。
- \*子どもが自由に探索や試行錯誤のできる体験活動を通して創造力や思考力の芽生えを培います。
- \*敷地内の小学校や隣接の中等教育学校などの教育機関との連携により、保育内容の充実と小学校への滑らかな継続を図ります。

## ◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 |     | 4歳児 |     | 5歳児 |     | 合計  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|     |     |     | 長時間 | 短時間 | 長時間 | 短時間 | 長時間 | 短時間 |     |
| 12  | 20  | 23  | 25  | 25  | 28  | 22  | 28  | 22  | 205 |

- ◆保育時間（長時間） 通常保育時間 7時30分～18時30分  
延長保育時間 18時30分～19時30分（1歳児クラスから）

## ◆所在地

富士見一丁目10番3号

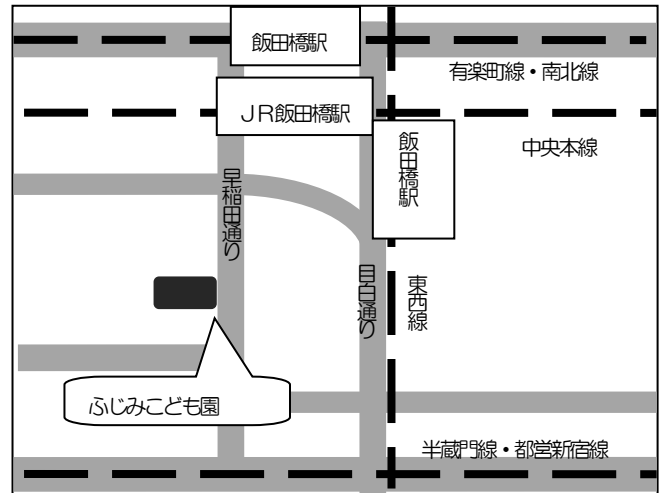
## ◆電話 3263-1009

## ◆交通案内

○JR線「飯田橋駅」西口から徒歩約10分

○東京メトロ東西線・有楽町線・南北線、都営大江戸線「飯田橋駅」A4出口から徒歩約10分

○東京メトロ東西線・半蔵門線、都営新宿線「九段下駅」1番出口から徒歩約10分





## 認定こども園の紹介



# グローバルキッズ 飯田橋こども園



(私立)

◆設置・運営 株式会社グローバルキッズ

◆運営理念・保育理念

『豊かに生きる力を育てる』

◆保育方針

子ども自身が自分の興味や関心に基づいて、主体的・自発的に遊びに取り組むことを促します。  
子どものふれあいの世界を広げ、夢中になれる保育環境を目指します。

◆園の特色

園舎が広く、開放的な雰囲気の中で子どもたちの活発な活動を促します。

◆定員

| 0歳児        | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 |     | 4歳児 |     | 5歳児 |     | 合計           |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|
|            |     |     | 長時間 | 短時間 | 長時間 | 短時間 | 長時間 | 短時間 |              |
| 15<br>(12) | 17  | 18  | 19  | 10  | 19  | 10  | 19  | 10  | 137<br>(134) |

※ ( ) 内は令和6年度の受け入れ人数です。受け入れ人数は変更する場合があります。

◆保育時間 (長時間) 通常保育時間 7時30分～18時30分  
延長保育時間 18時30分～20時30分 (1歳児クラスから)

◆所在地

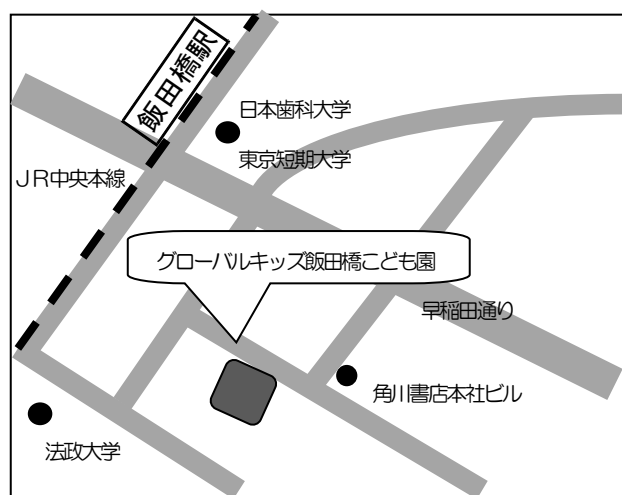
富士見二丁目14番37号 富士見EAST1・2階

◆電話 3230-1811

◆交通案内

○JR線「飯田橋駅」西口から徒歩約5分

○東京メトロ東西線・有楽町線・南北線、都営大江戸線  
「飯田橋駅」B2a出口から徒歩約4分



# 各幼保一体施設の紹介

## 千代田幼保一体施設

### 区立千代田幼稚園

#### ◆教育目標

人権尊重の精神を基盤に、主体的に遊びを楽しむ中で、新しい時代を生き抜く力の基礎を培い、心豊かでたくましい幼児の育成を目指し、次の目標を設定する。

\*あかるくげんきに \*みんななかよく \*よくかんがえて

#### ◆保育方法・保育内容

\*遊びを通して、やりたいという意欲、やってみようという主体性、好奇心や探究心をもってものごとにかかわる生きる力の基礎を培います。一人一人のよさや可能性を伸ばし、友達と一緒に協同する経験を充実させています。

\*自然体験、心を弾ませのびのびと体を動かす経験、多様な表現活動などを通して、学びの基礎を培います。

#### ◆園の特色

\*併設の千代田小学校と連携し、行事や交流活動を行うことで、小学校生活への円滑な接続を図っています。

\*「神田さくら館」内にあるため、施設を教育活動に活用しています。体育館では思い切り体を動かして遊び、地下の温水プールでは、6月から9月までプール遊びを行います。ビオトープの池を設置した屋上庭園では、四季の自然に親しんだり、野菜を育てたりして自然との出会いを大切にしています。

\*音楽や日本伝統文化・体を動かす活動等の専門家を招き、体験を広げています。

#### ◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 |     | 4歳児 |     | 5歳児 |     | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
|     |     |     | 長時間 | 短時間 | 長時間 | 短時間 | 長時間 | 短時間 |    |
|     |     |     | 10  | 15  | 10  | 15  | 10  | 15  | 75 |

#### ◆保育時間（長時間）

通常保育時間

7時30分～18時30分

延長保育時間

18時30分～19時30分（全歳児）

### マミーズエンジェル千代田保育園(私立)

#### ◆設置・運営 株式会社マミーズエンジェル

#### ◆運営理念・保育理念 『子どもの人格・個性・自主性の尊重』

#### ◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 |     | 4歳児 |     | 5歳児 |     | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
|     |     |     | 長時間 | 短時間 | 長時間 | 短時間 | 長時間 | 短時間 |    |
| 3   | 7   | 10  |     |     |     |     |     |     | 20 |

#### ◆保育時間

通常保育時間：7時30分～18時30分 延長保育時間：18時30分～19時30分

※延長保育は事前申し込みが必要です。1～2歳児クラス各2人までの受け入れになります。

定員に達している場合、延長保育はご利用できません。

※延長保育は月極のみとなっています。

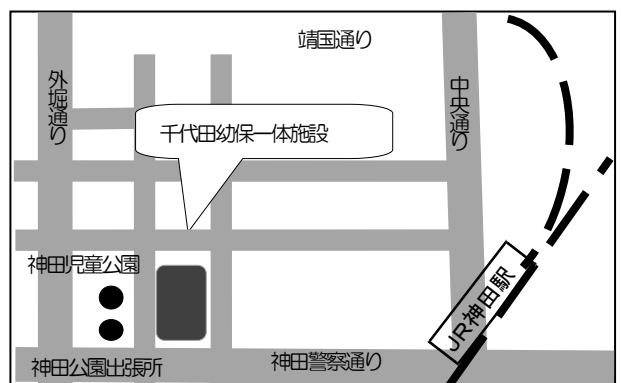
#### ◆所在地 神田司町三丁目16番地

#### ◆電話 (幼稚園) 3256-1709

(保育園) 3255-0085

#### ◆交通案内

- 「神田駅」北口（JR線）または2・4番出口より下車徒歩5分（東京メトロ銀座線）
- 「淡路町駅・小川町駅」A1番出口より下車徒歩5分（東京メトロ丸ノ内線、都営新宿線）



# 昌平幼保一体施設

## 区立昌平幼稚園

### ◆教育目標

生命尊重と人権尊重の精神を基に、心豊かで主体的に生活する知・徳・体のバランスのとれた幼児の育成を目指す。

\*自分で考える子    \*仲よく遊ぶ子    \*明るく元気な子

### ◆保育方法・保育内容

\*発達や年齢に適した環境と主体的な遊び、稲作、野菜栽培、園庭の自然との関わりなどを通して、体験に基づく学びを充実させ、確かな学力につながる言葉の獲得や探究する力、表現力などを育みます。

\*稲作や太鼓活動を通じた地域の方との交流、小学生や保育園児との交流などを通して、豊かな人間性を育みます。

\*体を動かす遊びの充実や食育指導の実施を通して、すすんで運動する態度の育成や生活習慣の定着を図ります。

### ◆園の特色

\*併設の昌平小学校及び同一施設内にある昌平保育園との連携を図り、行事や交流活動を行っています。

\*健康な心と体を育むため、小学校の屋内プールや全天候型の屋上校庭、体育館、近隣の芳林公園を活用し、体を動かす遊びの充実を図っています。プールや体操の専門指導員と連携した活動も実施しています。

### ◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 |     | 4歳児 |     | 5歳児 |     | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
|     |     |     | 長時間 | 短時間 | 長時間 | 短時間 | 長時間 | 短時間 |    |
|     |     |     | 10  | 15  | 10  | 15  | 10  | 15  | 75 |

### ◆保育時間（長時間）

通常保育時間

7時30分～18時30分

延長保育時間

18時30分～19時30分（全歳児）

## 小学館アカデミー昌平保育園(私立)

### ◆設置・運営 株式会社小学館アカデミー

### ◆運営理念・保育理念

『あったかい心をもつ子どもに育てる』

### ◆定員

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 |     | 4歳児 |     | 5歳児 |     | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
|     |     |     | 長時間 | 短時間 | 長時間 | 短時間 | 長時間 | 短時間 |    |
| 5   | 10  | 10  |     |     |     |     |     |     | 25 |

### ◆保育時間

通常保育時間

7時30分～18時30分

延長保育時間

18時30分～21時30分（全歳児）

### ◆所在地

外神田三丁目4番7号

### ◆電話

(幼稚園) 3251-0768

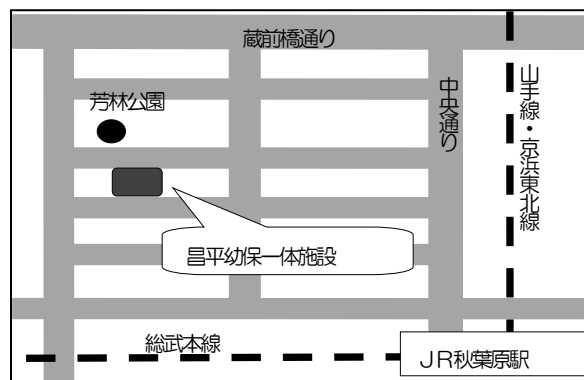
(保育園) 3526-3621

### ◆交通案内

○東京メトロ銀座線「末広町駅」3番出口

から徒歩約3分

○JR線「秋葉原駅」電気街口から徒歩約7分



# 各事業所内保育事業の紹介



## 厚生労働省5号館保育室 (私立)



◆運営・設置 株式会社アルファコーポレーション

◆保育目標

- ① 基本的な生活習慣を身につけた子ども
- ② よく遊び、よく考える子ども
- ③ 思いやりの気持ちを持つ子ども
- ④ 自分の気持ちや考えを伝えられる子ども
- ⑤ 良い事・悪い事がわかる子ども

◆保育方法・保育内容

※保育目標を基に、少人数のゆったりと穏やかな雰囲気の日々の中で、様々な保育カリキュラム（お散歩・製作・触れ合い遊び等）を提供しています。

すべてのお子さまが同じ空間で過ごす中で、異年齢のお友だちとの交流も深まり、優しい心を育てています。

※戸外活動では、日比谷公園で四季折々の自然に触れながら体を思い切り動かして遊びます。天候が悪い日にはビル内のお散歩で、省内職員の方々に温かく見守られながら過ごしています。

◆定員

|     | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|----|
| 全体  | 8   | 5   | 3   | 16 |
| 区民枠 | 1   | 2   | 2   | 5  |

※区民枠は区内在住の児童が対象となります。そのほかは事業所及び周辺の省庁で働く方のお子さんが対象です。

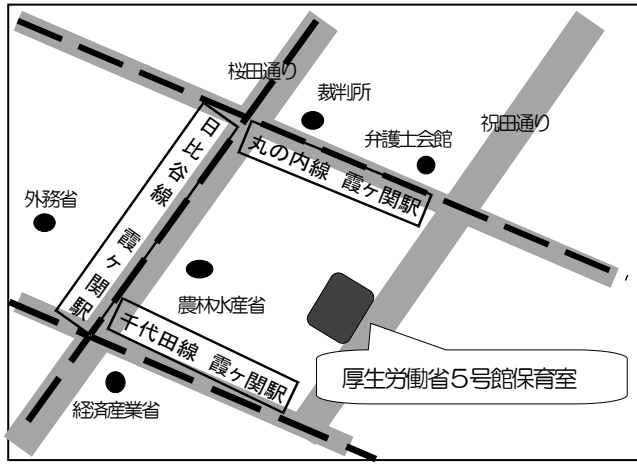
◆保育時間 通常保育時間 7時30分～18時30分  
 延長保育時間 18時30分～21時（満8か月児から）  
 ※土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始はお休みです。

※当施設は2歳児クラスまでの保育となります。2歳児クラス修了後は、別の保育施設をご利用いただくこととなりますのでご注意ください。その際、「クリアナーサリー市ヶ谷」への入園を希望する場合は入園順位が1位となり、その他の認可保育園等への入園を希望する場合も、入園順位を優先します。（4月入園のみ）

◆所在地  
 霞が関一丁目2番2号 中央合同庁舎第5号館

◆電話 3504-0015

◆交通案内  
 ○東京メトロ丸ノ内線・千代田線・日比谷線「霞ヶ関駅」  
 B3出口 直結





# アソシエナーサリー霞が関(私立)



## ◆設置・運営

株式会社アソシエ・インターナショナル

## ◆保育目標

- \*生き生きと遊ぶ子ども
- \*思いやりのある子ども
- \*たくましくて丈夫な子ども
- \*自分で考えて行動する子ども

## ◆保育方法・保育内容

- \*常に子ども目線で考え、子どもが主体的に遊べる環境作りをし、一人ひとりの育とうとする力を信じて見守ります。
- \*「命を預かる」という認識を持って子どもの思いや欲求を受け止め、常に正しい言葉遣いで語りかけます。

## ◆定員

|     | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|----|
| 全体  | 7   | 7   | 5   | 19 |
| 区民枠 | 5   |     |     | 5  |

※区民枠は区内在住の児童が対象となります。そのほかは事業所で働く方のお子さんが対象です。

## ◆保育時間

通常保育時間 7時30分～18時30分

延長保育時間 18時30分～21時(満1歳児から)

※土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始はお休みです。

※当施設は2歳児クラスまでの保育となります。2歳児クラス修了後は、別の保育施設をご利用いただくこととなりますのでご注意ください。その際、認可保育園等への入園を希望する場合は、入園順位を優先します。(4月入園のみ)

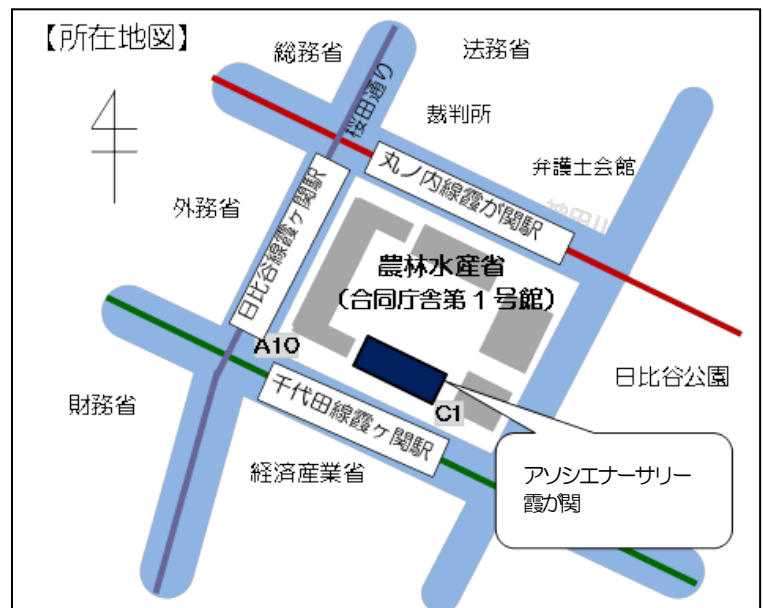
## ◆所在地

霞が関一丁目2番1号  
中央合同庁舎第1号館南別棟

## ◆電話 6205-7596

## ◆交通案内

○東京メトロ丸ノ内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」徒歩約5分





# グローバルキッズ経済産業省保育室(私立)



## ◆設置・運営

株式会社グローバルキッズ

## ◆運営理念・保育理念

豊かに「生きる力」を育てる

## ◆保育方針

- \*子どもの気持ちを大切に受け止め応える保育
- \*言葉やふれあいを大切に、愛情を育む保育
- \*子どものやってみたいを実現できる保育

## ◆保育目標

- \*たくさんの愛情を感じ自分も周りも大切にできる子
- \*自分の好きな事を見つけ、挑戦できる子
- \*自分の思いを素直に伝えることができ、相手の思いもよく聞こうとする子
- \*興味を広げられる子

## ◆定員

|     | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|----|
| 全体  | 3   | 9   |     | 12 |
| 区民枠 | 0   | 2   | 2   | 4  |

※区民枠は区内在住の児童が対象となります。そのほかは事業所内で働く方のお子様対象です。

## ◆保育時間

通常保育時間 7時30分～18時30分

延長保育時間 18時30分～21時(区民枠は1歳児クラスから)

※土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始はお休みです。

**※当施設は2歳児クラスまでの保育となります。2歳児クラス修了後は、別の保育施設をご利用いただくことになりますのでご注意ください。その際、認可保育園等への入園を希望する場合は、入園順位を優先します。(4月入園のみ)**

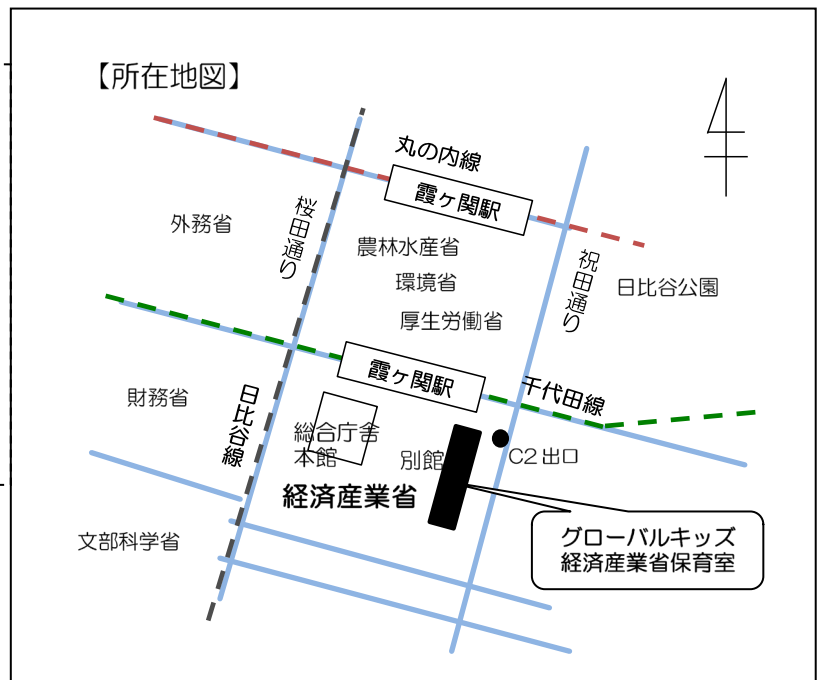
## ◆所在地

霞が関一丁目3番1号  
経済産業省総合庁舎別館1階

## ◆電話 6268-8750

## ◆交通案内

○東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」C2出口





# ゆうてまち保育園 (私立)



◆設置・運営 株式会社ポピンズエデュケア

◆保育目標

\*寛容な人間 \*聡明で愛情深い人間 \*探究心の旺盛な人間 \*グローバルな社会で活躍できる人間

ポピンズナーサリースクールでは、様々な可能性を秘めたお子様たちに、真の人間教育（エデュケア）を行います。世界に羽ばたく一人ひとりのお子様へ寄り添い、もって生まれた力をさらに伸ばし、新たな力を見つけて引き出すエデュケアを実践しています。

◆保育内容

- ・ 日常の生活や遊びの中でのSDGs活動、アート、食育、保健指導などの沢山の本物体験を通して、お子様の「個性」を伸ばすプログラムを実践します。
- ・ オンライン等を利用して他の多文化を知る機会を提供します。
- ・ 地域には公園や施設があります。発見を楽しみながら、散策や戸外活動をします。
- ・ 行事は、季節を感じたり、お祝いをしたり、お子様自らが参加し、楽しい気持ちを持つことを大切に考えています。
- ・ 最新のITシステムを活用し、連絡帳をWeb上でやりとりをします。
- ・ 自園調理でお子様にお食事を提供しています。・ お子様安全かつ主体的に学べる空間づくりをしています。

◆定員

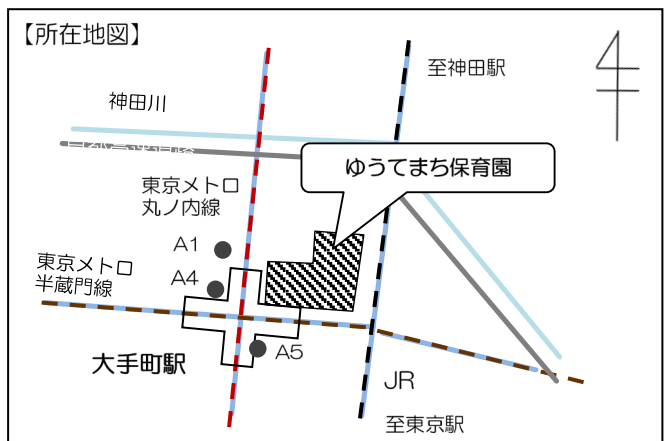
|     | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|----|
| 全体  | 9   | 11  | 6   | 26 |
| 区民枠 | 1   | 3   | 3   | 7  |

※区民枠は区内在住の児童が対象となります。そのほかは事業所で働く方のお子さんが対象です。

◆保育時間 通常保育時間 7時30分～18時30分  
 延長保育時間 18時30分～19時30分（全歳児）  
 ※土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始はお休みです。

※当施設は2歳児クラスまでの保育となります。2歳児クラス修了後は、別の保育施設をご利用いただくこととなりますのでご注意ください。その際、認可保育園等への入園を希望する場合は、入園順位を優先します。（4月入園のみ）

- ◆所在地 大手町二丁目3番1号  
大手町プレイス 2階
- ◆電話 6265-1145
- ◆交通案内  
○東京メトロ半蔵門線・丸ノ内線「大手町駅」  
A5出口から徒歩約1分





# 財務省らる保育室(私立)



## ◆設置・運営

株式会社日本ディケアセンター

## ◆保育目標

職員は保護者の皆様にとって「最も信頼できる人」でありたいという理念があります。  
人間形成の基本を養う大切な時期のお子様をお預かりし、保育園の生活や遊びの中で、  
「あかるく・たくましく・集中できる子どもに」  
を保育目標に、豊かな心情、豊かな感性を育んでまいります。

## ◆保育方法・保育内容

小規模だからできるお子様ひとりひとりに向き合ったゆとりある保育を行います。

- \*「リトミックの導入」体を使って歌と音楽を楽しみ情操を育てます。
- \*「モンテッソーリ教具の使用」子どもの自律、集中力、判断力が育ち笑顔が増えます。
- \*「食育」食を通して生きる力を育てていきます。

## ◆定員

| 定員  | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|----|
| 全体  | 7   | 6   | 6   | 19 |
| 区民枠 | 1   | 2   | 2   | 5  |

※区民枠は区内在住の児童が対象となります。そのほかは事業所で働く方のお子さんが対象です。

- ◆保育時間 通常保育時間 7時30分～18時30分  
延長保育時間 18時30分～21時（全歳児）

※土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始はお休みです。

**※当施設は2歳児クラスまでの保育となります。2歳児クラス修了後は、別の保育施設をご利用いただくこととなりますのでご注意ください。その際、認可保育園等への入園を希望する場合は、入園順位を優先します。(4月入園のみ)**

## ◆所在地

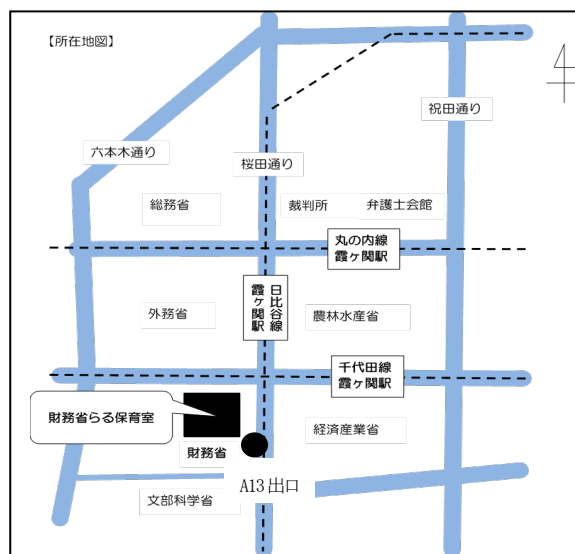
霞が関三丁目1番1号  
財務省本庁舎

## ◆電話

6205-4163

## ◆交通案内

○東京メトロ丸ノ内線・日比谷線・千代田線  
「霞ヶ関駅」A13出口





## 小規模保育事業の紹介



# 小規模保育室

## 「あい・ぽーと」小さな家 麹町(私立)



◆運営法人 特定非営利活動法人あい・ぽーとステーション

- ◆保育目標
- 0歳児 生活リズムを整え、生理的欲求や愛着欲求に応えつつ、情緒の安定を図る。発達に見合った活動を楽しむプログラムを通して心身諸機能の発達を促す。
  - 1歳児 自分でする気持ちを育てる。  
自由に身体を動かすことを楽しみ、周囲への関心を持てるようにする。
  - 2歳児 身の回りの人との愛着関係を築き、徐々に友達とも関わって遊ぶ楽しさを味わう。  
※連携保育園では、行事などを一緒に行います。  
※家庭的保育者の配置は国の設置基準を順守しています。

◆対象者 次のいずれの要件も満たしているお子さん

- ①千代田区内に在住
- ②生後10ヶ月～3歳未満(4月1日現在) ※3歳に達した年度末まで在園できます
- ③保護者が仕事や病気のため家庭内で保育することが困難
- ④保育者又は保育補助者と三親等以内の親族関係にない

◆定員

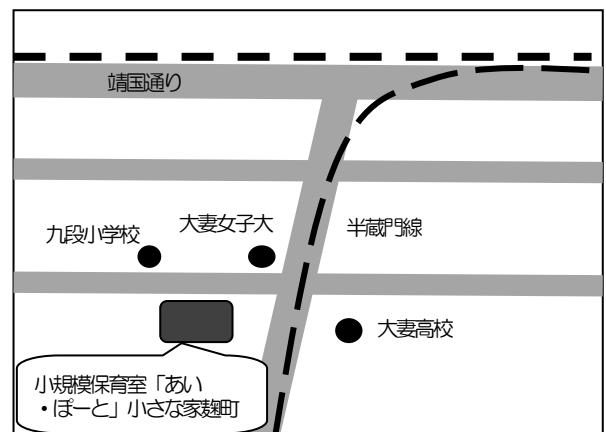
| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 合計 |
|-----|-----|-----|----|
| 1   | 4   | 5   | 10 |

- ◆保育時間 通常保育時間 9時00分～17時00分  
延長保育時間 17時00分～18時00分(全歳児)  
※土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始はお休みです。

※当施設は2歳児クラスまでの保育となります。2歳児クラス修了後は、別の保育施設をご利用いただくこととなりますのでご注意ください。その際、認可保育園等への入園を希望する場合は、入園順位を優先します。(4月入園のみ)

- ◆所在地 三番町7番地(旧麹町保育園仮園舎1階)
- ◆電話 3556-8472
- ◆交通案内
  - JR線、東京メトロ有楽町線、都営新宿線「市ヶ谷駅」A3出口から徒歩約10分
  - 東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」5番出口から徒歩約5分
- ※ 連携保育園：麹町保育園、四番町保育園

※当施設の建物は暫定利用で、1年ごとに契約の更新をします。そのため近隣に移転する場合等がありますが、在園児は継続して移転先の施設に通園することができます。



## 居宅訪問型保育事業（障害児向け）の紹介



# 障害児訪問保育アニー（認可）



- ◆運営法人 特定非営利活動法人フローレンス
- ◆保育目標 「やりたい」気持ちを広げ、生きる力を育む  
子どもがたくさんの人と出会えるように。親が働くことを選択できるように。  
私たちは子どもにとっても親にとっても、社会につながる第1歩でありたいと考えています。
- ◆保育内容 障害や疾病等により集団保育が困難であると認められるお子さんを、ご自宅で保育します。  
たんの吸引や胃ろう等の医療的ケアにも対応しています。
- ◆保育時間 月～金曜日の8時～18時までのうち、最大8時間（祝祭日及び年末年始を除く。）  
※気管切開をしていたり、人工呼吸器等を使用している呼吸器系疾患のお子さんについては、月～金曜日の9時～18時までのうち、3時間～4時間となります。まずは事業者までお問い合わせください。
- ◆対象者 次のいずれの要件も満たしているお子さん。
  - ①千代田区内に在住
  - ②1歳～5歳まで ※満1歳未満の受け入れについては、事業者までお問い合わせください。
  - ③障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であることが確認できた場合
  - ④事業者との面接において、保育が可能と判断されている
  - ⑤面接において預かりが可能と判断されている※申し込みの状況によっては、ご利用決定まで数か月を要する場合があります。
- ◆利用料 認可保育園の保育料と同額となり、運営事業者へお支払いいただきます。  
※その他巡回する看護師の交通費・制作等の材料費等がかかります。  
※お弁当・おやつは各ご家庭でご用意をお願いいたします。
- ◆お問い合わせ先 TEL：03-6811-0907  
※電話代行サービスを利用しています。電話口担当者に「障害児訪問保育アニーを利用希望」とお伝えください。  
事業者から折り返しご連絡いたします。
- ◆Webページ <https://annie-hoiku.jp/>



## 認証保育所等一覧

※お申し込みや詳細については直接各施設へお問い合わせください。  
 ※定員は実情に合わせて変更になる可能性があります。最新の定員は、  
 各施設へ直接お問い合わせください。

※保育年齢は毎年度4月1日が基準です。

令和5年9月1日現在

### <認証保育所・区緊急保育施設>

【定員】

人

| 施設名・住所・電話                                                             | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児以上 | 合計 |
|-----------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-------|----|
| ● <b>保育園ドルチェ</b><br>九段北四丁目2番22号 市ヶ谷スポーツプラザ1F<br>☎3222-0355            | 7   | 8   | 9   | 16  |       | 40 |
| ● <b>キッズスクウェア丸の内東京ビル</b><br>丸の内二丁目7番3号 東京ビル3F<br>☎5809-6601           | 6   | 10  | 6   | 0   |       | 22 |
| ● <b>マミーズエンジェル神田駅前保育園</b><br>内神田二丁目5番2号 信交会ビル1F<br>☎3256-8788         | 4   | 5   | 8   | 6   | 15    | 38 |
| ● <b>小学館アカデミー神保町保育園</b><br>神田神保町二丁目20番地 SP神保町第2ビル1F<br>☎3515-9103     | 6   | 6   | 9   | 19  |       | 40 |
| ● <b>ピノキオ幼児舎番町園</b><br>五番町5番地6 ピラカーサ五番町1-101<br>☎3221-0572            | 4   | 5   | 5   | 4   | 8     | 26 |
| ● <b>キッズスクウェア永田町</b><br>永田町二丁目1番2号 衆議院第2議員会館<br>☎6206-1155            | 9   | 9   | 7   | 8   | 1     | 34 |
| ● <b>キッズスクウェア丸の内永楽ビル</b><br>丸の内一丁目4番1号<br>丸の内永楽ビルディング2F<br>☎6273-4320 | 8   | 10  | 5   | 1   | 2     | 26 |
| ● <b>保育室「愛の園」</b><br>外神田二丁目17番4号 ヒルデンス石村1F<br>☎6672-3495              | 8   | 13  | 11  | 0   |       | 32 |
| ● <b>グローバルキッズ神田駅前保育園</b><br>鍛冶町二丁目4番2号 旧今川中学校1階<br>☎5256-2811         | 6   | 8   | 8   | 18  |       | 40 |

### <区補助対象保育室>

【定員】

人

| 施設名・住所・電話                                                                    | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児以上 | 合計 |
|------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-------|----|
| ● <b>ひまわり育児室</b><br>富士見二丁目14番23号<br>☎5214-7070                               | 5   | 4   | 6   | 5   | 6     | 26 |
| ● <b>ハイブリッドマムプリスクールナーサリー千代田<br/>富士見</b><br>富士見一丁目6番1号 富士見ビルB1F<br>☎6272-4438 | 6   | 8   | 8   | 8   | 10    | 40 |

## 各認証保育所等の紹介

※各保育料は月極のご案内です。

### ～保育園ドルチェ～



|       |                                       |             |                                  |     |     |       |
|-------|---------------------------------------|-------------|----------------------------------|-----|-----|-------|
| 所在地   | 九段北四丁目2番22号<br>市ヶ谷スポーツプラザ1F           | 開 所 時 間     | 月～土曜日 7:00～22:00<br>日・祝・年末年始は休園日 |     |     |       |
| 電 話   | 03-3222-0355                          |             |                                  |     |     |       |
| 運 営   | ウイングベビー株式会社                           |             |                                  |     |     |       |
| 利用対象者 | 生後 57 日目から小学校就<br>学前                  |             |                                  |     |     |       |
| 開所日   | 平成 16 年 11 月 1 日                      | 定 員<br>40 名 | 0歳児                              | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児以上 |
| 入園料   | 63,000 円                              |             | 7                                | 8   | 9   | 16    |
| 保育料   | 51,000 円～117,000 円（歳児、利用時間によって異なります。） |             |                                  |     |     |       |

### ～キッズスクウェア丸の内東京ビル～



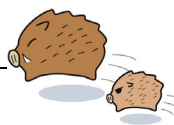
|       |                                |             |                                   |     |     |       |
|-------|--------------------------------|-------------|-----------------------------------|-----|-----|-------|
| 所在地   | 丸の内二丁目7番3号<br>東京ビル3F           | 開 所 時 間     | 月～土曜日 7:30～20:30<br>日・祝日・年末年始は休園日 |     |     |       |
| 電 話   | 03-5809-6601                   |             |                                   |     |     |       |
| 運 営   | 株式会社アルファコーポレ<br>ーション           |             |                                   |     |     |       |
| 利用対象者 | 生後 57 日目から小学校就<br>学前まで         |             |                                   |     |     |       |
| 開所日   | 平成 17 年 12 月 1 日               | 定 員<br>22 名 | 0歳児                               | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児以上 |
| 入園料   | 50,000 円                       |             | 6                                 | 10  | 6   | 0     |
| 保育料   | 0～2 歳児：80,000 円 3 歳児～：77,000 円 |             |                                   |     |     |       |

### ～マミーズエンジェル神田駅前保育園～



|       |                                      |             |                                                         |     |     |       |
|-------|--------------------------------------|-------------|---------------------------------------------------------|-----|-----|-------|
| 所在地   | 内神田二丁目5番2号<br>信交会ビル1F                | 開 所 時 間     | 月～土曜日 7:30～22:00<br>(基本時間は7:30～20:30まで)<br>日・祝・年末年始は休園日 |     |     |       |
| 電 話   | 03-3256-8788                         |             |                                                         |     |     |       |
| 運 営   | 株式会社マミーズエンジェル                        |             |                                                         |     |     |       |
| 利用対象者 | 生後43日目から小学校就<br>学前                   |             |                                                         |     |     |       |
| 開所日   | 平成 19 年 11 月 1 日                     | 定 員<br>38 名 | 0歳児                                                     | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児以上 |
| 入園料   | 38,000 円                             |             | 4                                                       | 5   | 8   | 21    |
| 保育料   | 68,200 円～90,500 円（歳児、利用時間によって異なります。） |             |                                                         |     |     |       |

## ～小学館アカデミー神保町保育園～



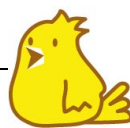
|       |                                    |            |                                  |     |     |       |
|-------|------------------------------------|------------|----------------------------------|-----|-----|-------|
| 所在地   | 神田神保町二丁目 20 番地<br>SP 神保町第2ビル1F     | 開 所<br>時 間 | 月～土曜日 7:30～22:00<br>日・祝・年末年始は休園日 |     |     |       |
| 電 話   | 03-3515-9103                       |            |                                  |     |     |       |
| 運 営   | 株式会社小学館アカデミー                       |            |                                  |     |     |       |
| 利用対象者 | 生後 57 日目から小学校就<br>学前               |            |                                  |     |     |       |
| 開所日   | 平成 21 年 4 月 1 日                    | 定 員<br>40名 | 0歳児                              | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児以上 |
| 入園料   | 21,000円                            |            | 6                                | 6   | 9   | 19    |
| 保育料   | 67,700～107,800円（歳児、利用時間によって異なります。） |            |                                  |     |     |       |

## ～ピノキオ幼児舎番町園～



|       |                                   |            |                                                                                   |     |     |       |
|-------|-----------------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-------|
| 所在地   | 五番町 5 番地 6<br>ピラカーサ五番町 1-101      | 開 所<br>時 間 | 月～土曜日 7:30～20:30（～22:00）<br>日・祝・年末年始は休園日<br>※22:00 までのお預かりについては要相談<br>（別途申し込み・料金） |     |     |       |
| 電 話   | 03-3221-0572                      |            |                                                                                   |     |     |       |
| 運 営   | 株式会社ピノコーポレー<br>ション                |            |                                                                                   |     |     |       |
| 利用対象者 | 1ヶ月健診終了から小学校<br>就学前               |            |                                                                                   |     |     |       |
| 開所日   | 平成 22 年 3 月 1 日                   | 定 員<br>26名 | 0歳児                                                                               | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児以上 |
| 入園料   | 20,000円                           |            | 4                                                                                 | 5   | 5   | 12    |
| 保育料   | 67,000～87,000円（歳児、利用時間によって異なります。） |            |                                                                                   |     |     |       |

## ～キッズスクウェア永田町～



|       |                                                         |            |                                   |     |     |       |
|-------|---------------------------------------------------------|------------|-----------------------------------|-----|-----|-------|
| 所在地   | 永田町二丁目 1 番 2 号<br>衆議院第二議員会館                             | 開 所<br>時 間 | 月～土曜日 8:00～21:00<br>日・祝日・年末年始は休園日 |     |     |       |
| 電 話   | 03-6206-1155                                            |            |                                   |     |     |       |
| 運 営   | 株式会社アルファコーポレ<br>ーション                                    |            |                                   |     |     |       |
| 利用対象者 | 生後 57 日目から小学校就<br>学前まで                                  |            |                                   |     |     |       |
| 開所日   | 平成 22 年 9 月 1 日                                         | 定 員<br>34名 | 0歳児                               | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児以上 |
| 入園料   | 0円                                                      |            | 9                                 | 9   | 7   | 9     |
| 保育料   | 0歳児:78,100円 1～2歳児:76,140円 3歳児:73,210円 4歳児以上:<br>68,330円 |            |                                   |     |     |       |

## ～キッズスクウェア丸の内永楽ビル～



|       |                             |            |                                                                 |     |     |       |
|-------|-----------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------|-----|-----|-------|
| 所在地   | 丸の内一丁目4番1号<br>丸の内永楽ビルディング2F | 開 所 時 間    | 月～土曜日 7:30～20:30<br>日・祝日・年末年始は休園日<br>※土曜日はキッズスクウェア丸の内東京ビルにて合同保育 |     |     |       |
| 電 話   | 03-6273-4320                |            |                                                                 |     |     |       |
| 運 営   | 株式会社アルファコーポレーション            |            |                                                                 |     |     |       |
| 利用対象者 | 生後57日目から小学校就学前まで            |            |                                                                 |     |     |       |
| 開所日   | 平成24年4月1日                   | 定 員<br>26名 | 0歳児                                                             | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児以上 |
| 入園料   | 50,000円                     |            | 8                                                               | 10  | 5   | 3     |
| 保育料   | 0～2歳児：80,000円 3歳児～：77,000円  |            |                                                                 |     |     |       |

## ～保育室「愛の園」～



|       |                                                                  |            |                                   |     |     |       |
|-------|------------------------------------------------------------------|------------|-----------------------------------|-----|-----|-------|
| 所在地   | 外神田二丁目17番4号<br>ビルデンス石村1F                                         | 開 所 時 間    | 月～土曜日 7:00～20:00<br>日・祝・年末年始は休園日。 |     |     |       |
| 電 話   | 03-6672-3495                                                     |            |                                   |     |     |       |
| 運 営   | 有限会社ing-sn                                                       |            |                                   |     |     |       |
| 利用対象者 | 生後57日目から小学校就学前まで                                                 |            |                                   |     |     |       |
| 開所日   | 平成24年6月1日                                                        | 定 員<br>30名 | 0歳児                               | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児以上 |
| 入園料   | 55,000円                                                          |            | 8                                 | 13  | 11  | 0     |
| 保育料   | 0歳児：60,000円～80,000円 1歳児以上：55,000円～77,000円<br>(歳児、利用時間によって異なります。) |            |                                   |     |     |       |

## <区緊急保育施設の紹介>

### ～グローバルキッズ神田駅前保育園～



|       |                                      |            |                                  |     |     |       |
|-------|--------------------------------------|------------|----------------------------------|-----|-----|-------|
| 所在地   | 鍛冶町二丁目4番2号<br>旧今川中学校1階               | 開 所 時 間    | 月～土曜日 7:30～20:30<br>日・祝・年末年始は休園日 |     |     |       |
| 電 話   | 03-5256-2811                         |            |                                  |     |     |       |
| 運 営   | 株式会社グローバルキッズ                         |            |                                  |     |     |       |
| 利用対象者 | 生後57日目から5歳児                          |            |                                  |     |     |       |
| 開所日   | 平成28年4月1日                            | 定 員<br>40名 | 0歳児                              | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児以降 |
| 入園料   | 0円                                   |            | 6                                | 8   | 8   | 18    |
| 保育料   | 68,700円～102,800円 (歳児、利用時間によって異なります。) |            |                                  |     |     |       |

※ 開設期間は、令和8年3月31日まで(予定)

## <区補助対象保育室の紹介>

### ～ひまわり育児室～



|       |                                    |            |                                  |     |     |       |
|-------|------------------------------------|------------|----------------------------------|-----|-----|-------|
| 所在地   | 富士見二丁目 14 番 23 号                   | 開 所<br>時 間 | 月～土曜日 7:15～20:15<br>日・祝・年末年始は休園日 |     |     |       |
| 電 話   | 03-5214-7070                       |            |                                  |     |     |       |
| 運 営   | NPO 法人ひまわり育児室                      |            |                                  |     |     |       |
| 利用対象者 | 生後 57 日目から小学校就<br>学前               |            |                                  |     |     |       |
| 開所日   | 昭和 39 年 3 月 2 日                    | 定 員<br>26名 | 0歳児                              | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児以上 |
| 入園料   | 10,000 円                           |            | 5                                | 4   | 6   | 11    |
| 保育料   | 65,000～91,900 円（歳児、利用時間によって異なります。） |            |                                  |     |     |       |

### ～ハイブリッドママプリスクールナーサリー千代田富士見～



|       |                                                                    |            |                                  |     |     |       |
|-------|--------------------------------------------------------------------|------------|----------------------------------|-----|-----|-------|
| 所在地   | 富士見一丁目6番1号<br>富士見ビルB 1F                                            | 開 所<br>時 間 | 月～土曜日 7:30～20:30<br>日・祝・年末年始は休園日 |     |     |       |
| 電 話   | 03-6272-4438                                                       |            |                                  |     |     |       |
| 運 営   | HybridMom 株式会社                                                     |            |                                  |     |     |       |
| 利用対象者 | 生後57日目～小学校就学前                                                      |            |                                  |     |     |       |
| 開所日   | 平成26年4月1日                                                          | 定 員<br>38名 | 0歳児                              | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児以上 |
| 入園料   | 100,000 円                                                          |            | 6                                | 8   | 8   | 18    |
| 保育料   | 76,000～80,000 円（歳児、利用時間によって異なります。またプリスクール受講料 60,000 円/月は別料金となります。） |            |                                  |     |     |       |

園をお選びの際に参考としてお役立てください。

### \* 保育所の第三者評価 \*

「第三者評価」は、保育所が第三者機関や利用者から評価を受けて、その評価結果を幅広く公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを目指すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものです。

第三者評価の詳細及び評価結果は「とうきょう福祉ナビゲーション」でご覧いただけます。以下のQRコード、またはURLよりアクセスが可能です。



URL : <https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm>

※地域型保育事業の第三者評価結果は、とうきょう福祉ナビゲーションに掲載されませんので、園や運営事業者のホームページ等でご確認ください。

## 子育て中のママ・パパ、これからママ・パパになる方へ

妊娠中、子育て中は、悩みや心配がいっぱいです。どんなことでもご相談ください。

### ちよだ ●千代田っこホットライン●

「子どもが泣き止まない」「イライラしてしまう」「子どもが言うことを聞いてくれない」など、子育てに関連するあらゆる相談をお受けします。

対象：妊娠中の方、18歳未満の子どもとその家族

時間： **24時間365日** 専門相談員がお受けします。

お問い合わせ先：児童・家庭支援センター専用電話 **03-3256-8150**



### ～「あい・ぽーと」麹町 子育て相談室「こかげ」～

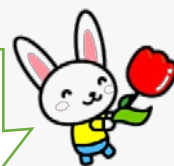
子育て支援員資格を取得した方の中で専門研修を受講した相談員が、寄り添い型の相談・助言をおこないます。

日時：月曜日から金曜日の10:00～18:00、土曜日の10:00～17:00

電話番号：03-3556-8474

住所：三番町7

一時預かりやひろばもあります。







## お問い合わせ先

| 内容                    | 担当      | 電話           |
|-----------------------|---------|--------------|
| • 認可保育施設および区立幼稚園のお申込み | 入園審査係   | 03-5211-4119 |
| • 在園中の手続きに関すること       |         |              |
| • 医療的ケア児・障害児保育について    |         |              |
| • 保育料について             | 保育運営支援係 | 03-5211-4117 |
| • 認証保育所の保育料減額補助       |         |              |